

## 第 2 次相模原市

# 水とみどりの基本計画・生物多様性戦略

(案)

相模原市







序章 策定に当たって	1
1. 策定の趣旨と背景	1
(1) 計画の趣旨	1
(2) 策定の背景	1
(3) 社会情勢の変化による新たな関連要素	2
2. 計画の期間と対象区域	5
(1) 計画期間	5
(2) 計画対象区域	5
3. 計画の位置付け	6
4. 用語の定義	7
(1) みどりの定義	7
(2) 水の定義	8
(3) 生物多様性の定義	9
5. 生物多様性の意義	10
(1) 3つのレベルの生物多様性	10
(2) 生態系サービス	11
(3) 生物多様性にせまる危機	12
(4) 生物多様性の保全の意義	13
6. 前計画における取組状況	14
第1章 概況と課題	16
1. 本市の概況	16
(1) 位置と地勢	16
(2) 沿革	16
(3) 人口	17
(4) 農林業の動向	18
2. みどり・水・生物多様性の保全等の概況	19
(1) みどりの概況	19
(2) 水辺の概況	30
(3) 生物多様性の概況	34
(4) 市民等アンケート調査の結果	39
(5) 保全団体の活動	42
3. みどり・水・生物多様性の課題	44
(1) 水とみどりの課題	44
(2) 生物多様性の課題	44
(3) 保全団体等人的な課題	44
第2章 基本理念と将来像	45
1. 基本理念	45
2. 将来像	46
(1) 将来イメージ	46
(2) 将来像図	47
3. 計画体系図	51

第3章 施策の体系	52
1. 基本方針	52
2. 基本目標1	54
3. 基本目標2	57
4. 基本目標3	63
5. 基本目標4	66
第4章 地域別計画	68
1. 相模川上流域	69
(1) 流域の現況と課題	69
(2) 流域別施策の方向	69
(3) 推進施策	70
2. 相模川下流域	73
(1) 流域の現況と課題	73
(2) 流域別施策の方向	74
(3) 推進施策	74
3. 道志川等流域	78
(1) 流域の現況と課題	78
(2) 流域別施策の方向	78
(3) 推進施策	79
4. 境川流域	82
(1) 流域の現況と課題	82
(2) 流域別施策の方向	83
(3) 推進施策	83
第5章 計画の推進に向けて	87
1. 推進体制	87
2. 進行管理・評価	88
参考資料	89
1. 策定の経緯	91
2. 市民・事業者等の意向	95
3. 緑化重点地区の設定の考え方	108
4. 用語の説明	110

## 1. 策定の趣旨と背景

### (1) 計画の趣旨

本市は、豊かな自然環境と多様な都市機能を併せ持ち、それらを身近に感じることができる公園や緑地、水辺地を有しており、そこでは様々な生物が生息・生育し、市民の生活にやすらぎと潤いを与えています。

第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略(以下「本計画」という。)は、都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく「緑の基本計画」と生物多様性基本法(平成20年法律第58号)に基づく「生物多様性地域戦略」を一体的に捉え、人々の生活と多様な生物の生息・生育を両立させて次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を実現するための取組について示したものです。

そのため、本市の抱える、みどり・水・生物多様性の課題を解決するために、緑地の保全、緑化の推進、水辺環境づくり及び生物多様性の保全を多様な主体が相互に協力・連携しながら取り組んでいくとともに、少子高齢化、人口減少等の社会情勢の変化への適正な対応や、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組も踏まえた上で、生物多様性及び人々の生活の両面の視点から、関係する全ての主体の取組によりやすらぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目指す計画としています。

### (2) 策定の背景

本市は、津久井地域の豊かな森林を水源とする清らかな水が多く、生物の命を育む環境と、圏央道(さがみ縦貫道路)の開通や相模原・相模原愛川の両インターチェンジの開設、リニア中央新幹線の駅及び車両基地の設置決定等、都市化が進展する首都圏南西部の広域交流拠点都市としての環境を備えています。このような特徴を持つ本市では、平成22(2010)年3月に「相模原市水とみどりの基本計画(以下「前計画」という。)」を策定し、緑地の保全、緑化の推進、水辺環境づくりに取り組んできました。



また、平成24(2012)年度には、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、前計画の中間年次に当たる平成26(2014)年度に、生物多様性基本法に基づく「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」を新たに位置付けた計画に改訂し、生物多様性の保全の推進にも取り組んできました。

前計画は、令和元(2019)年度に計画期間が終了することから、これまでの取組の検証や市内外の動向変化を踏まえ、みどり・水・生物多様性に関わる市の方針を示す新たな計画として本計画を策定します。

### (3) 社会情勢の変化による新たな関連要素

#### ① 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

本計画に基づく取組の推進により、本市の持続可能なまちづくりを進めるとともに、グローバルの視点からも持続可能なまちづくりに貢献していきます。

**本計画との関係**  
 環境分野の取組は SDGs の多くのゴールの達成に寄与しますが、本計画では、みどり・水・生物多様性に関する施策を示し、関連の深いゴールの達成に取り組みます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

特に関係の深いゴール   
   関係の深いゴール

特に関連の深いゴール	推進施策による貢献の内容
<b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に 	水源かん養林の保全・再生、生活排水対策、水辺環境の保全・再生等による、人の生活や生物多様性の保全の基盤となる「水資源・水循環」の保全
<b>15</b> 陸の豊かさも守ろう 	生物の保護と適正管理、緑地保全・維持管理等による、人の生活や生きものの生息空間の基盤となる「陸の豊かさ」の保全
<b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう 	環境教育による人材の育成、協働の取組の在り方検討、関連情報の積極的発信等による、共創活動の基盤となる「パートナーシップ」の保全

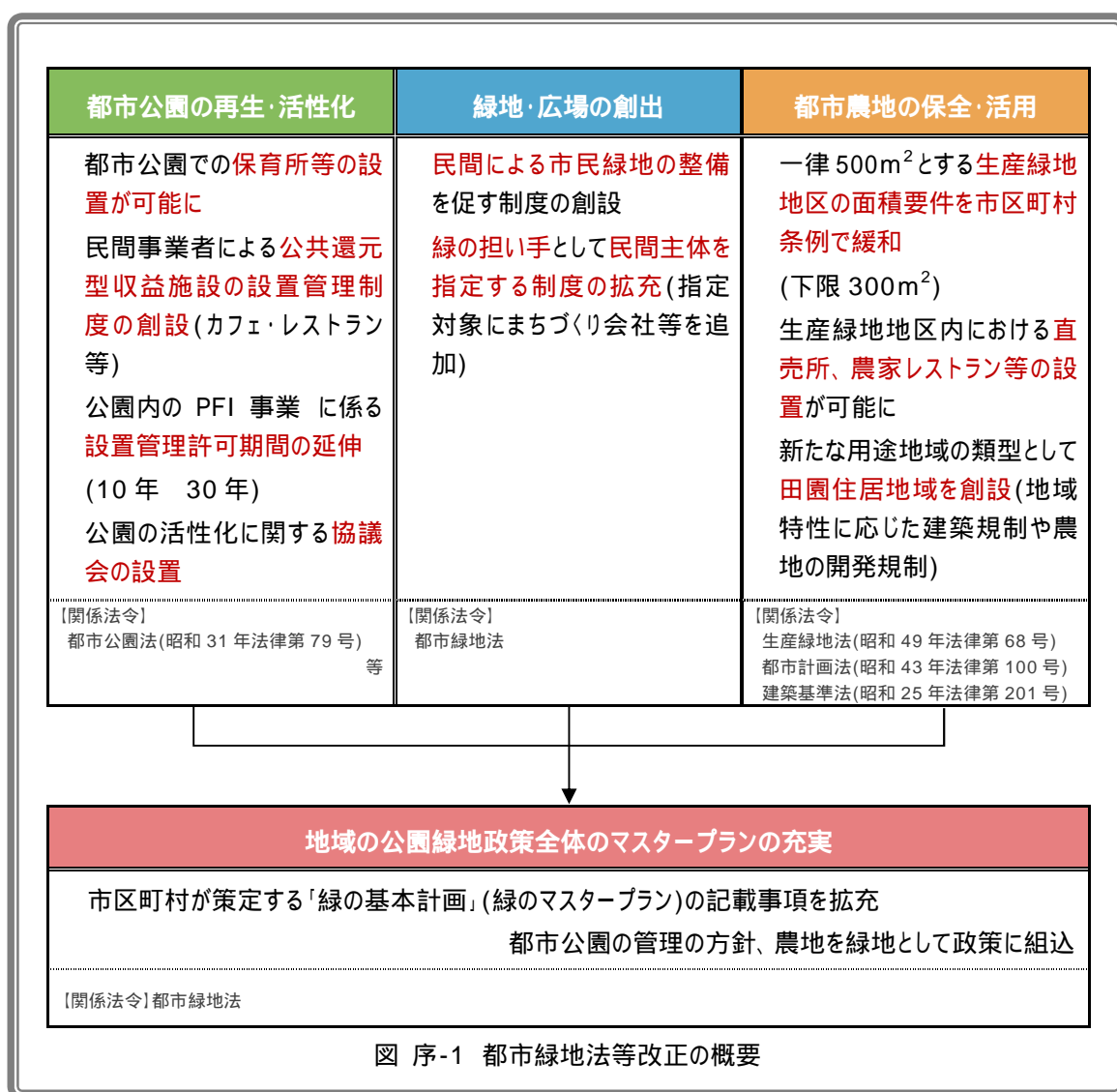


## ② 都市緑地法等の改正

平成 29(2017)年に都市緑地法等が改正され、「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」に関わる新たな制度の創設等が行われました。

これらの改正は、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活用しながら、保全・活用していくためのものであり、本計画では、改正の趣旨を踏まえた、施策を推進します。

**本計画との関係** 本計画では、都市緑地法等の改正の趣旨を踏まえた施策を位置付け、その達成のための取組を推進します。



**【PFI事業(Private Finance Initiative)】**  
 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することで、地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供でき、事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待されます。

### ③ グリーンインフラストラクチャー(グリーンインフラ)

グリーンインフラは、様々な社会基盤に自然環境が持つ多様な機能を積極的に活用して、防災・減災、地域振興及び環境改善といった多様な効果を得ようという考え方で、持続可能な社会形成に寄与するものです。

例えば、市街地の延焼防止の効果がある公園や多自然型の河川整備、市街地の建物の緑化等もグリーンインフラです。

本計画において、みどり・水・生物多様性の保全・活用を推進することで、持続可能な社会や自然共生社会の基盤形成が図られます。

#### 本計画との関係

本計画の対象である、みどり・水・生物多様性は、自然環境が有する多様な機能の根源となるものであり、これらを守り、育てることで、持続可能で魅力ある地域づくりに寄与します。

グリーンインフラとは、「社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等の自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」です。

< 第二次国土形成計画(全国計画)における定義 >

また、第4次社会資本整備重点計画(平成27(2015)年9月閣議決定)、森林・林業基本計画(平成28(2016)年5月林野庁)、国土強靱化アクションプラン2018(平成30(2018)年6月国土強靱化推進本部)においてもグリーンインフラの取組の推進が示されています。このように、みどりが持つ多面的機能を有効活用していくため、グリーンインフラの活用が広がりつつあります。

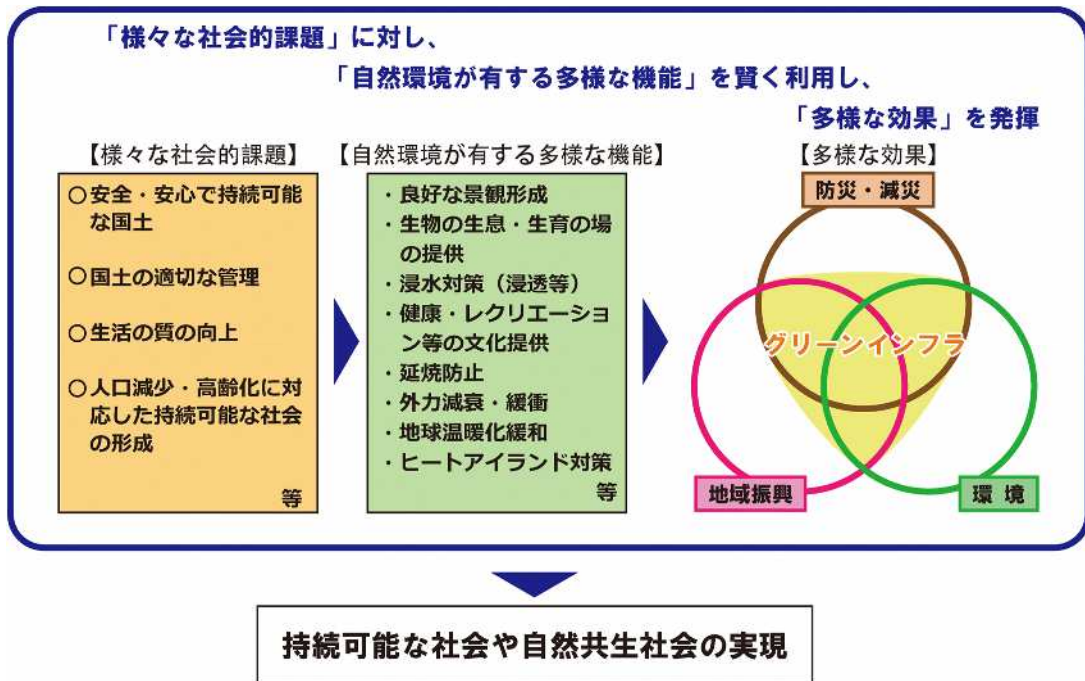


図 序-2 グリーンインフラの概念

## 2. 計画の期間と対象区域

### (1) 計画期間

本計画は、上位計画である「相模原市総合計画」及び「相模原市環境基本計画」を反映させたものであり、それらと整合を図るため、令和 2(2020)年度から令和 9(2027)年度までの 8 年間で計画期間とします。

### (2) 計画対象区域

本市の緑地の保全や緑化の推進、水辺環境づくりや生物多様性に関する取組等を効率的かつ計画的に進めるため、相模原市全域(面積：328.91km<sup>2</sup>)を本計画の対象とします。



図 序-3 計画の対象区域<sup>1</sup>

本計画では、市内の各地域・地区の表記を次のとおりとします。

表記	区域
旧相模原市域	旧相模原市の区域
津久井地域	旧津久井 4 町の区域
城山地区	旧城山町の区域
津久井地区	旧津久井町の区域
相模湖地区	旧相模湖町の区域
藤野地区	旧藤野町の区域



<sup>1</sup> 国土数値情報,国土交通省国土政策局

### 3. 計画の位置付け

本計画は、相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例(令和元年相模原市条例第26号)に基づき、都市緑地法第4条第1項に規定する「緑の基本計画」と生物多様性基本法第13条第1項に規定する「生物多様性地域戦略」を兼ね備えた計画です。

また、本計画は、上位計画である「相模原市総合計画」及び「相模原市環境基本計画」を反映するとともに、国・県・市の関連する施策や計画と整合を図った計画として位置づけています。

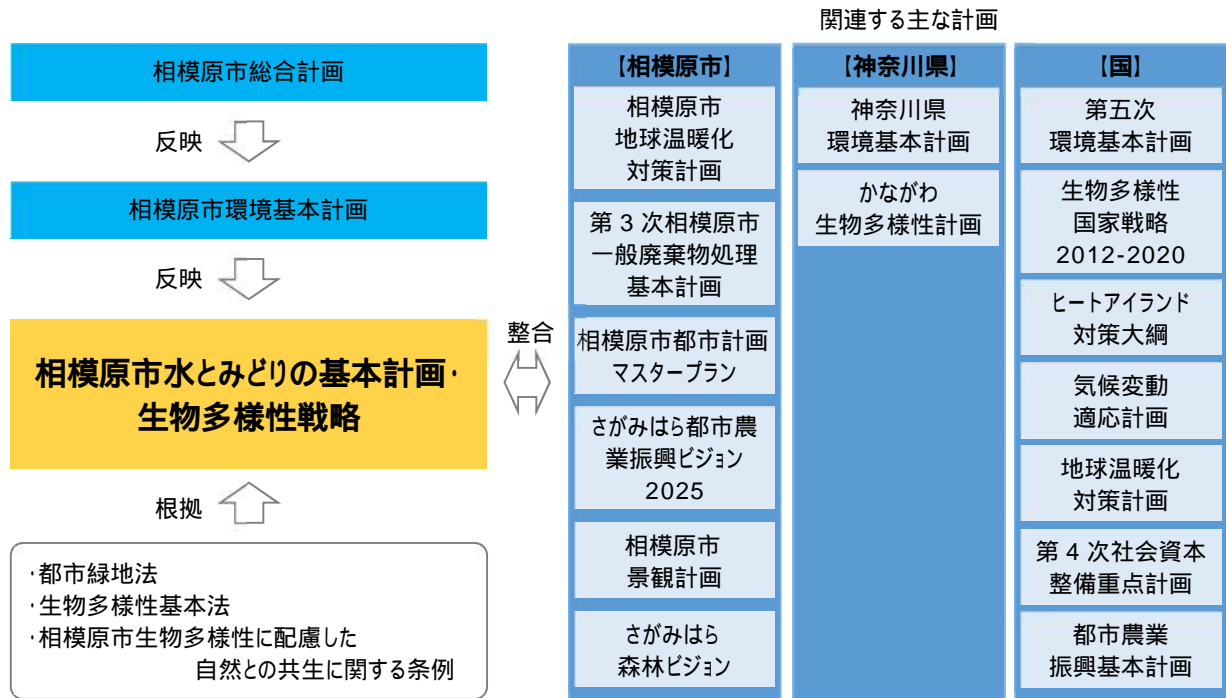


図 序-4 計画の位置付け

## 4. 用語の定義

### (1) みどりの定義

用語	定義
緑	人工林、雑木林、斜面林、河畔林等の森林、市街地の樹林地等、個々の「緑」を表現します。
みどり	個々の「緑」を総称して表現する場合、「みどり」と表現します。
緑地	樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、自然的環境を形成しているものをいいます。
緑被地	樹林地、草地、畑、水田、果樹園・苗畑等の「緑」で被われた土地の総称です。
緑被率	緑被地の割合を示します。

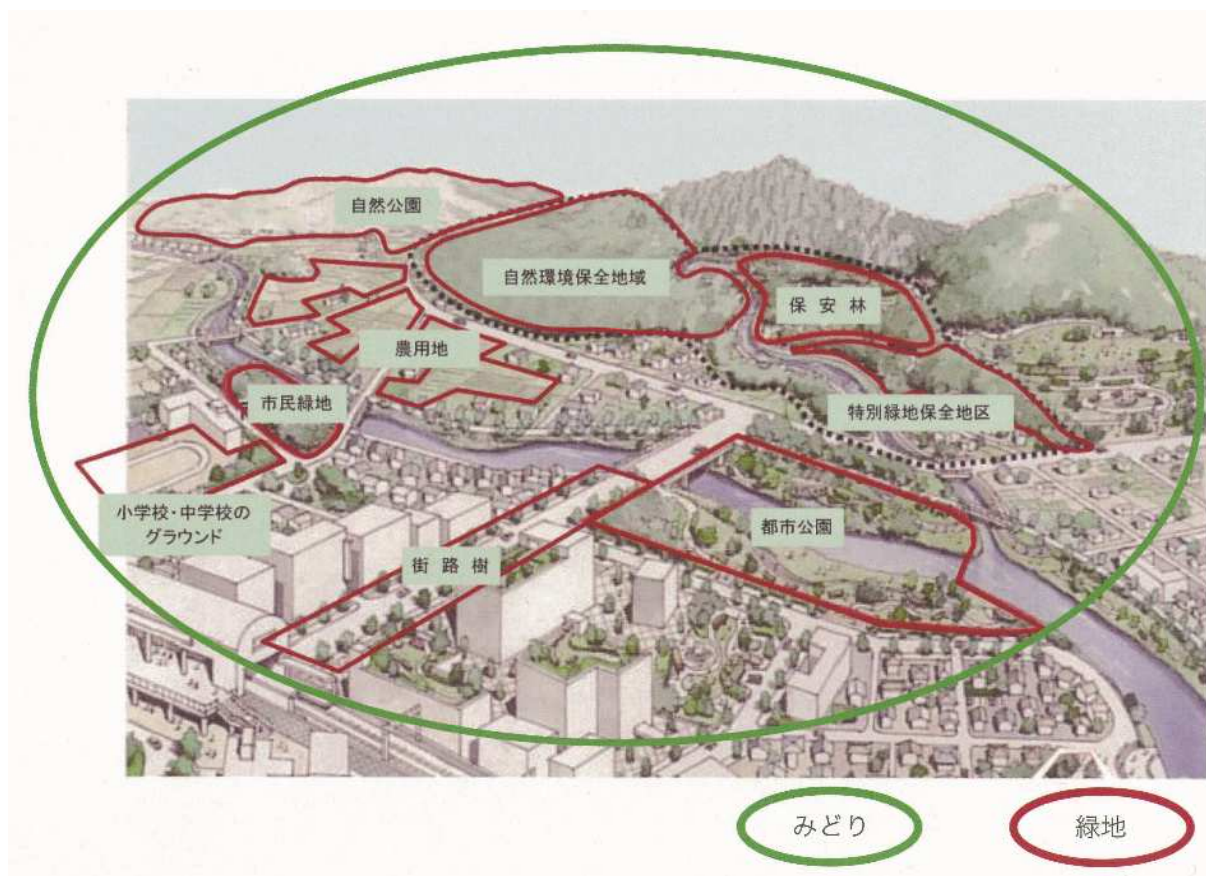


図 序-5 みどり・緑地の定義

写真	写真
----	----

## (2) 水の定義

用語	定義
水	河川や湖沼等の水だけではなく、河川と一体となった水辺を含めて「水」と表現します。
水辺	水面に近接した岸の周辺を「水辺」と表現します。
水系	河川とそれに合流する他の河川・内水面(湖沼・池)を総称したものを「水系」と表現します。本市は、相模川水系と境川水系の2つの水系に分類されます。
流域	地形に応じて、降った雨が水系に集まる大地の範囲・領域のことを「流域」といいます。また、各流域の境界線を「流域界」といいます。

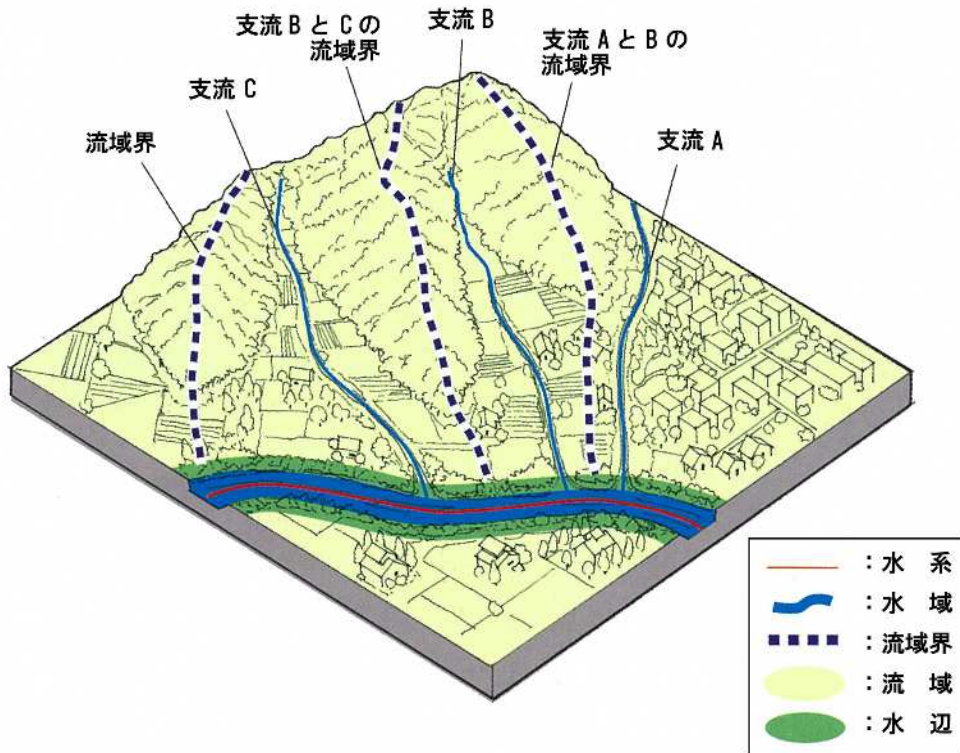


図 序-6 水の定義



### (3) 生物多様性の定義

用語	定義
生物多様性	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを「生物多様性」といいます。 <sup>2</sup>
生物相	ある地域に生息・生育する様々な生物の種類を「生物相」といい、多くの種類の生物がいる状態は、「多様な生物相」等と表現します。
エコロジカルネットワーク	<p>森林や都市内緑地等、野生生物が生息・生育する場所の空間的なつながりを「エコロジカルネットワーク」といいます。                      ( 本市におけるエコロジカルネットワークはP 13 参照)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="587 568 884 696" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>中核地区</b> 都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給等に資する核となる緑地</p> </div> <div data-bbox="895 568 1361 696" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>緩衝地区</b> 中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯</p> </div> </div>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="576 1167 970 1263" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>拠点地区</b> 市街地に存在し動植物種の分布域の拡大等に資する拠点となる緑地</p> </div> <div data-bbox="981 1167 1380 1263" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>回廊地区</b> 中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道等の緑地</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">図 序-7 エコロジカルネットワークの概念<sup>3</sup></p>



<sup>2</sup> 生物多様性基本法

<sup>3</sup> 生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引(平成 30(2018)年 4 月 国土交通省都市局公園緑地・景観課)

## 5. 生物多様性の意義

「何のために生物多様性を保全するのか」という計画の前提を理解するには、「3つのレベルの生物多様性」、「生態系サービス」、「生物多様性にせまる危機」という3つのキーワードを理解する必要があります。

ここでは3つのキーワードの説明を通じ、生物多様性の保全の意義を説明しています。

### (1) 3つのレベルの生物多様性

生物多様性は、下表に示す「3つのレベルの生物多様性」が様々な形で複合して成り立っており、私たちは、この生物多様性からの恵み(生態系サービス)に生活の多くを依存しながら暮らしています。

私たちの暮らしの持続可能性を高めるためには、3つのレベルの生物多様性を保全し、将来の豊かな生活の実現に向けた備えをしなければなりません。

表 序-1 3つの生物多様性<sup>4</sup>

生態系の多様性	干潟、サンゴ礁、森林、湿原、河川等、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本市における生態系の多様性の例</p> <p>本市には、津久井地域の森林や里地里山、旧相模原市域の河岸段丘、相模川、境川等の河川流域、市街地に点在する身近な樹林地等の多様な自然環境があり、それぞれの生態系が形成されています。</p> </div>
種の多様性	いろいろな動物・植物や菌類、バクテリア等が生息・生育しているということ。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本市における種の多様性の例</p> <p>本市には9,965種の生物が生息・生育しており、695種の希少種が確認される等、多くの種類の生物が息づいています。</p> </div>
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあること。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本市における遺伝子の多様性の例</p> <p>本市にも生息しているゲンジボタルの発光間隔が、東日本と西日本で異なるという事例も、この「遺伝子の多様性」の一つです。</p> </div>



<sup>4</sup> 「生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」(平成24(2012)年9月)



## (2) 生態系サービス

私たちの日々の生活には、植物の光合成による酸素の生成、野生植物の品種改良による農作物への利用等、様々な自然の恵みが生物多様性からもたらされています。

こうした自然の恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、4つに分類されます。

生物多様性と生態系サービスとの関係について、例えば遺伝的多様性が保全されることにより将来の医薬品や品種改良につながる可能性が確保される等、生物多様性が豊かであるほど生態系サービスが向上するため、自然からの生態系サービスを今後も享受していくためには、その源泉となる生物多様性を保全することがとても重要であると言えます。

表 序-2 4つの生態系サービス<sup>5</sup>

基盤サービス	<p>植物の光合成による炭素隔離、土壌形成、栄養循環、水循環等がこれに当たり、以下の3つのサービスを支えるものです。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>本市における基盤サービスの例</p> <p>津久井地域の豊かな森林は、美しい景観を形成するとともに、二酸化炭素を吸収して酸素を供給しています。</p> </div>
供給サービス	<p>食料、燃料、木材、繊維、薬品、水等、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に重要な資源を供給するサービスです。</p> <p>このサービスにおける生物多様性は、有用資源の利用可能性という意味で極めて重要です。現に経済的取引の対象となっている生物由来資源から、現時点では発見されていない有用な資源まで、ある生物を失うことは、現在及び将来のその生物の資源としての利用可能性を失うことになります。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>本市における供給サービスの例</p> <p>さがみはら津久井産材や津久井在来大豆といった特産品等、本市の土壌で育つ木材や野菜を生物多様性の恵みとして利用しています。</p> </div>
文化的サービス	<p>精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会等を与えるサービスです。</p> <p>多くの地域固有の文化・宗教はその地域に固有の生態系・生物相によって支えられており、生物多様性はこうした文化の基盤と言えます。ある生物が失われることは、その地域の文化そのものを失ってしまうことにもつながりかねません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>本市における文化的サービスの例</p> <p>本市の農産物を使用した郷土料理、里地里山の昔ながらの土窯を使用した炭焼き等の伝統文化や、農作物等の豊凶を占う田名八幡宮的の祭等、市内の各地域で行われている伝統行事も、文化的サービスに基づくものです。</p> </div>
調整サービス	<p>森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を調整するサービスです。これらを人工的に実施しようとすると、膨大なコストがかかります。</p> <p>生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生、気象の変化等の外部からのかく乱要因や不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言えます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>本市における調整サービスの例</p> <p>本市の森林が持つ水源かん養機能により、安定した水を確保するとともに、土砂災害の防止や河川の氾濫防止等、私たちの暮らしの安全を支えています。</p> </div>

<sup>5</sup> 生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書(平成28(2016)年3月 環境省)、生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会)及び環境循環型社会白書(平成19(2007)年度版 環境省)

### (3) 生物多様性にせまる危機

現在、生物多様性は4つの危機にさらされています。

生命の誕生以来、地殻変動や、氷期と間氷期の繰り返し等大規模な環境変化によって、地球上で多くの生物が絶滅したことが数度あったとの研究結果があり、生物の絶滅速度から判断すれば、現在、大量絶滅の時代が到来していると言われています。

現代の大量絶滅は、主に「人間活動の影響が原因」とされており、大量絶滅によって生態系サービスが維持できなくなった場合、私たちは、これまでのような豊かな生活の維持が困難となることから、状況を改善していかなければなりません。

表 序-3 生物多様性にせまる4つの危機<sup>6</sup>

第1の危機	<p>開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少</p> <p>鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立て等の開発によって生息環境を悪化・破壊する等、人間活動が自然に与える影響は多大です。</p> <p>本市における第1の危機の例 みどりの実態調査<sup>7</sup>において、田畑から住宅地への転用等による本市の緑被地の減少が確認されており、生物の生息・生育地の減少に繋がっている可能性があります。</p>
第2の危機	<p>里地里山等の活力低下による自然の質の低下</p> <p>二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシ等の個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。</p> <p>本市における第2の危機の例 本市において、これまで手入れがなされてきた里地里山が、担い手の高齢化や後継者不足により手入れされなくなり、生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>
第3の危機	<p>外来種及び化学物質の持ち込みによる生態系のかく乱</p> <p>外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的ながく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性を持つものがあり、それらが生態系に影響を与えています。</p> <p>本市における第3の危機の例 本市において、オオキンケイギクやアライグマ等の外来種が確認される等、昔は地域にいなかった生物や化学物質が外から持ち込まれることにより、生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>
第4の危機	<p>地球環境の変化</p> <p>地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まると言われています。</p> <p>本市における第4の危機の例 本市において、ここ30年で平均1以上の気温の上昇が確認されており、こうした気温の変化が生物の生息・生育に影響を与えている可能性があります。</p>

<sup>6</sup> みんなで学ぶ、みんなを守る生物多様性ホームページ(環境省 <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/index.html>)

<sup>7</sup> 平成30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

#### (4) 生物多様性の保全の意義

本市は、津久井地域の豊かな自然や、旧相模原市域の都市機能が集まる市街地等、多様な環境の下で多様な生物が生息・生育しており、豊かな自然環境に恵まれた都市です。

しかしながら、緑被地の減少傾向や平均気温の上昇が過去の調査結果から示されているほか、外来種の分布拡大等により、本市も、生物多様性にせまる危機にさらされている状況にあります。

こうした状況下において、私たちが共有すべき使命として、市内の主要なみどりや水辺を連絡するエコロジカルネットワークを形成する等、地域の生物多様性を保全し、そこから得られる生態系サービスを将来に渡って享受する社会を実現することが、今を生きる私たちに課せられた課題であり、そのことこそが本市において生物多様性を保全する意義と言えます。

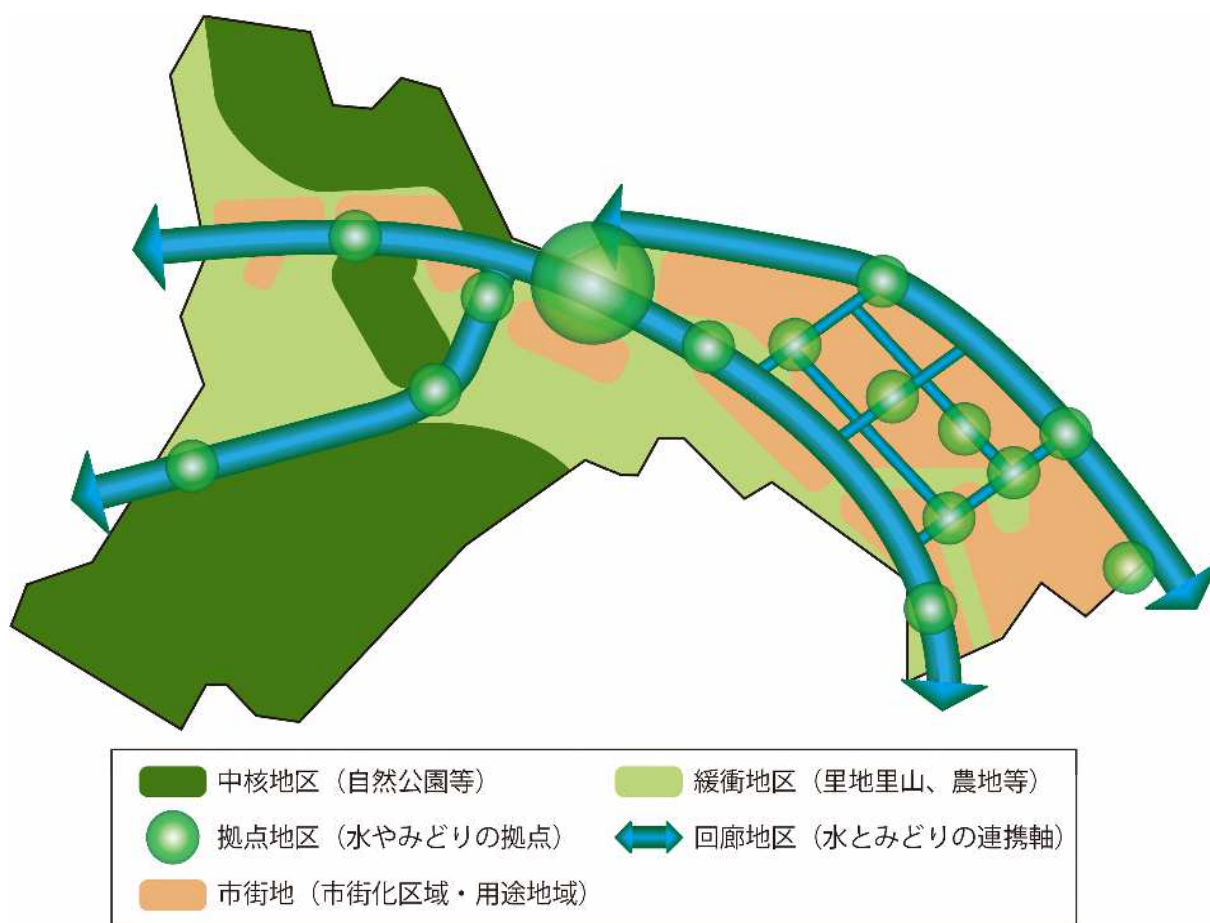


図 序-8 エコロジカルネットワークマップ

## 6. 前計画における取組状況

前計画は、基本理念と 20 年後の水とみどりの将来像の実現に向けて、施策の体系として 5 つの基本目標と 11 の施策の基本方向を定め、123 の推進施策に取り組んできました。

ここでは、前計画の下で実施した主な推進施策の取組状況を示します。

### 基本目標 1

#### 恵み豊かで美しい自然環境を守り・育てます

##### 取組の概要

多様な生物の生命や豊かな大地の恵みを育み、やすらぎと潤いを与えてくれる貴重な自然環境を次世代に継承するため、生物多様性の確保や森林の保全・再生に向けた取組等を推進しました。

##### 取組の具体例

- ◎ 平成 21(2009)年度に施行した相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成 21 年相模原市条例第 26 号)に基づき、青野原地区、三ヶ木地区、牧野中尾地区及び上河原地区で活動を行う団体の 4 地区を水辺環境保全等活動区域に指定し、水辺環境の保全・再生の取組を進めました。[ 施策の基本方向 1-3 里地里山の保全・活用 ]
- ◎ 市民の共通財産である森林を次世代に確実に引き継いでいくため、さがみはら森林ビジョンを平成 22(2010)年度に策定し、実施計画事業を実施するとともに、平成 28(2016)年度に(仮称)相模原市市民の森基本計画を策定し、森林体験イベントの開催等、市民が森林と触れ合える機会を創出しました。[ 施策の基本方向 1-2 森林の保全・再生 ]

### 基本目標 2

#### 花とみどり季節感あふれる都市空間をつくります

##### 取組の概要

市民が快適な日常生活を送り、やすらぎと潤いがあふれる生活環境の実現のため、都市緑化の推進や都市公園の整備の取組等を推進しました。

##### 取組の具体例

- ◎ 公民館等、既存の公共施設において、緑化を行いました。[ 施策の基本方向 2-1 都市緑化の推進 ]
- ◎ 相模原市開発事業基準条例(平成 17 年相模原市条例第 59 号)に基づく緑化指導を行い、緑化の推進を図ったほか、生垣、屋上、壁面等の緑化に取り組む市民等に対する助成事業等を実施し、生活に身近な場所でも自然を感じる都市空間の形成を進めました。[ 施策の基本方向 2-1 都市緑化の推進 ]
- ◎ 相模原麻溝公園の整備や淵野辺公園の拡大等、都市公園の整備を確実にを行い、魅力ある公園づくりに取り組みました。[ 施策の基本方向 2-2 都市公園の整備 ]

## 基本目標 3

## 都市と自然水とみどりにふれあう交流拠点づくりを進めます

- |        |  |
|--------|--|
| 取組の概要  | 人々が自然と出会い、ふれあえる場の形成を図り、人、自然、まち、文化、歴史等が交わる水とみどりの拠点づくりの取組等を推進しました。   |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 平成 23(2011)年度に施行した相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(平成 23 年相模原市条例第 4 号)に基づき、城山地区小松・城北で里地里山の保全活動を行う団体を認定し、活動を支援しました。[ 施策の基本方向 3-1 水とみどりのふれあい交流拠点づくり ]</li> <li>◎ 関連 13 市町で組織する「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」に参加し、多摩・三浦丘陵等の広域トレイルネットワークの形成に取り組んだほか、自然観察会や環境学習講座を実施しました。[ 施策の基本方向 3-1 水とみどりのふれあい交流拠点づくり ]</li> </ul> |

## 基本目標 4

## 清らかな流れと水辺を守り親しみのある水辺空間をつくります

- |        |  |
|--------|--|
| 取組の概要  | 清らかで親しみのある水辺環境づくりのため、水辺環境の保全・再生や親水空間の創出・活用の取組等を推進しました。   |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 相模川流域の水源地環境の保全・再生を図るため、神奈川県と連携して、水源林の間伐等の整備を実施しました。[ 施策の基本方向 4-1 水辺環境の保全・再生 ]</li> <li>◎ 自然環境の体験・学習施設としての機能向上や相模川流域の広域的な情報発信施設としての機能向上に向けて相模川ふれあい科学館の再整備(平成 26(2014)年 3 月リニューアルオープン)等、水辺環境づくりに関わる取組を進めました。[ 施策の基本方向 4-2 親水空間の創出・活用 ]</li> </ul> |

## 基本目標 5

## 市民共有の貴重な自然環境をみんなの手で次世代につなぎます

- |        |  |
|--------|--|
| 取組の概要  | 多様な生物が生息・生育できる恵み豊かで美しい自然環境を市民共有の財産と捉え、市民一人ひとりの持続可能な社会の形成に向けた行動を促すため、市民との協働による自然環境の保全・育成や普及・啓発の取組等を推進しました。  |
| 取組の具体例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 森づくりパートナーシップ推進事業や街美化アダプト制度、森林ボランティアや生物モニタリング調査への参画等の取組を進めました。[ 施策の基本方向 5-1 市民協働による自然環境の保全 ]</li> <li>◎ 公民館等における出前講座や森づくりボランティア講座等を開催し、人材の育成、普及・啓発に関わる取組を進めました。[ 施策の基本方向 5-2 普及・啓発と広域連携 ]</li> </ul> |

## 第1章 概況と課題

### 1. 本市の概況

#### (1) 位置と地勢

本市は、神奈川県北西部に位置し、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。面積は328.91km<sup>2</sup>で神奈川県総面積の約14%を占めています。

市の西部には、丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園に指定された森林地帯等の貴重な自然環境を形成する山々が連なり、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等を抱えています。これらの湖の周辺や、相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かなまちなみが形成されています。

市の東部は、相模川沿いの3つの河岸段丘(相模原段丘、田名原段丘、陽原段丘)が形成され、河岸段丘の間の斜面には樹林帯が連なり、都市部の貴重なみどりとなっています。相模原台地の上段は、公共交通網の充実により、利便性の高い地域として土地利用が進んでいます。

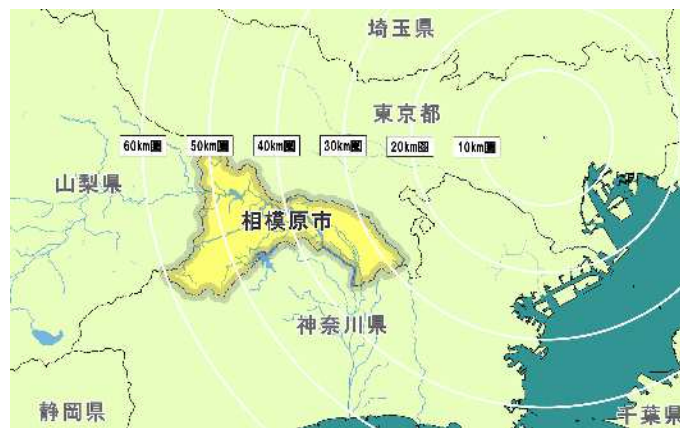


図 1-1 相模原市の位置

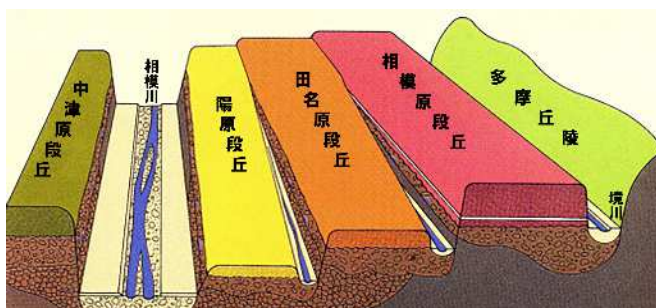


図 1-2 相模川沿いの河岸段丘



#### (2) 沿革

昭和29(1954)年11月20日の市制施行後は、積極的な工業誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市、首都圏のベッドタウンとして発展してきました。その後、平成18(2006)年3月に旧津久井町及び旧相模湖町と、翌年3月に旧城山町及び旧藤野町との合併により、県内では横浜市に次ぐ2番目の広さとなりました。また、平成22(2010)年4月1日には、戦後に誕生した市として初めて政令指定都市になりました。

### (3) 人口

本市は、平成 18(2006)年及び平成 19(2007)年の合併により、総人口 70 万人を超える大都市となり、その後も人口は微増傾向で推移してきました。

平成 27(2015)年国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果によれば、本市の総人口は、令和元(2019)年をピークとして、それ以後は一貫して減少すると見込まれています。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は、今後一貫して減少しますが、高齢者人口は令和 26(2044)年まで増加を続け、その後減少に転じると推計されており、将来的に更に少子高齢化が進むと予測されています。

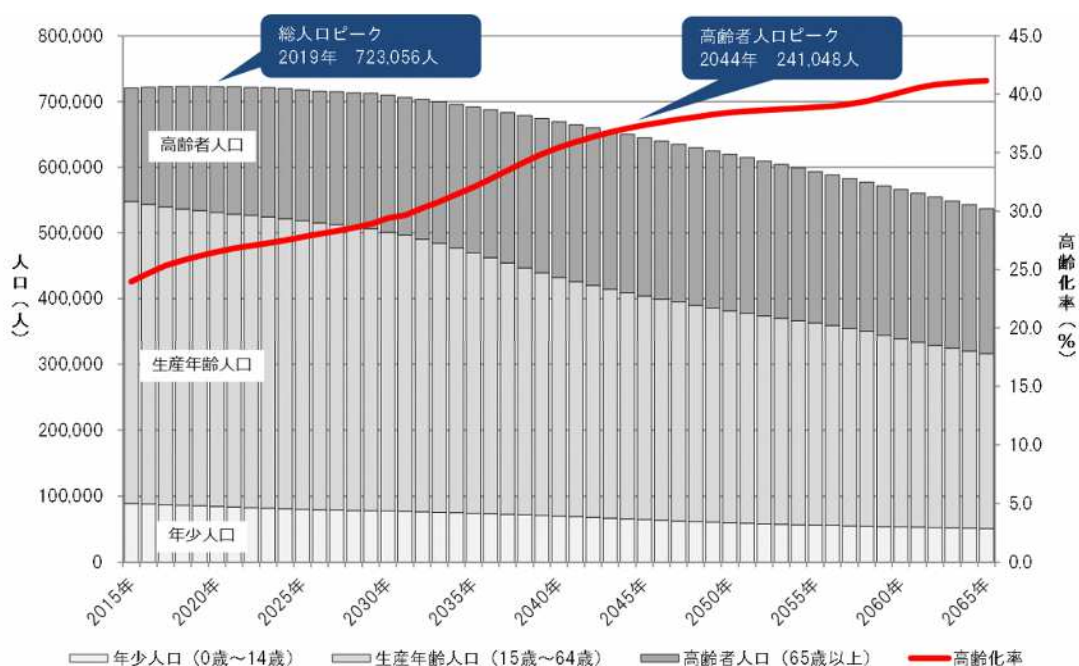


図 1-3 年齢区分別人口の推移(2015年～2065年)<sup>8</sup>



<sup>8</sup> 平成 27(2015)年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計に一部加筆

### (4) 農林業の動向

農林業は、地域の水やみどりを活かした産業であり、事業活動を通じて水やみどり、生物多様性の保全を担っているものの、全体として衰退傾向にあります。

このうち農業については、従事者の高齢化や後継者不足等によって就業者数が減少しており、宅地開発による農地の減少の他、遊休農地や耕作放棄地が増加しています。

また、山間部等において野生生物による農作物被害が増大する等、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

林業については、長期化する木材価格の低迷等もあり、安定的な森林経営が難しい状況の中で、神奈川県の水源地環境保全税を財源とした整備が進んでいますが、広葉樹林等では森林の整備が遅れる等、森林の機能に影響を与える状況となっています。

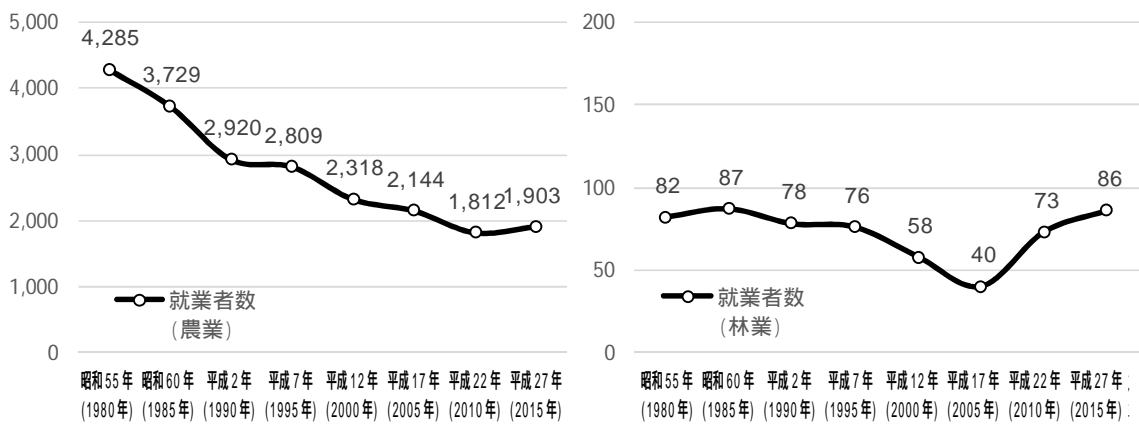


図 1-4 農業・林業就業者数の推移<sup>9</sup>

表 1-1 農業・林業就業者数の推移<sup>9</sup>

単位：人

農業	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
旧相模原市域	2,838	2,621	2,155	2,124	1,734	1,610	1,363	-
城山地区	282	224	187	200	185	125	119	-
津久井地区	522	486	360	306	204	253	198	-
相模湖地区	117	160	101	97	79	63	66	-
藤野地区	526	238	117	82	116	93	66	-
合計	4,285	3,729	2,920	2,809	2,318	2,144	1,812	1,903

林業	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
旧相模原市域	16	16	24	13	14	8	17	-
城山地区	3	5	3	3	1	4	2	-
津久井地区	28	29	31	35	22	18	28	-
相模湖地区	7	11	7	8	7	4	8	-
藤野地区	28	26	13	17	14	6	18	-
合計	82	87	78	76	58	40	73	86

<sup>9</sup> 国勢調査,総務省統計局,産業別(大分類)15歳以上就業者数(ただし、平成27(2015)年は合計値のみ)



## 2. みどり・水・生物多様性の保全等の概況

### (1) みどりの概況

#### ① みどりの量

##### ア 緑被率

本市の平成 30(2018)年度における緑被地面積は 23,029ha となっており、その多くは津久井地域に分布しています。

また、平成 30(2018)年度における緑被率(地域の総面積に対する緑被地面積の比率)は 70.0%で、平成 25(2013)年度と比べ 0.3 ポイント減少しました。

地域別に見ると、旧相模原市域と城山地区の緑被率の減少比率が大きくなっており、それぞれ 0.6 ポイント、0.8 ポイント減少しています。



図 1-5 地域別の緑被地面積の経年変化(平成 25(2013)年 平成 30(2018)年)<sup>10</sup>

<sup>10</sup> 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

表 1-2 地域別の緑被地面積と緑被率の経年変化<sup>11</sup>

上段：緑被地面積(ha)

下段：緑被率(各面積に占める緑被地の割合)

地域	調査年度	緑被地面積・緑被率						合計
		針葉樹林	広葉樹林	公園・ 民有地等 の植栽地	草地・ 芝生地等	果樹園・ 種苗園等	畑・水田	
旧相模原市域	平成 25 年 (2013 年)	91 1.0%	379 4.2%	338 3.7%	564 6.1%	141 1.6%	734 8.1%	2,248 24.9%
	平成 30 年 (2018 年)	90 1.0%	374 4.1%	334 3.7%	567 6.3%	130 1.4%	700 7.8%	2,196 24.3%
	経年変化	-1 0.0%	-5 -0.1%	-4 0.0%	3 0.0%	-11 -0.1%	-33 -0.4%	-52 -0.6%
城山地区	平成 25 年 (2013 年)	299 15.1%	610 31.0%	4 0.2%	231 11.6%	11 0.6%	132 6.6%	1,288 64.7%
	平成 30 年 (2018 年)	298 15.0%	605 30.4%	13 0.7%	219 11.0%	11 0.5%	125 6.3%	1,271 63.9%
	経年変化	-1 0.0%	-5 -0.1%	9 0.1%	-12 -0.1%	0 0.0%	-7 -0.1%	-17 -0.8%
津久井地区	平成 25 年 (2013 年)	4,057 33.3%	6,141 50.3%	0 0.0%	292 2.4%	2 0.0%	532 4.3%	11,023 90.3%
	平成 30 年 (2018 年)	4,053 33.2%	6,137 50.3%	3 0.0%	288 2.4%	2 0.0%	518 4.2%	11,000 90.1%
	経年変化	-4 0.0%	-4 0.0%	3 0.0%	-4 0.0%	0 0.0%	-13 -0.1%	-23 -0.2%
相模湖地区	平成 25 年 (2013 年)	1,703 53.9%	683 22.7%	31 0.2%	61 2.0%	24 0.7%	129 4.0%	2,631 83.3%
	平成 30 年 (2018 年)	1,701 53.9%	683 21.6%	31 1.0%	60 1.9%	24 0.7%	128 4.0%	2,627 83.1%
	経年変化	-2 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	-1 0.0%	0 0.0%	-1 0.0%	-5 -0.2%
藤野地区	平成 25 年 (2013 年)	2,553 39.4%	2,835 43.7%	0 0.0%	260 4.0%	0 0.0%	291 4.5%	5,939 91.5%
	平成 30 年 (2018 年)	2,553 39.3%	2,834 43.6%	0 0.0%	258 4.0%	0 0.0%	290 4.5%	5,935 91.4%
	経年変化	0 0.0%	-1 0.0%	0 0.0%	-2 0.0%	0 0.0%	-1 0.0%	-4 -0.1%
合計	平成 25 年 (2013 年)	8,703 26.5%	10,649 32.5%	374 1.1%	1,408 4.2%	179 0.5%	1,817 5.5%	23,129 70.3%
	平成 30 年 (2018 年)	8,695 26.4%	10,633 32.3%	381 1.2%	1,392 4.2%	167 0.5%	1,762 5.4%	23,029 70.0%
	経年変化	-8 0.0%	-15 0.0%	7 0.0%	-16 0.0%	-12 0.0%	-55 -0.2%	-99 -0.3%

1 緑被地面積は、小数点以下第 1 位で四捨五入しているため、合計値とは一致しない場合がある。

2 0 及び 0.0 は小数点以下第 1 位及び第 2 位に数値があることを示している。

表 1-3 地域別の規模別緑被地消失件数(平成 25(2013)年度～平成 30(2018)年度)<sup>11</sup>

		0.00～ 0.01ha	0.01～ 0.05ha	0.05～ 0.10ha	0.10～ 0.20ha	0.20～ 0.30ha	0.30ha ～	合計
旧相模原市域	箇所数	1,022	1,189	317	167	52	32	2779
	割合	36.8%	42.8%	11.4%	6.0%	1.9%	1.2%	100.0%
城山地区	箇所数	183	160	65	35	13	30	486
	割合	37.7%	32.9%	13.4%	7.2%	2.7%	6.2%	100.0%
津久井地区	箇所数	52	138	48	32	12	19	301
	割合	17.3%	45.8%	15.9%	10.6%	4.0%	6.3%	100.0%
相模湖地区	箇所数	7	13	17	8	2	4	51
	割合	13.7%	25.5%	33.3%	15.7%	3.9%	7.8%	100.0%
藤野地区	箇所数	16	18	8	4	1	6	53
	割合	30.2%	34.0%	15.1%	7.5%	1.9%	11.3%	100.0%

<sup>11</sup> 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

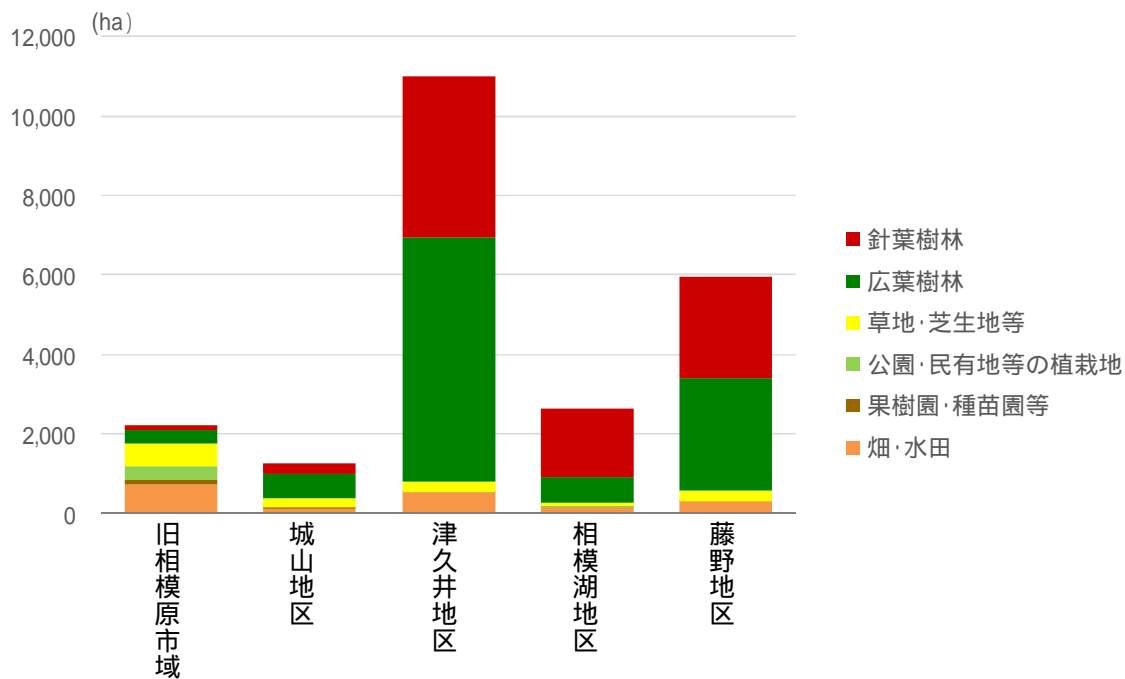


図 1-6 地域別の緑被地の現況(平成 30(2018)年度)<sup>12</sup>

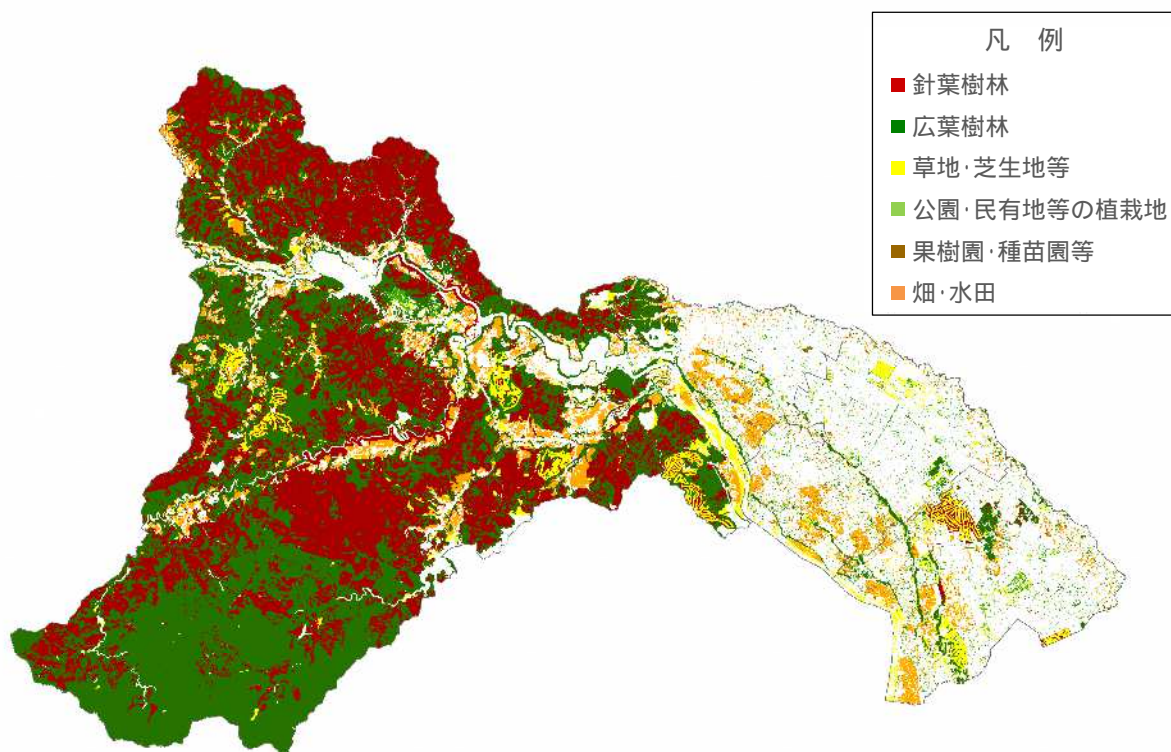


図 1-7 緑被地の分布(平成 30(2018)年度)<sup>12</sup>

<sup>12</sup> 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

【みどりによるヒートアイランド現象の緩和について】

近年、市内の平均気温は上昇傾向にあり、30年前と比較して約0.9～1.0も上昇しています。

夏季の地表面放射温度を見ると、山間部では、湖や河川沿いの住宅地等で一部30以上が見られるものの、森林地域の温度は低くなっています。

一方、市街地が広がる旧相模原市域では、30以上の範囲が広がっており、中心市街地に高温の範囲がまとまって見られます。

その中でも、木もれびの森、ゴルフ場、鳩川及び相模川沿いの緑地では、周辺部に比べて10程度低くなる等、みどりによるヒートアイランド現象の緩和が見られます。

そのため、緑地の保全、緑化の推進、水辺環境づくり等の方針を示す本計画の推進を図ることで、ヒートアイランド現象の緩和に寄与することが期待されます。

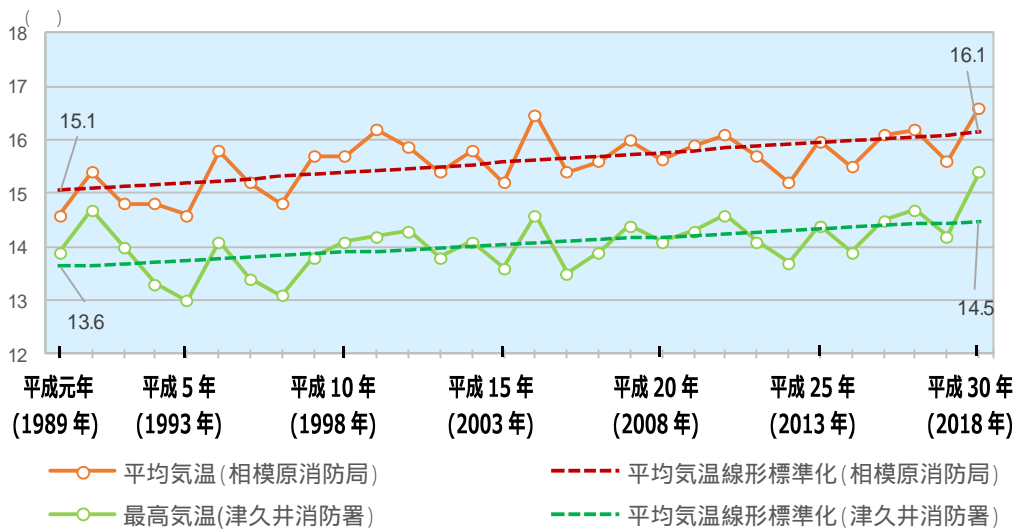


図 1-8 平均気温の変化<sup>13</sup>

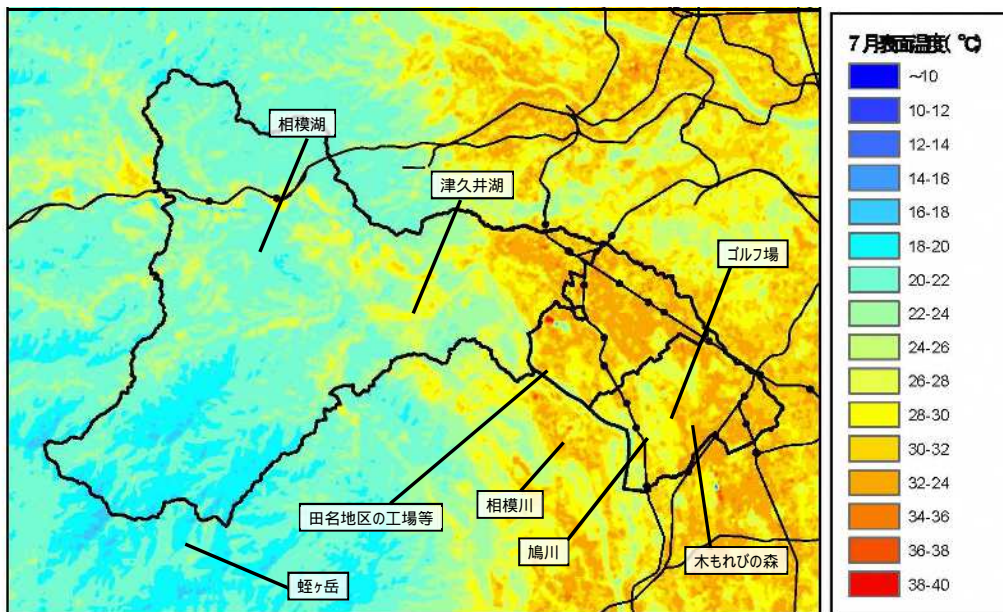


図 1-9 平成 28(2016)年 7 月 10 日の地表面放射温度図<sup>14</sup>

<sup>13</sup> 相模原市統計書のデータより作成

<sup>14</sup> 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

## イ 公園面積

都市公園は、市内に 618 箇所、336.37ha が整備されており、市民 1 人当たりの面積は 4.68 m<sup>2</sup>となっています。(平成 31(2019)年 3 月 31 日現在)

表 1-4 都市公園の整備状況(平成 31(2019)年 3 月 31 日現在)<sup>15</sup>

種 別		箇所数	面積(ha)
街 区		560	47.29
近 隣		12	18.71
地 区		3	12.24
総 合		5	76.75
運 動		2	29.20
特殊公園	風 致	2	12.43
	歴 史	3	9.29
	墓 園	1	15.00
広 域 公 園		1	77.68
都 市 緑 地		22	24.54
緑 道		6	12.99
広 場 公 園		1	0.25
合 計		618	336.37

### ② 都市緑化の概況

本市では、公益財団法人 相模原市まち・みどり公社 を中心に、様々な緑化活動を推進しています。

建物の屋上や壁面、駐車場の緑化や生垣設置を支援するための助成や、花苗の配布等を行うだけでなく、園芸教室、自然観察会の開催や「みどりの少年団」の育成等を通じた人材育成、普及・啓発活動も実施しています。

また、工場やマンション建設等の開発事業に伴う緑化指導のほか、街路樹の整備や公共施設の緑化を推進しています。

写真

写真

#### 【公益財団法人 相模原市まち・みどり公社】

誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市環境の形成に必要な都市施設やみどりに関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の向上に寄与することを目的とし設立され、「緑化意識の普及啓発」「都市緑化の推進」「みどりの情報発信」「みどりのまちづくり担い手育成・支援」「森づくりの推進及び保全」等の事業を行っています。

<sup>15</sup> 平成 30(2018)年版相模原市統計書

### ③ 多面的なみどりの概況

#### ア 景観資源としてのみどり

本市には、丹沢大山国立公園や県立陣馬相模湖自然公園のほか、里地里山等の四季を通して変化する景観資源があり、日本の滝百選に選ばれた早戸大滝や日本百名山に選ばれた丹沢山等も見られます。

都市部では、都市部に残る大規模な平地林としてかながわの美林 50 選に選ばれた木もれびの森や、相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区等の河川沿いの斜面林、淵野辺公園や相模原麻溝公園等の公園、幹線道路等に植栽された街路樹等が都市景観の形成要素となっています。

一方で、森林や農地の荒廃や他用途への転用が生じているほか、河川敷等へのごみの不法投棄等、良好な景観を阻害してしまう状況が見られています。

#### イ 観光・レクリエーション活動の場としてのみどり

丹沢山地の登山道や相模湖・津久井湖沿岸の親水空間といった水やみどりを活かした観光・レクリエーション施設が整備される等、森林や水辺は、登山や自然散策、キャンプ等、自然とのふれあい、人々の健康づくりやレクリエーションの場として親しまれています。

また、総合公園や運動公園、河川敷の親水広場等も、身近なレクリエーションの場として親しまれています。

これらの水やみどりは、野生生物への影響に配慮する等自然環境との調和を図りながら、適切に利用することが求められます。

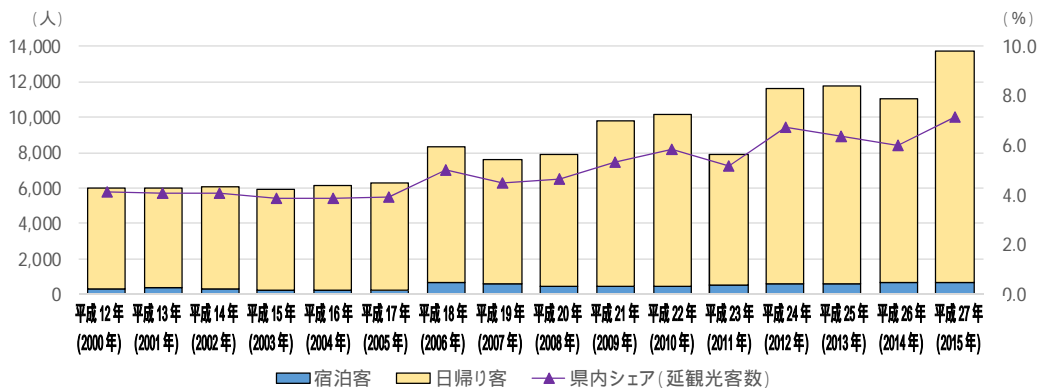


図 1-10 相模原市入込観光客数の県内シェア<sup>16</sup>

#### ウ 地域コミュニティ活動の場としてのみどり

古くからの集落が残る地域では、社寺林等が身近な緑として、地域に根付いた祭事や伝統技能等の文化風習の継承の場にもなっています。

また、街区公園等の身近な公園や広場は、地域のお祭りや運動会等が行われるほか、子どもからお年寄りまで多くの市民が日常的に利用する姿が見られる等、地域のコミュニティ活動の場としての役割を担っています。

<sup>16</sup> 神奈川県県勢要覧

#### ④ 地域ごとのみどりの特徴

##### ア 主な施設緑地及び地域制緑地の指定状況

津久井地域では、多くの森林が自然公園や自然環境保全地域として指定されています。また、多くの農地が集落に点在していることから、大規模な営農には適していません。

一方、旧相模原市域では、みどりの活用を図る都市公園の設置等が図られているほか、木もれびの森や河川沿いの斜面林が近郊緑地特別保全地区等に指定され、恒久的に保全が図られています。また、一団のまとまりのある農地の多くが農用地区域に指定され、良好な営農環境の保全が図られています。

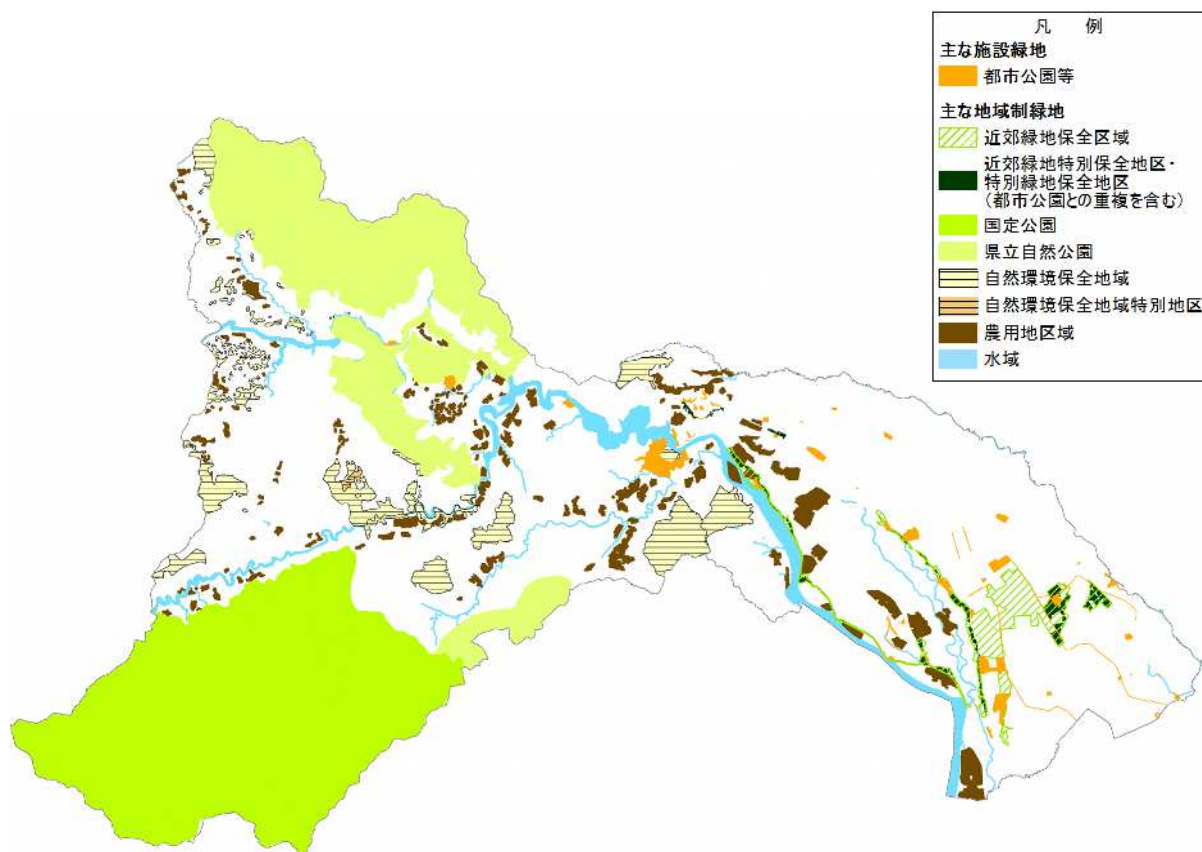


図 1-11 主な施設緑地及び地域制緑地の分布<sup>17</sup>

写真

<sup>17</sup> 国土数値情報,国土交通省国土政策局

## イ 森林の植生

丹沢大山国定公園の標高の高い地域には、主にブナ林やミズナラ林が群生しており、標高がやや低くなるとスギ、ヒノキ、クヌギ、コナラを中心とした人工林や混交林が分布しています。

中山間地域から都市部にかけては、クヌギやコナラ等の雑木林が分布しており、集落周辺の耕作地や水路等と一体となった里地里山の環境が見られます。

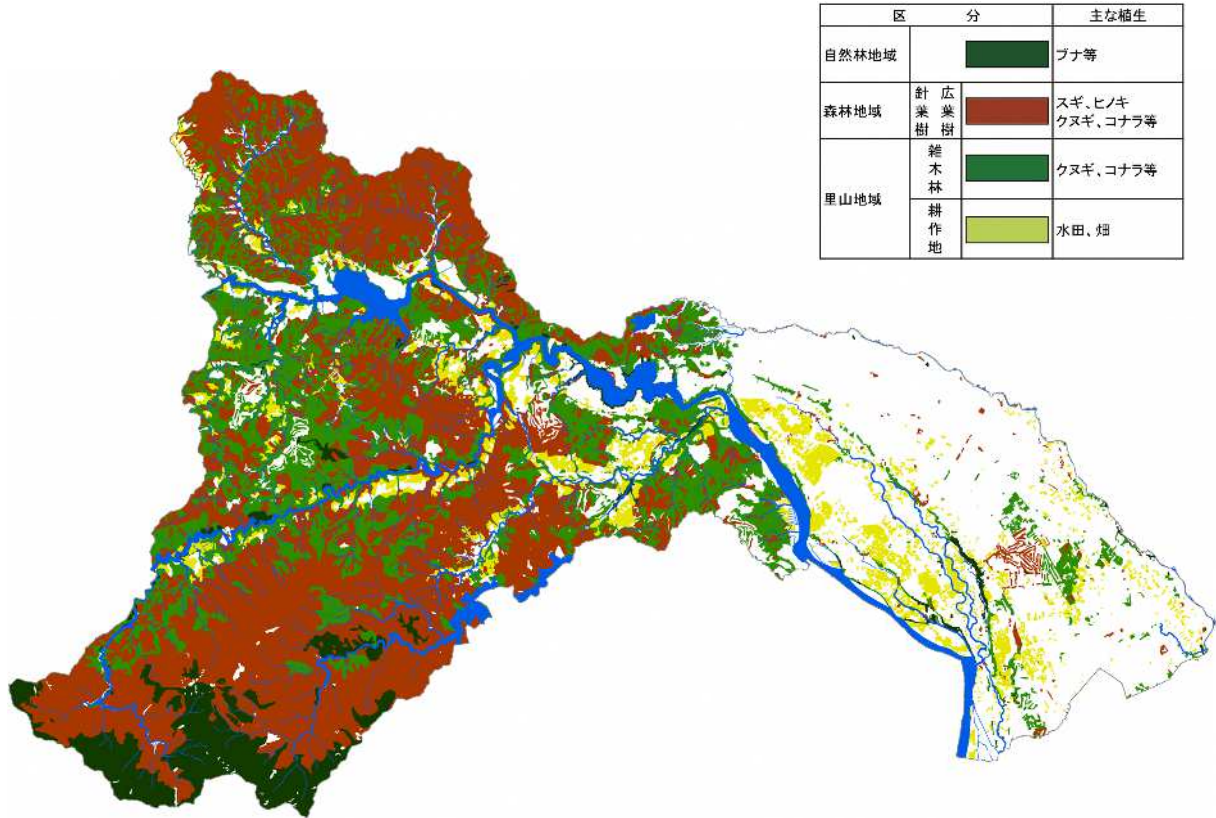


図 1-12 森林の植生分布<sup>18</sup>



<sup>18</sup> 国土数値情報,国土交通省国土政策局



## ウ 山間部のみどり

津久井地域の山間部には、豊かな自然が広がっており、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園、県立陣馬相模湖自然公園等の自然公園や自然環境保全地域等に指定されています。

津久井地域の森林では、人工林の管理不足による荒廃のほか、広葉樹林の下層植生の衰退等が見られ、森林の水源かん養や土砂流出防止の機能の低下が懸念されるとともに、整備が進まない森林では二酸化炭素吸収等の機能の低下も懸念されています。

そのため、神奈川県の水源地の森林づくり事業による整備や治山・治水、自然災害の防止に関する事業等の取組が展開され、森林環境の保全や再生に取り組んでいます。

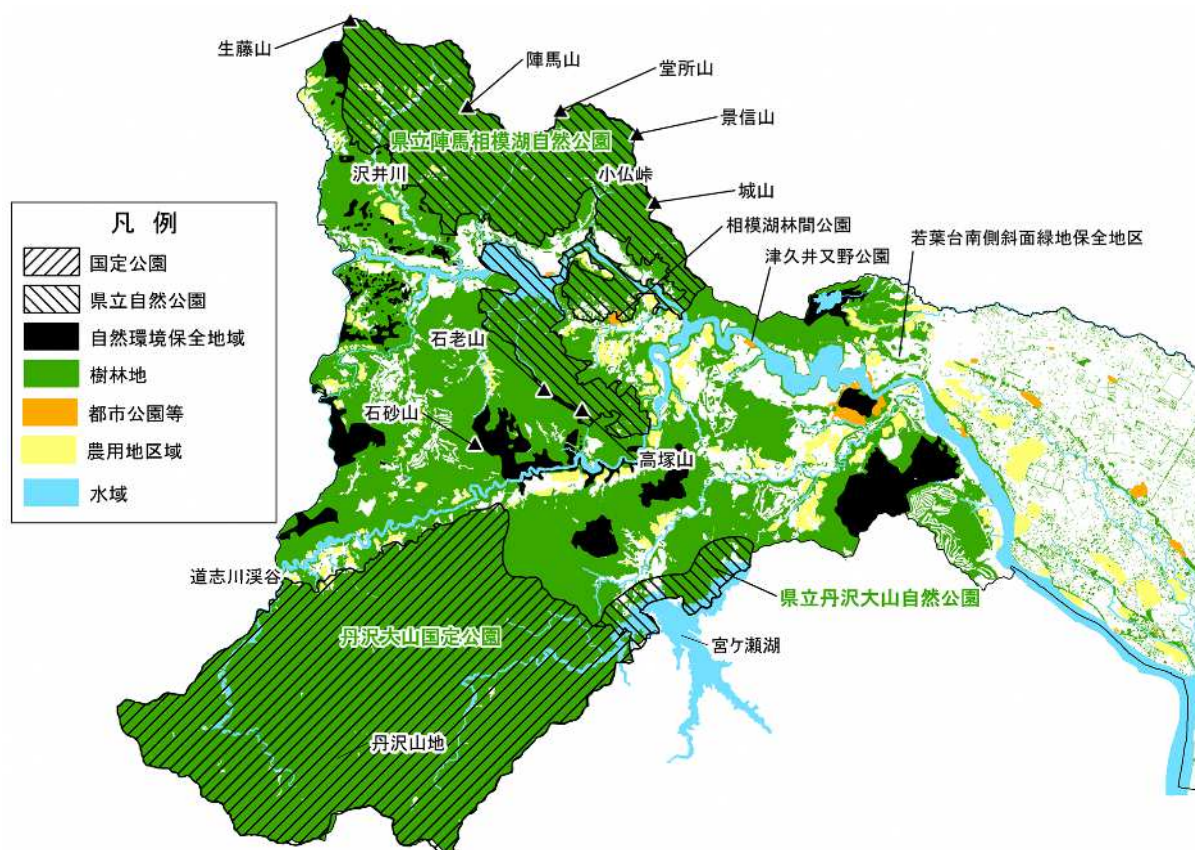
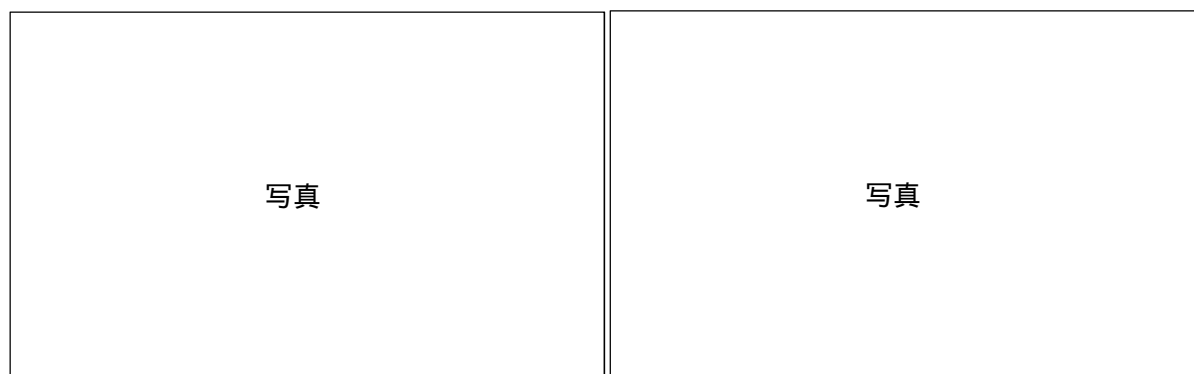


図 1-13 山間部のみどりの分布<sup>19</sup>



<sup>19</sup> 国土数値情報,国土交通省国土政策局

## エ 都市部のみどり

旧相模原市域の都市部には、まとまったみどりとして、大規模な平地林の木もれびの森や、相模川・道保川沿いの相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区のほか、相模川や八瀬川沿いの農地等があります。また、多くの都市公園が配置されているほか、身近なみどりとして市民緑地やふれあいの森、保存樹林、生産緑地地区も点在しています。

都市部においても、防災拠点になる森林の減少や、森林の持つ機能の低下が懸念される一方で、生産緑地地区について、生産緑地法の改正により、農業用施設の設置等活用方法が拡大しました。

そのため、森林機能の保全や再生、生産緑地に関する法制度を活用した農地の保全等、水とみどりのネットワークの形成に取り組んでいます。

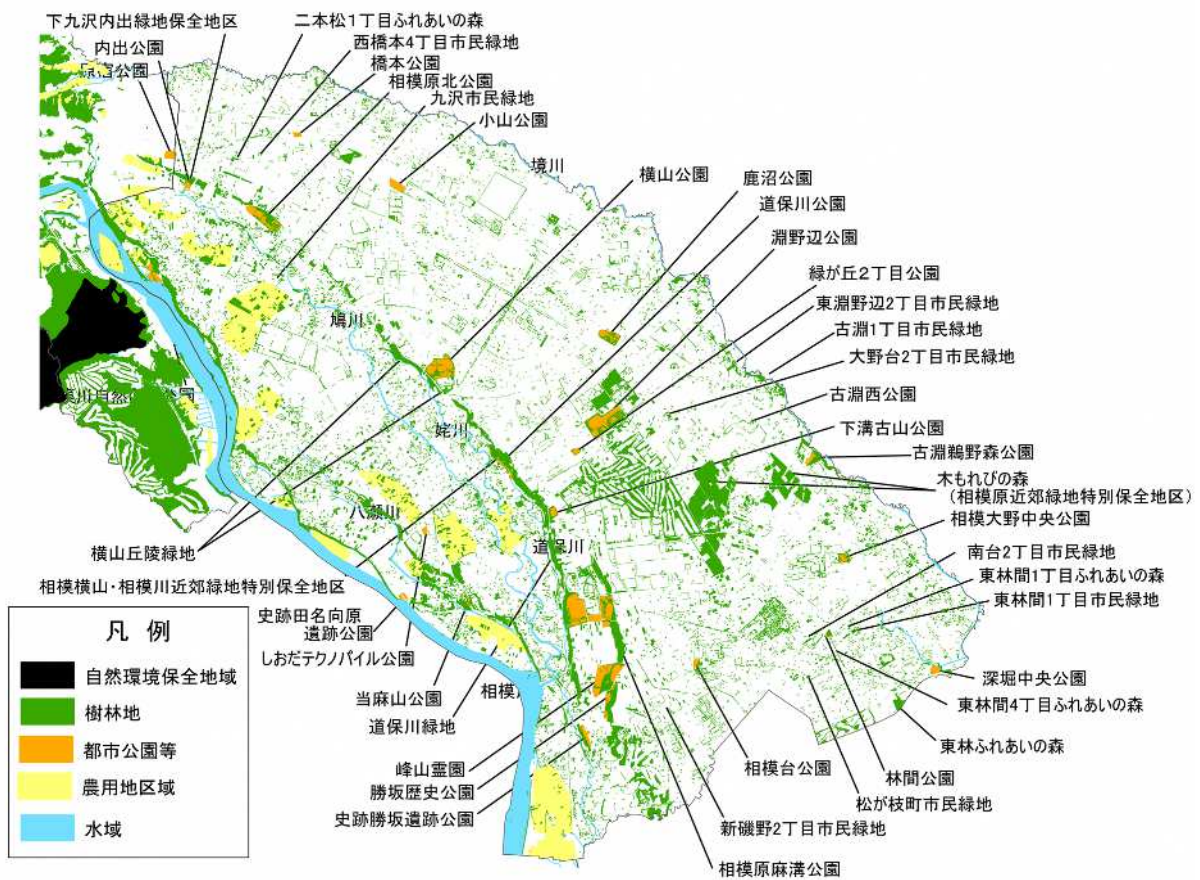
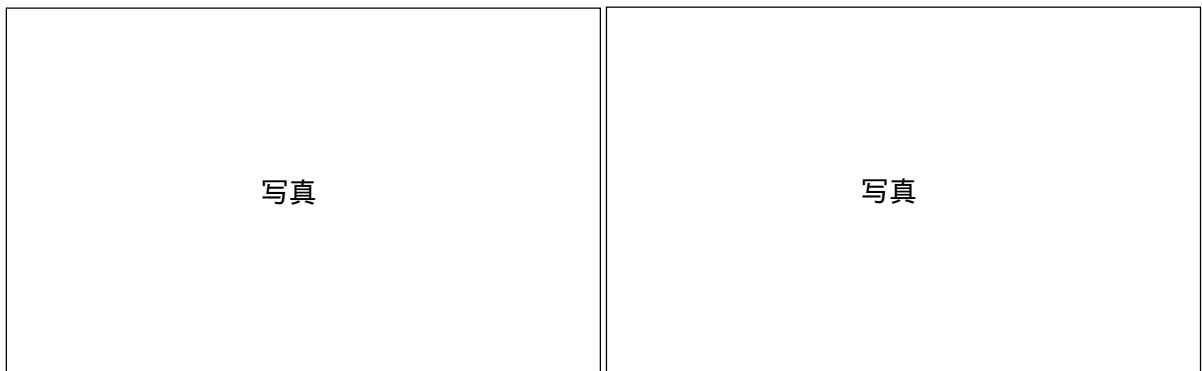


図 1-14 都市部のみどりの分布<sup>20</sup>



<sup>20</sup> 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

旧相模原市域の緑被率は減少傾向を示しており、約 30 年間で 655ha が減少し、緑被率は 7.1%減少しています。

表 1-5 旧相模原市域の緑被地面積及び緑被率<sup>21</sup>

	平成元年度 (1989 年度)	平成 7 年度 (1995 年度)	平成 13 年度 (2001 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
緑被地面積	2,851ha	2,611ha	2,582ha	2,419ha	2,248ha	2,196ha
緑被率	31.4%	28.8%	28.6%	26.8%	24.9%	24.3%

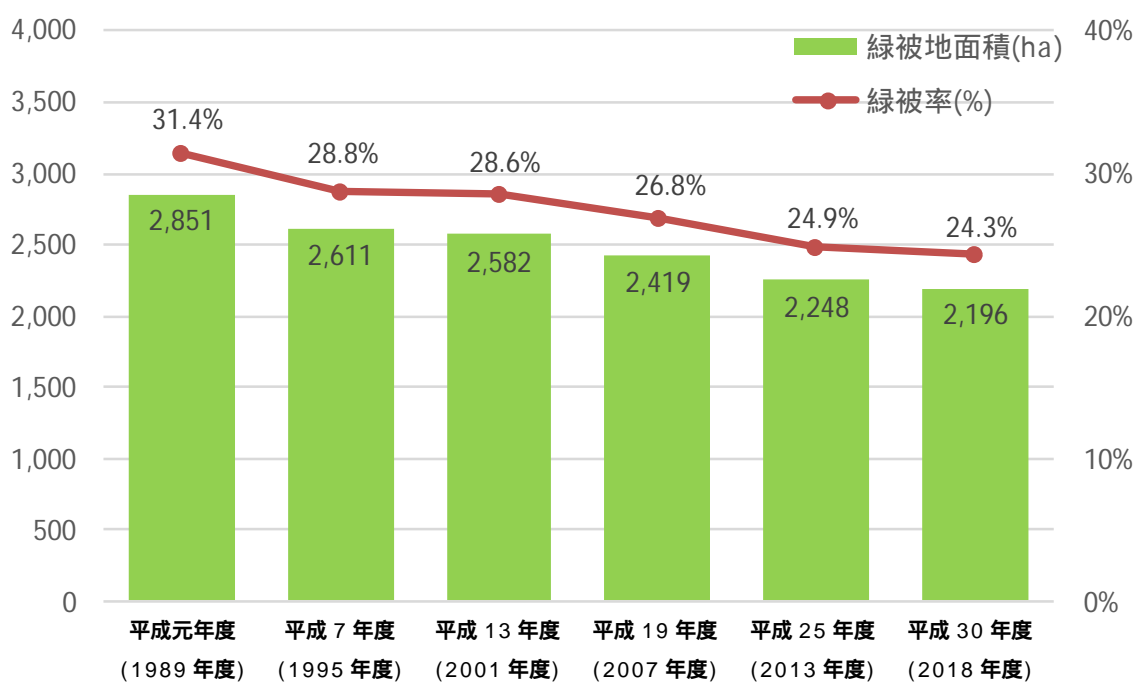


図 1-15 旧相模原市域の緑被地面積及び緑被率<sup>21</sup>



<sup>21</sup> 平成 13(2001)年度相模原市緑の実態調査報告書、平成 19(2007)年度相模原市水とみどりの実態調査報告書、平成 25(2013)年度相模原市みどりの実態調査、平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

## (2) 水辺の概況

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきました。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきました。<sup>22</sup>

本市は、津久井地域に水源かん養林が広がり、相模川や境川等の多くの河川が流下するほか、相模川や道保川等に沿った段丘崖の下部には湧水が見られる等、豊かな水資源による恩恵を大いに享受してきました。

### ① 市域の河川の状態

本市は、相模川流域と境川流域の2流域に分類されます。

相模川流域は、山梨県・神奈川県 of 2 県を流域とし、流域内には相模川の本流と、その支流となる道保川、鳩川、姥川、八瀬川、道志川、串川、早戸川等があります。

境川流域は、神奈川県・東京都を流域とし、流域内には小松川、本沢等があります。

また、市内には相模湖、津久井湖等5つの湖と城山ダム、相模ダム等6つのダムがあり、神奈川県 of 貴重な水源となっています。



図 1-16 相模川・境川流域の概況<sup>23</sup>

<sup>22</sup> 水循環基本法(平成 26 年法律第 16 号)

<sup>23</sup> 国土数値情報,国土交通省国土政策局

表 1-6 河川の概要<sup>24</sup>

水系	河川名	河川種別	市内延長(Km)	管理区間延長(Km)		
				神奈川県管理延長	東京都管理延長	相模原市管理延長
相模川	相模川	一級河川	35.1	35.1	-	-
	鳩川	一級河川 ・準用河川	14.5	8.4	-	6.1
	鳩川分水路	一級河川	0.2	0.2	-	-
	鳩川隧道分水路	一級河川	0.3	0.3	-	-
	道保川	一級河川	2.5	2.5	-	-
	姥川	準用河川	6.5	-	-	6.5
	八瀬川	準用河川	5.0	-	-	5.0
	早戸川	一級河川	7.5	7.5	-	-
	串川	一級河川	12.1	12.1	-	-
	道志川	一級河川	21.7	21.7	-	-
	金山川	一級河川	0.5	0.5	-	-
秋山川	一級河川	7.0	7.0	-	-	
境川	境川	二級河川	24.1	16.1	8.0	-
	小松川	二級河川	1.2	1.2	-	-
	本沢	二級河川	2.1	2.1	-	-

神奈川件及び東京都管理の一級河川及び二級河川と本市管理の準用河川を「河川」として整理した

表 1-7 湖・ダム概要<sup>25</sup>

名称	全体面積 (湛水面積)(ha)	総貯水量 (m <sup>3</sup> )	有効貯水容量 (m <sup>3</sup> )
相模ダム(相模湖)	326.0	63,200,000	48,200,000
城山ダム(津久井湖)	247.0	62,300,000	54,700,000
沼本ダム	34.7	2,330,000	1,534,000
道志ダム(奥相模湖)	14.2	1,525,000	616,100
本沢ダム(城山湖)	21.0	3,927,000	3,835,000
宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)	460.0	193,000,000	183,000,000
計	1,102.9	326,282,000	291,885,100

#### 【湛水面積】

ダムの貯水池に貯めることができる最高の水位まで水がたまった時の水面の面積。

<sup>24</sup> 平成 29(2017)年版相模原市統計書

<sup>25</sup> 神奈川県企業庁及び国土交通省相模川水系広域ダム管理事務所のホームページ

## ② 河川の水質

市内にある河川の水質は、近年の公共下水道の普及に伴い改善傾向にあります。平成30(2018)年度調査によると、河川の水質汚濁の指標となる BOD(生物化学的酸素要求量)は、姥川の1地点を除く市内の16地点で環境基準を達成しています。

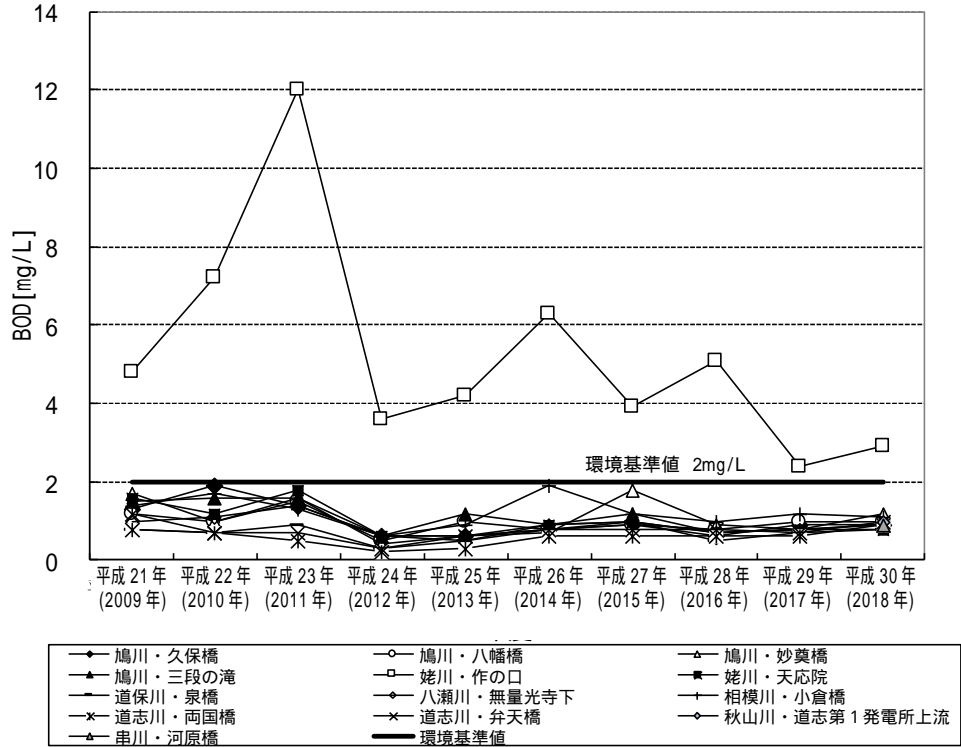


図 1-17 BOD の経年変化 相模川水系<sup>26</sup>

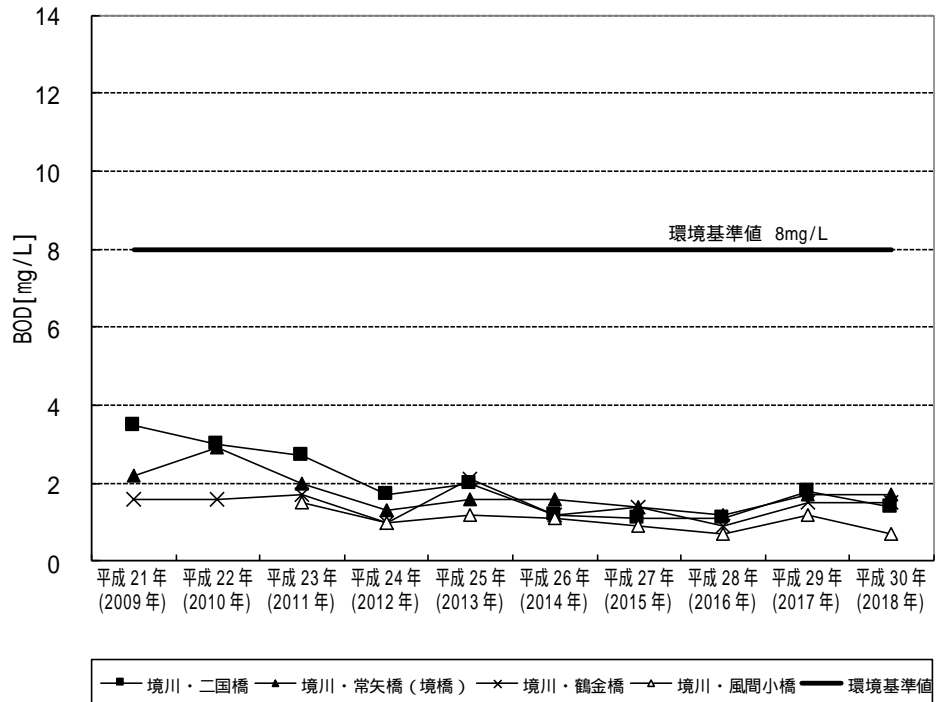


図 1-18 BOD の経年変化 境川<sup>26</sup>

<sup>26</sup> さがみはらの環境(平成30(2018)年度)

### ③ 流域別の河川の特徴

前項に述べたように、本市は大きく相模川流域と境川流域の2つの流域で構成されており、本計画では、このうち相模川流域は、環境特性の違いから3つの流域に区分しています。

なお、相模川の上流・下流の区分は、市内の区分であり、相模川全体での区分とは異なります。

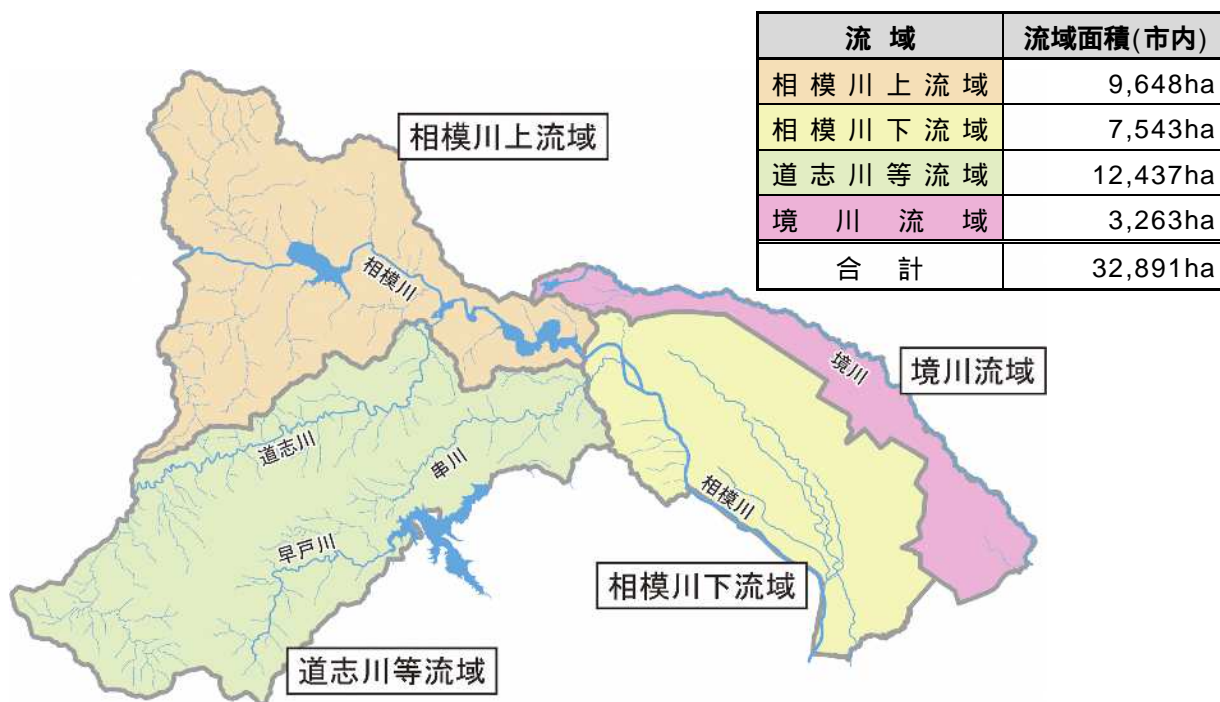


図 1-19 流域区分

#### ア 相模川上流域

相模川本流の上流部に位置し、相模湖(相模ダム)、津久井湖(城山ダム)といった総貯水量6千万 $m^3$ を超える2つの湖を有しています。流域の大半を山地が占めており、相模川の河床勾配は1/100～1/200と急な区間です。

#### イ 相模川下流域

相模川本流の中流部に位置し、本市の中央区・南区が含まれる等、流域の大半は市街地が占めています。相模川の河床勾配は1/200～1/500程度で河岸段丘が発達しています。相模川には瀬と淵が形成され、アユ・ウグイ等が生息しています。

#### ウ 道志川等流域

相模川支流の道志川・串川・早戸川や、宮ヶ瀬湖(宮ヶ瀬ダム)が含まれます。流域の大半は山地ですが、ブナの原生林が多く相模川上流域とは植生が異なる環境です。道志川・早戸川とも山地の狭間を縫うように蛇行しながら流下し、渓谷を形成しています。

#### エ 境川流域

本市北東部に位置し、源流部では森林が多く残されていますが、流域の大半は市街地が占めています。境川沿いには比較的河畔林が残されており、市民の憩いの場となっています。

#### 【河床勾配】

川の流れる方向の川底の傾き。1/100の場合、100m上流に行くと1m高さが高くなるという意味。

### (3) 生物多様性の概況

#### ① 自然特性

本市は、豊かな自然環境を有する津久井地域から市街化の進む旧相模原市域まで、生物の生息・生育環境が地域によって大きく異なります。

ここでは、前項で整理した「相模川上流域」「相模川下流域」「道志川等流域」「境川流域」の4つの区分ごとの特性について整理しました。

#### ア 相模川上流域

相模川上流域は、北部に急峻な山々、南部になだらかな山々が連なり、市域でもまとまりのあるみどりが残されています。また、相模湖や津久井湖等の周辺には市民の憩いの場となる水辺環境も広がっています。

当流域には、県立陣馬相模湖自然公園や県立相模湖公園のほか、森林、里地里山、水辺環境等の豊かな自然環境が形成され、多様な生物の生息・生育環境になっています。

#### イ 相模川下流域

相模川下流域は、平地林や大規模公園、農地等の身近なみどりが点在し、街路樹や緑道も整備されています。

市街地には、相模川や鳩川、八瀬川、道保川、姥川が流れ、河畔林や斜面林、湧水があり、豊かなみどりや水辺環境が保全されています。また、森林や田園も広がっており、多様な生物の生息・生育環境が残されています。

#### ウ 道志川等流域

道志川等流域は、南西部に丹沢の山々が連なり、クヌギ・コナラ等の二次林や大型哺乳類等も生息する多様な生物相を有する流域です。道志川は、山梨県の山伏峠に水源を發し、津久井湖につながる相模川水系の一級河川であり、新緑や紅葉等の四季折々の変化を見せる渓谷や原風景が広がっています。

流域全体に渡ってみどりが豊かで、南西部は丹沢大山国定公園に指定されているほか、神奈川県内の水源かん養林や、多様な生物の生息・生育地として貴重な地域となっています。

#### エ 境川流域

境川流域は、豊かな自然環境に恵まれた源流域と、都市化が進行する下流域の2つの異なる特性を有しています。

源流域は、幾多もの沢が流れ、小松川や本沢が境川に繋がっています。また、城山地区では、谷戸の地形を活かした営農活動が行われており、人々の生活と自然が共生する里地里山の環境が広がり、多様な生態系が育まれています。

一方、都市部は、都市的土地利用への転換に伴ってみどりが減少しており、コンクリート護岸による人工的な流れとなっています。



## ② 野生生物の生息・生育状況

本市では、平成 30(2018)年度に文献資料等を用いた生物相調査を実施し、市内に生息・生育の記録がある野生生物の目録及び分布図を作成しました。

調査に当たっては、過去に実施した生物の生息・生育に関する調査や市立博物館が保有しているデータ、市民団体が保有するデータ等を収集し、平成 2(1990)年以降に確認・記録された種を対象として整理しています。また、確認された全種について、法令や環境省・神奈川県等の指定に基づき、希少種・外来種を抽出しています。

### ア 生物相

市内で確認・記録されている全 10 分類(植物、哺乳類、鳥類、両生類、は虫類、魚類、底生生物・軟体動物、昆虫類、クモ類及び菌類)の総数は約 1 万種となり、確認種数が最も多いのは昆虫類の 6,142 種、次いで植物の 2,838 種となっています。

表 1-8 分類ごとの確認種数<sup>27</sup>

分類	科数	種数
植物	188	2,838
哺乳類	18	43
鳥類	58	246
両生類	7	16
は虫類	10	15
魚類	24	82
底生生物・軟体動物	91	225
昆虫類	407	6,142
クモ類	37	287
菌類	39	71
計	879	9,965

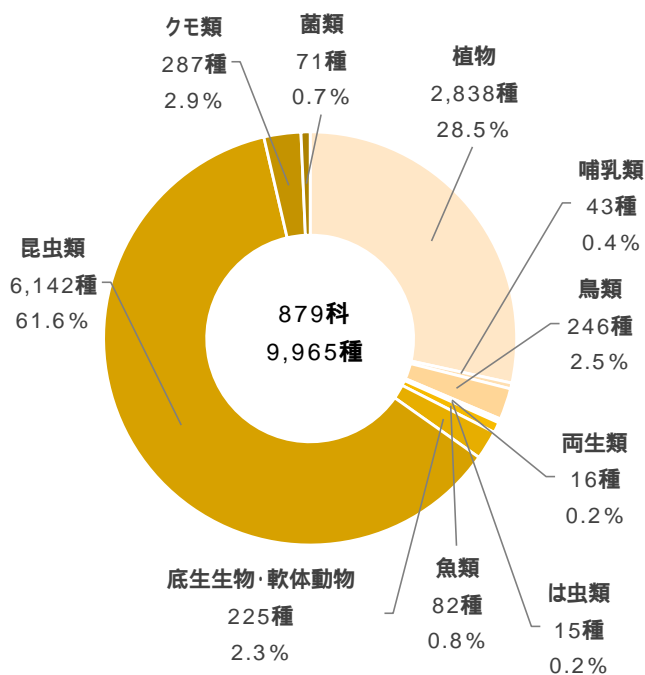


図 1-20 分類ごとの確認種数<sup>27</sup>



<sup>27</sup> 平成 30(2018)年度相模原市生物相調査報告書

## イ 希少種

本市では、植物 244 種、哺乳類 22 種、鳥類 115 種、両生類 10 種、は虫類 7 種、魚類 46 種、底生生物・軟体動物 17 種、昆虫類 231 種、クモ類 3 種の希少種が確認されています。

また、これら希少種の生息・生育記録の位置情報を示した希少種ホットスポットマップを作成しています。いずれの分類群でも津久井地域、相模川や津久井湖等の水辺環境周辺で確認種数が多い傾向があります。植物の例では、特に、旧相模原市域の相模川沿いに希少種が多い傾向にあります。

なお、希少種は、天然記念物、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)、環境省レッドリスト、神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006 等の対象種に指定されている種を抽出しています。

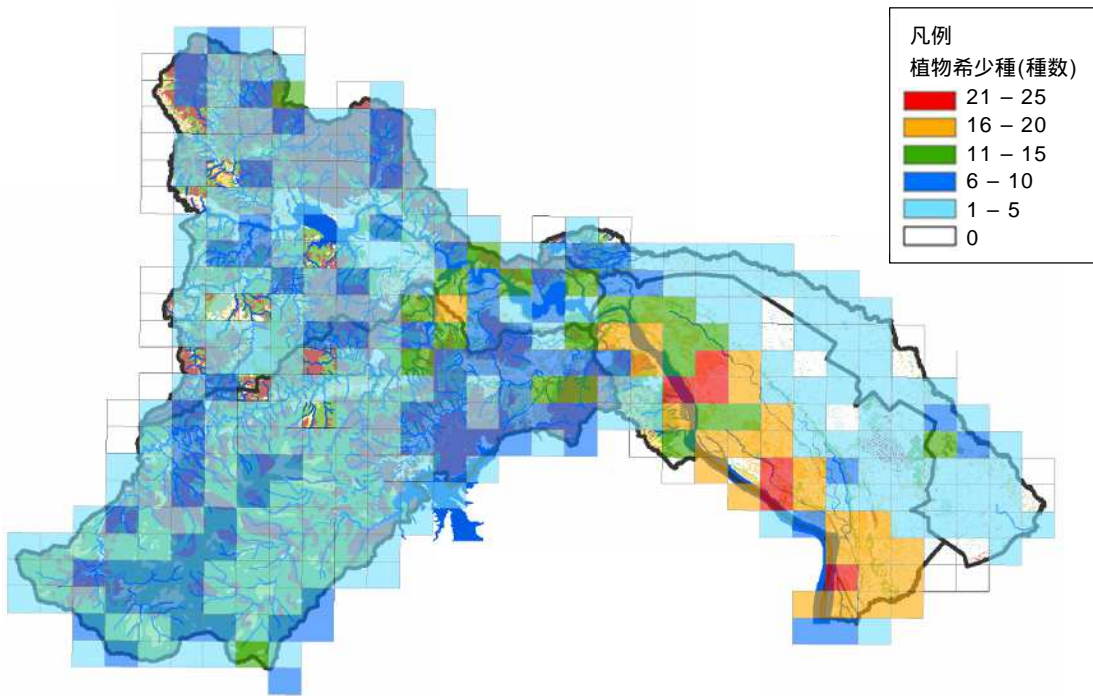


図 1-21 希少種マップ 植物の例<sup>28</sup>

表 1-9 各流域における希少種の分布状況等 植物の例<sup>28</sup>

流域	概要
相模川上流域	この地域には、県内でもごく僅かしか自生地が残っていない植物が分布しており、流域北部ではウスヒメワラビやバアソブ、オオガンクビソウ、ハナビゼリ等、流域南部でもツメレンゲやザイフリボク、フクジュソウ等が挙げられる。流域東部の南高尾地域にも希少種が多く、レンゲショウマやミスミソウ等の分布が確認されている。
相模川下流域	相模川にはこの地域を象徴する希少種と言えるカワラノギクが生育している。また、流域ではカザグルマやヒメフタバラン等の県内でもごく限られた分布の植物が確認されているほか、木もれびの森の広大な平地林には、キンラン、ギンラン、アマナ等も見られる。
道志川等流域	道志川の渓谷内に自生するサツキは分布の東限に当たり、オキナグサやツメレンゲ等の希少種も確認されている。また、丹沢山地は高標高地のブナ林から、山麓部のスギ植林地に至るまで希少種が数多く確認されているほか、宮ヶ瀬湖周辺ではコマツカサススキやイトヌノヒゲ等県内でも分布のごく限られた植物が生育している。
境川流域	境川沿いの斜面林では、都市部に隣接しながら数多くの希少種が確認されており、ヒメニラ、アズマイチゲ、イチリンソウ、ヤマブキソウ等が自生する。流域南部の平地林ではキンラン、ギンラン、アマナ、ワダソウ等が確認されている。

<sup>28</sup> 平成 30(2018)年度相模原市生物相調査報告書

## ウ 外来種

本市では、植物 116 種、哺乳類 7 種、鳥類 8 種、両生類 2 種、は虫類 2 種、魚類 11 種、底生生物・軟体動物 5 種、昆虫類 2 種の外来種が確認されています。

また、外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものとして指定されている特定外来生物は、植物 7 種、哺乳類 2 種、鳥類 4 種、両生類 1 種、爬虫類 1 種、魚類 3 種が確認されています。

外来種も希少種と同様に、位置情報に基づいた外来種マップを作成しており、下図の植物の例では、都市部に比較的多く外来種が確認されています。

なお、外来種は生態系被害防止外来種リスト指定種(平成 28(2016)年 3 月(平成 30 年(2018)8 月 1 日改訂) 環境省 農林水産省)を抽出したものです。

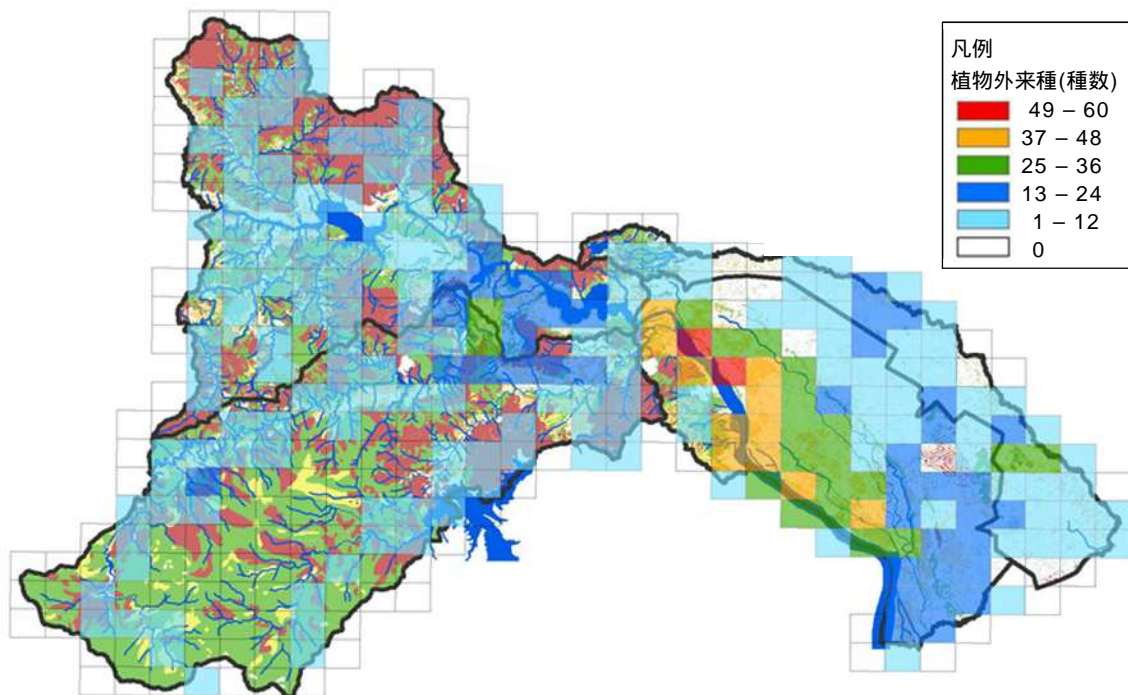


図 1-22 外来種マップ 植物の例<sup>29</sup>

表 1-10 各流域における外来種の分布状況及び地域概況等 植物の例<sup>29</sup>

流域	概要
相模川上流域	流域東部の津久井湖周辺では、メケンカルカヤ、オオフサモ、オオブタクサ等が大きな群落を形成しているほか、山麓部では林道法面の土留め工事に使用された吹付け種子由来の外来植物が分布を広げている。
相模川下流域	河川沿いにはシナダレスズメガヤ、オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ、コセンダングサ等が大きな群落を形成している。住宅地や市街地では外来植物が多く、幹線道路沿いを中心に、近年はアメリカオニアザミやシンテッポウユリ等が分布を広げている。
道志川等流域	沢沿いでハリエンジュやイタチハギ等が目立つほか、宮ヶ瀬湖周辺では水辺を中心にメケンカルカヤやセイタカアワダチソウが大きな群落を形成している。山麓では花が目立つシンテッポウユリやセリバヒエンソウ等が抜き取りを免れて分布を広げている。
境川流域	住宅地や市街地を中心に外来植物が多く、ネズミムギ、アメリカオニアザミ、オオキンケイギク等が目立つ。川沿いにはアレチウリも分布を広げている。近年は幹線道路沿いを中心にブタナが急激に増えている。

<sup>29</sup> 平成 30(2018)年度相模原市生物相調査報告書

## エ 鳥獣被害

本市では、サルやイノシシ等が野菜を食べ荒らす等の農作物被害が生じており、平成 29(2017)年度の被害額は総額 6,506 千円に達しています。

また、アライグマによる生活被害は、ほぼ市内全域において発生しており、住宅内への侵入や敷地内の果実の食害等の被害が発生しております。

鳥獣被害への対応として、従来からの対策に加え、「相模原市鳥獣被害防止計画」の下で、新たな被害対策事業に取り組んでいます。

また、カワウによる被害は相模川流域一円で発生しており、アユやワカサギ等の捕食等、魚類の繁殖への影響が懸念されています。

人への被害という点では、野生動物と自動車の接触事故も鳥獣被害の一種と言え、大型動物との接触は重大事故につながるリスクがあります。

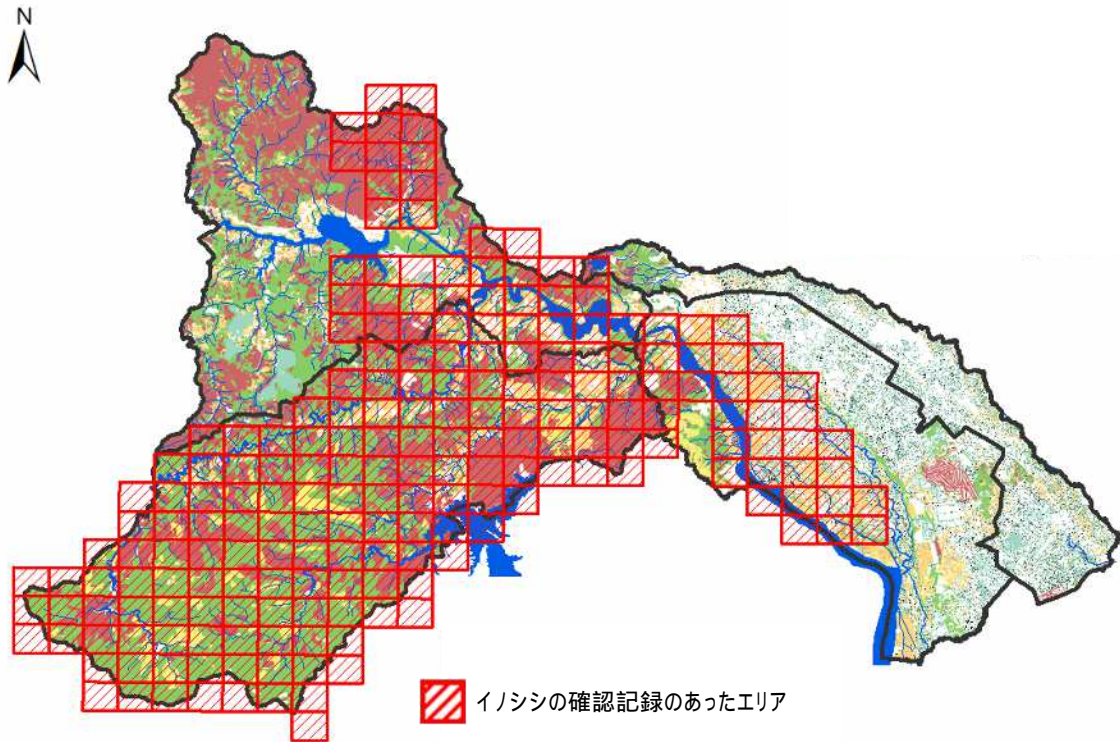


図 1-24 イノシシの確認状況<sup>30</sup>

<sup>30</sup> 平成 30(2018)年度相模原市生物相調査報告書

## (4) 市民等アンケート調査の結果

### ① 市民アンケート調査

#### ア 調査概要

##### 調査目的

本計画の策定に向けた基礎資料として、水とみどりに対する意識や、生物多様性に関する市民の認識や今後の意向把握のため、市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

##### 市民アンケート

- ◎ 期間 平成 30(2018)年 8 月 9 日 ~ 同年 8 月 31 日
- ◎ 調査数 3,000 名
- ◎ 回収数 1,528 名
- ◎ 回収率 約 51%

#### イ 調査結果

市民に対して行ったアンケート調査から、次のような取組の方向性や課題、市への要望が明らかになりました。

##### 水やみどり、生物多様性に関わる取組の方向性や課題

###### ◎ 水辺やみどりの機能として残したいもの

水辺やみどりは、「安らぎや潤いの場所、きれいな空気や水の供給場所」として市民に認識されており、将来に残したいと考えられています。

###### ◎ 効果的な普及啓発の方法について

普及啓発の方法として、市民からは、「メディア(テレビやラジオなど)による情報発信、学校や公民館での環境学習」が効果的との意見が多く出されています。

###### ◎ 「生物多様性」という言葉の認知度

約 7 割の市民が「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」又は「言葉を聞いたこともなかった」と回答しており、生物多様性の理解に関する普及・啓発の取組がまだまだ必要な状況です。

##### 市への要望

###### ◎ 水辺やみどりについて市に優先的に取り組んでほしいこと

市民は身近なみどりの保全や緑化の推進を期待する意識が高く、行政に対しては、主に公園整備や緑地の保全、森林開発等の防止を期待しているとの結果が得られています。

###### ◎ 生物多様性について市に優先的に取り組んでほしいこと

生物多様性の保全対策として「生きものの生息環境である水辺やみどりの保全や整備」を求める意見が最も多く、次いで、「特定外来生物の防除」が期待される結果となっています。

## ② 事業者アンケート調査

### ア 調査概要

#### 調査目的

本計画の策定に向けた基礎資料として、水とみどりや、生物多様性に関する事業者の取組状況や今後の意向把握のため、事業者を対象とするアンケート調査を実施しました。

#### 事業者アンケート

◎ 期間	平成 30(2018)年 10 月 15 日 ~ 同年 10 月 31 日
◎ 調査数	101 社
◎ 回収数	67 社
◎ 回収率	約 66%

### イ 調査結果

事業者に対して行ったアンケート調査から、次のような事業所が実施する取組や課題、市への要望が明らかになりました。

#### 事業所が実施する、みどりや水、生物多様性の保全に関する取組と課題

##### ◎ 事業所が実施する取組

水辺やみどり、生物多様性の保全に関わる活動について、約 5 割の事業所が取り組んでいます。

事業活動として、「製品の施像・加工時の取組(騒音・排ガス・排水の適正処理等)」に取り組んでいるとの回答が最も多く、事業活動以外では、「リサイクル製品や環境に配慮した製品の購入(グリーン購入)」、「イベント、勉強会・講習会や生きもの調査等への参加」といった回答が多く寄せられています。

##### ◎ 事業所が行う取組の課題

取組を進める上で「取組に参加する人材が不足している」や「どのような取組をしたら良いかわからない」との声が多く、行政の人的支援のほか、取組内容に関わる情報提供が必要と考えられます。

#### 市への要望

##### ◎ 水やみどりについて市に優先的に取り組んでほしい対策

事業者の視点から、「緑地(市街地にある樹林地)の保全」に取り組んでほしいとの要望が最も多く、次いで「水辺環境の保全」、「森林の保全、再生」の順となっています。

##### ◎ 生物多様性について市に優先的に取り組んでほしい対策

事業者の視点から、「生きものの生息環境である水辺やみどりの保全や整備」との要望が最も多く、次いで「特定外来生物の防除」となっています。

### ③ 保全団体アンケート調査

#### ア 調査概要

##### 調査目的

本計画の策定に向けた基礎資料として、市内の特定のフィールドで活動する保全団体を対象に、そのフィールド内での活動状況や課題等に関するアンケート調査を実施しました。

- ◎ 調査団体 26 団体
- ◎ 回収数 21 団体
- ◎ 回収率 約 81%

#### イ 調査結果

本市で活動を展開する保全団体等に対して行ったアンケート調査から、次のような活動上の課題や市への要望が明らかになりました。

##### 保全団体が活動する上での課題

「会員の高齢化」、「活動に参加する会員が限られている」、「新し会員の加入が少ない」等、人材不足が課題です。

##### 市への要望

「活動に対する経済的な支援策を増やしてほしい」との市への要望もあり、活動に対する人的・財政的支援等を中心としたバックアップ体制の仕組みづくりが必要です。

## (5) 保全団体の活動

### ① 保全団体等の活動状況

本市で活動を展開する保全団体等に対して行ったアンケート調査から、保全団体等は、主に次のような活動を行っています。

表 1-11 保全団体等の活動概要

項目	概要
活動概要	動植物の調査、生息・生育環境の調査・整備、緑地・水路等・農地の管理、ボランティア等の受入れ・普及啓発・人材育成を行っている。
活動の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 緑地内の除伐・伐採、草刈り・蔓<sup>つる</sup>切り、清掃</li> <li>◎ 観察会・写真展の開催</li> <li>◎ 小中学校総合学習の手伝い</li> <li>◎ 企業の CSR 活動、ボランティアの受入れ</li> <li>◎ 動植物のモニタリング調査</li> <li>◎ 動植物の生息・生育環境整備</li> <li>◎ 河川用水路の整備</li> <li>◎ 荒廃農地の管理</li> <li>◎ 環境イベントの開催等における普及啓発・人材育成</li> </ul>

表 1-12 保全団体等の活動に対する想い

項目	概要
想いの概要	引き続き、緑地等の自然環境や生物及び生息生育環境の保全を目的にした活動を行っていききたい。
活動の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 都市部や住宅地域に残る貴重な緑地を残したい。</li> <li>◎ 人と自然とが共生できる森にしていききたい。</li> <li>◎ 地域住民が自然と触れ合える場や憩いの場としていききたい。</li> <li>◎ 貴重な生物とそれらの生息生育環境を守りたい。</li> <li>◎ 水源林の保全が必要。</li> </ul>





## ② 保全団体等の活動場所

アンケート調査で回答のあった保全団体等は、主に下記の場所で活動を行っています。

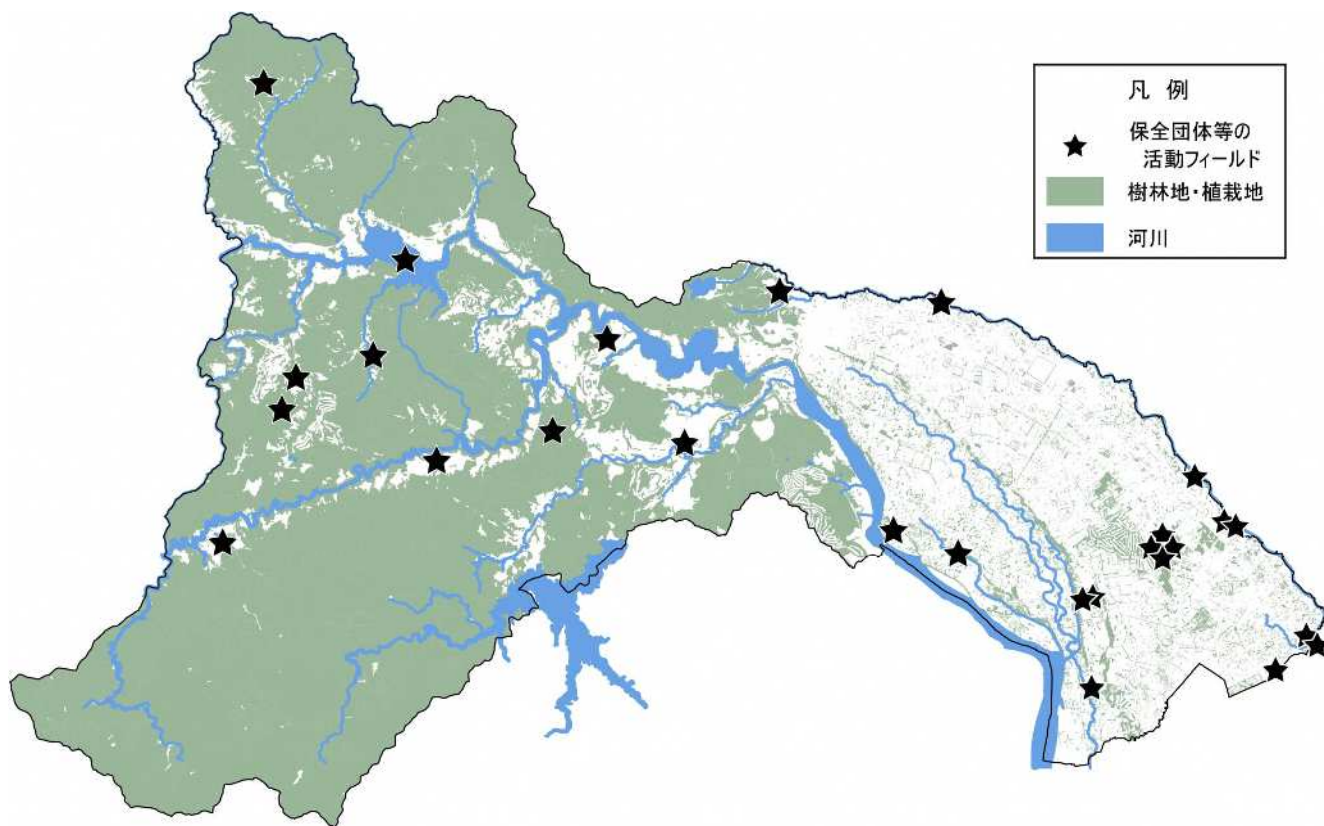


図 1-25 保全団体等の活動位置図



### 3. みどり・水・生物多様性の課題

#### (1) 水とみどりの課題

平成 30(2018)年度に行った各種基礎調査やアンケート調査の結果から、水とみどりについては、主に以下の課題が挙げられます。

表 1-13 水とみどりに関する課題

概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市街地の緑被地の減少</li> <li>◎ 山間部における緑被地の大規模消失</li> <li>◎ 市街地の農地の減少</li> <li>◎ 水辺やみどりのつながり(連続性)の不足</li> <li>◎ 公園整備等の市民要望への対応</li> <li>◎ 緑地保全活動の人材不足</li> <li>◎ 市内緑地の現状の周知や必要性に関する認知度の不足</li> <li>◎ 多様な活動主体による緑地保全や緑化活動の連携不足</li> </ul>

#### (2) 生物多様性の課題

平成 30(2018)年度に行った各種基礎調査やアンケート調査の結果から、生物多様性については、主に以下の課題が挙げられます。

表 1-14 生物多様性に関する課題

概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 市街地での緑被地減少に伴う生物の生息域の縮小</li> <li>◎ 外来種の生息・生育地域の拡大</li> <li>◎ 鳥獣被害の増加</li> <li>◎ 野生生物の生息・生育情報の統一性の欠如と散在</li> <li>◎ 水辺やみどりのつながり(連続性)の不足</li> </ul>

#### (3) 保全団体等人的な課題

平成 30(2018)年度に行った各種基礎調査やアンケート調査の結果から、環境保全に取り組む人材について、主に以下の課題が挙げられます。

表 1-15 環境保全に取り組む人材に関する課題

概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 生物多様性に関する低認知度</li> <li>◎ 生物多様性保全活動の人材不足</li> <li>◎ 多様な活動主体による生物多様性保全活動の連携不足</li> </ul>

1. 基本理念

水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ

～いつまでも自然と人が共生するまち相模原をめざして～

本市では、これまで、貴重な水源林や道志川等の清流、相模川等の潤いある水辺環境や人々が親しみ、集う身近なみどりを次世代に継承するため、市民、事業者、行政等の多くの主体との連携・協働により取組を展開してきました。

これらの取組により、自然環境の改善や身近なみどりや水に親しめる場所の形成等が進展しているものの、森林や農地の荒廃、緑被地の減少、生物多様性にせまる危機等の課題への対応は今後も継続する必要があります。

また、近年は、気候変動の影響が顕在化しており、自然資源及び生物多様性の持続可能な利用の必要性がより強く求められており、更なる取組を展開する必要があります。

私たち一人ひとりが、自然の恵みを将来にわたって享受できることを共通の価値として捉え、全ての生命の生存基盤である、みどりや水、生物多様性を次世代に継承することが求められています。そのため、一人ひとりが、みどりや水、生物多様性の重要性についての理解を深め、環境に配慮したライフスタイルを実践し、市民、事業者、行政等多様な主体間の連携・協働による取組を進めることで、「自然と人が共生するまち相模原」の実現を目指します。

写真

写真

## 2. 将来像

### (1) 将来イメージ

基本理念に基づき、おおむね 10 年後の本市の水とみどり、生物多様性の将来像を示します。

#### 水とみどりの将来像

- 適切に管理された森林や里地里山が広がり、  
市街地にも身近なみどりがあふれ、安心や安らぎを感じられるまちになっている。
- みどりや水辺の拠点を中心に、様々な交流が行われ、魅力あふれるまちになっている。

#### 生物多様性の将来像

- 生物多様性の重要性・必要性を広く市民が認知し、  
生物多様性に配慮した生活や事業活動が展開されている。
- エコロジカルネットワークが形成され、生物多様性が保全されている。

#### 共通する将来像

- 市、市民及び事業者が連携して水やみどりに関わる様々な活動を実施している。
- 環境意識が高まり、市民や事業者が自然と共生した活動を行っている。

写真

写真

## (2) 将来像図

将来イメージを踏まえ、以下の要素で構成した水とみどりの将来像図を示します。

将来像の要素と考え方

- 【ゾーン】 自然環境特性や土地利用状況を踏まえた地域の役割・方向性で分類
- 【軸と核】 市全体の水とみどりの骨格(線的な骨格を「軸」、面的な骨格を「核」)
- 【拠 点】 水やみどりと人々がふれあう場

### ① ゾーンの設定

名称	役割・方向性
水源保全ゾーン	自然公園である丹沢大山国定公園や、県民の貴重な水がめとなっている相模湖や津久井湖等、水源地としての水源かん養機能、生物の生息・生育環境や優れた自然景観等の豊かな自然環境と人々が共生しながら、主に水源の保全・再生を図る地域を「水源保全ゾーン」に位置付けます。
都市緑化ゾーン	木もれびの森や河川沿いの斜面林等のまとまった緑地、公園、広場、農地、街路樹等、主に都市部の緑化や身近な自然の保全・創出を図る地域を、「都市緑化ゾーン」に位置付けます。

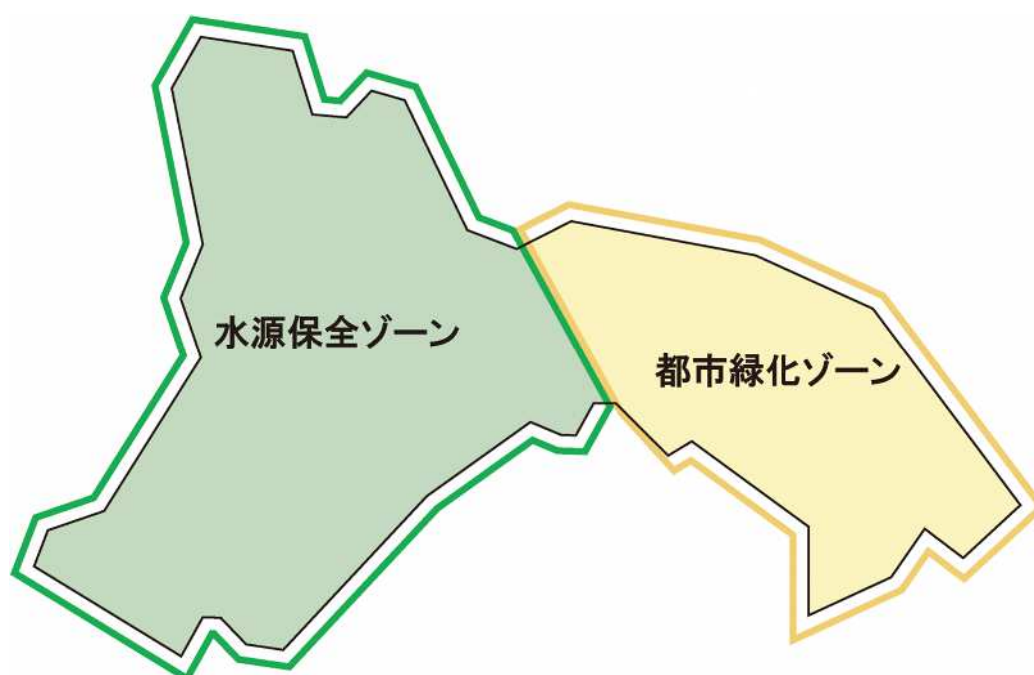


図 2-1 ゾーン区分

② 軸と核の設定

名称	役割・方向性
水とみどりの軸	エコロジカルネットワークにおける「回廊」の役割を果たす、相模川とその斜面林、道志川、横山丘陵緑地等の斜面林と一体となった道保川、姥川、八瀬川、市境を形成する境川とその河畔林を「水とみどりの軸」に位置付けます。
水とみどりの核	市域を越えた自然が連なり、豊かな森林と幾多の沢、水源かん養機能や生物の生息・生育環境を形成する等多様な機能を有し、エコロジカルネットワークにおける「核」の役割を果たす丹沢大山国定公園、県立陣馬相模湖自然公園及び県立丹沢大山自然公園を「水とみどりの核」と位置付けます。

水とみどりの軸や水とみどりの核が市域を超えて、連続するものを「みどりの連なり」と呼びます。

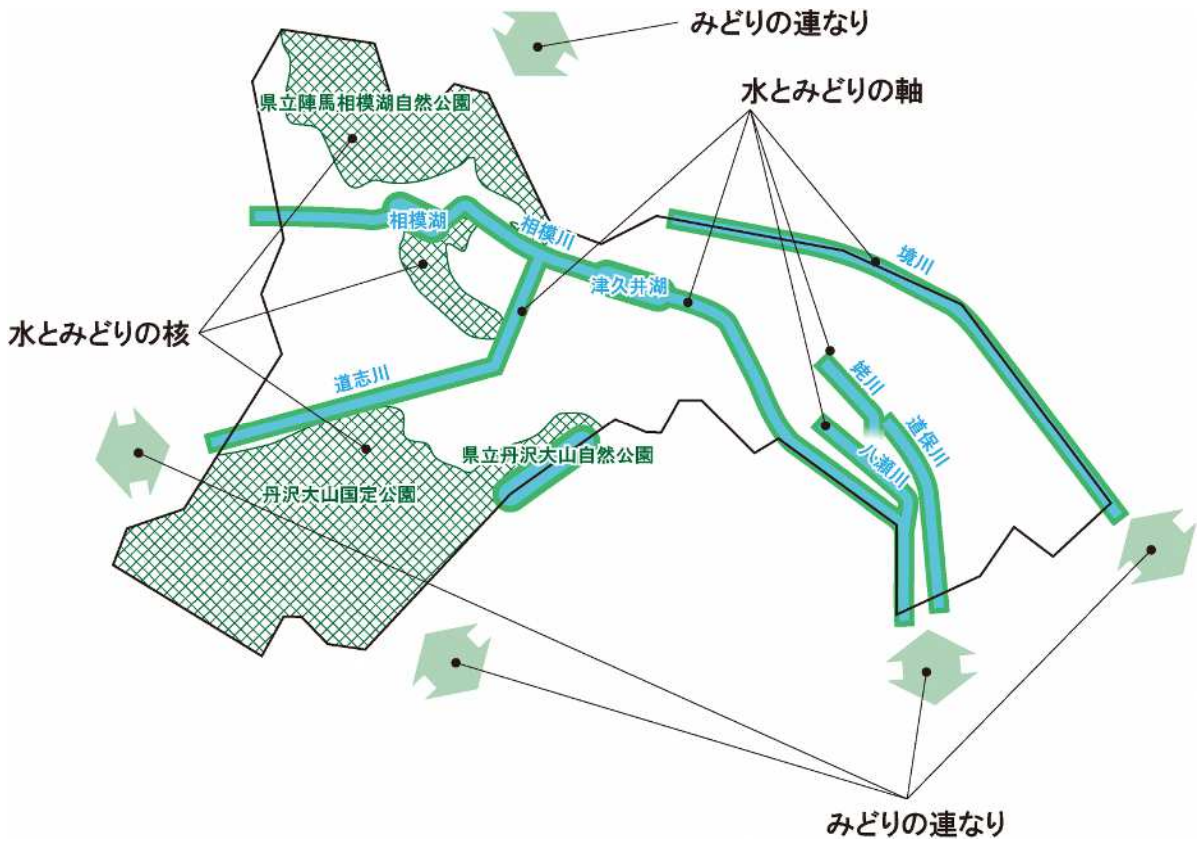


図 2-2 軸と核の配置

写真	写真
----	----

③ 拠点の設定

名称	役割・方向性
水とみどりの ふれあい 交流拠点	2つのゾーンと水とみどりの軸が交わるとともに、豊富な自然資源である津久井湖や城山湖のほか、県立津久井湖城山公園等の大規模な公園、里地里山の景観、一都六県を結ぶ自然歩道である関東ふれあいの道等が立地し、人・自然・まち・文化・歴史等が交流するエリアを「水とみどりのふれあい交流拠点」に位置付けます。
水辺の拠点	相模湖や宮ヶ瀬湖といった大規模な水辺のほか、さがみグリーンラインや相模川自然の村といった親水空間の形成を図る主な水辺を「水辺の拠点」に位置付けます。
	大規模な水辺 相模湖・宮ヶ瀬湖  主なふれあいの場 さがみグリーンライン、青根周辺、緑の休暇村・青野原周辺の親水施設、青山親水公園、相模川自然の村、相模川ふれあい科学館、橋本河畔林、古淵鶴野森公園、高木道正山河畔林
みどりの拠点	相模湖林間公園、相模原北公園、横山公園等の大規模な公園や、市街地に残された貴重な緑地である木もれびの森、東林ふれあいの森等を「みどりの拠点」に位置付けます。
	大規模な公園等 (仮称)相模原市市民の森、相模湖林間公園、相模原北公園、横山公園、淵野辺公園、県立相模原公園、相模原麻溝公園
	市街地の緑地 木もれびの森・東林ふれあいの森

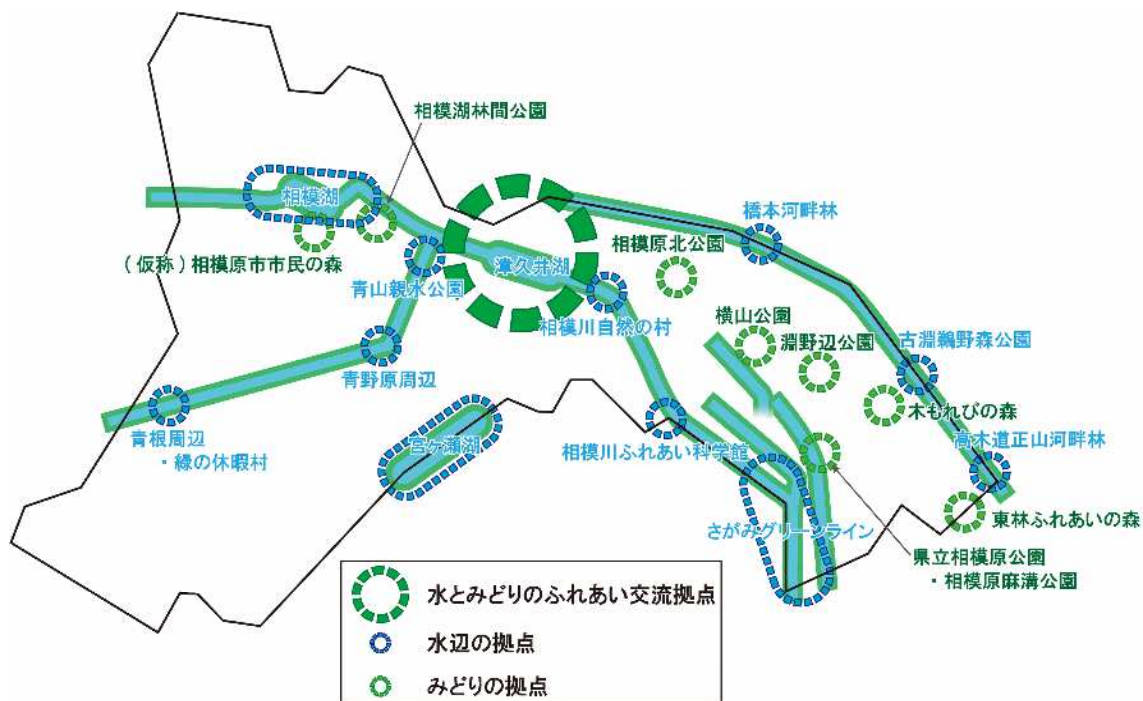
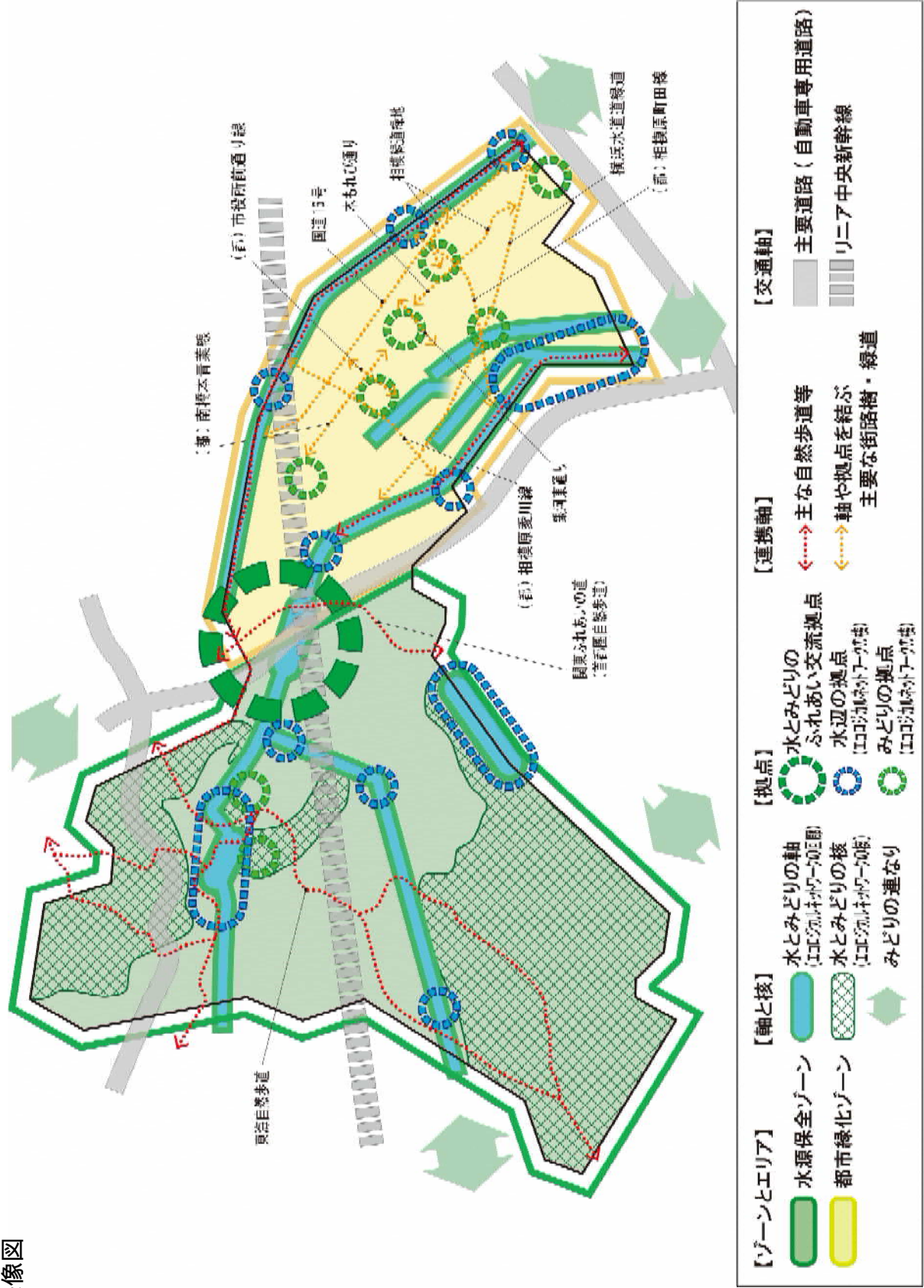
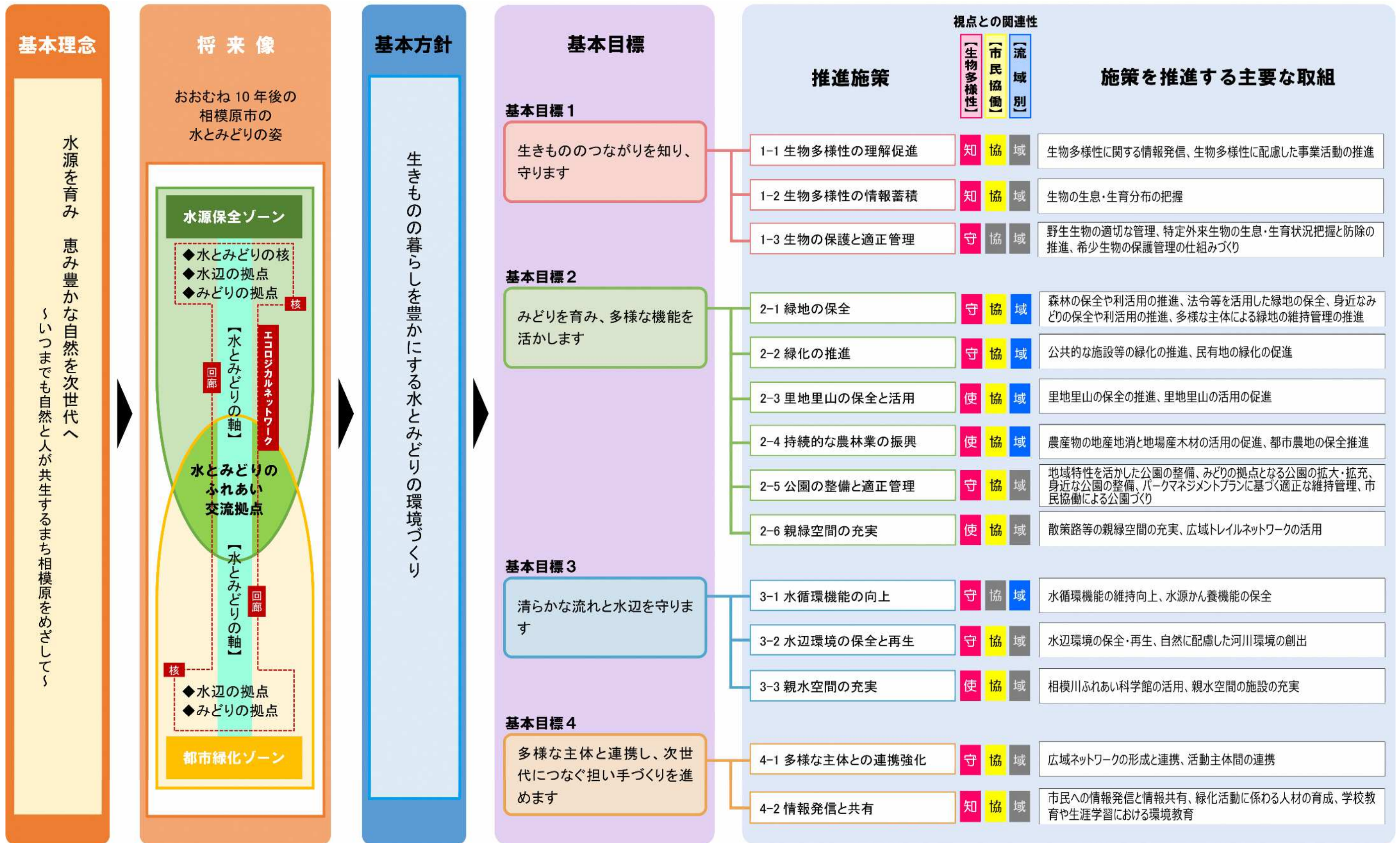


図 2-3 拠点の配置

将来像図







視点との関連性の項目において、「生物多様性」「市民協働」「流域別」の各視点と推進施策との関連性を示しています。  
 【生物多様性】との関連性は、生物多様性を「知る」「守る」「使う」の中から推進施策と最も関連性が高いものを選定し【知】【守】【使】で示しています。  
 【市民協働】との関連性は、市民協働で取組むことが必須の推進施策又は市民協働で取り組むことでより効果が高まる推進施策に【協】を示しています。  
 【流域別】との関連性は、施策を推進するに当たって、流域別で取組内容に大きな差異が生じる推進施策に【域】を示しています。

## 第3章 施策の体系

### 1. 基本方針

基本方針は、基本理念とおおむね 10 年後の水とみどりの将来像の実現に向け、推進する施策の基本的な方針を示すものです。

## 生きものの暮らしを豊かにする水とみどりの環境づくり

自然と人が共生し、豊かな自然を次世代へつなぐためには、人々の生活の視点と多様な生物の生息・生育の視点の両面から水とみどりを捉えて、取組を展開する必要があります。

そのため、様々な主体の理解や協力を得ながら、多様な生物の生息・生育環境を守り・高めるとともに、人々の暮らしの質を高める取組を展開することで、生物多様性の恵沢を将来にわたって享受できる、人と自然が共生する環境づくりを推進します。

#### 【基本方針の考え方】

基本方針に基づき、実施する施策の狙いを示す基本目標を「生物多様性」「みどり」「水」「人」の 4 つの分野ごとに設定し、基本目標の達成に向けた推進施策を「生物多様性の視点」「市民協働の視点」「地域別の視点」を踏まえて設定しました。

#### ① 生物多様性の視点

多くの市民が理解しやすい計画とするため、基本目標及び推進施策を人々の生活の視点で体系化する一方で、生物の生息・生育の視点からも捉える必要があるため、各推進施策と生物多様性の関係を明示します。

各推進施策について、生物多様性を「知る」「守る」「使う」といった 3 つの視点との関係性を明示することで、生物多様性の視点からみた効果を明らかにし、「施策を推進する主な取組」を実行する際の効果的な工夫や多様なアプローチによる取組の進展を促します。

表 3-1 生物多様性の 3 つの視点

視点	定義
知る	生物多様性の普及・啓発 生物情報の収集・蓄積
守る	生物の生息・生育環境の保全 野生生物の保護、管理
使う	生物資源の利用 自然とふれあえる環境の整備、機会の提供

## ② 市民協働の視点

豊かな自然を次世代につなぐためには、多くの人を巻き込みながら、市民、企業、行政、その他の関係者が協働しながら水とみどり、生物多様性の保全等に取り組むことが必要不可欠です。

本市では、これまで、市民や保全団体の活動により自然環境の保全や再生が進められてきましたが、アンケート・ヒアリング調査において活動の停滞や継続に向けた不安が指摘されています。

そのため、市民協働の視点を明確に示すとともに、多様な主体の活動が活性化する環境づくりに関わる施策を位置付ける等、実効性を高めた計画とします。

## ③ 地域別の視点

市域全体の計画として、施策を分野別の体系で整理する一方で、市民により分かりやすい計画とするためには、取組を即地的・一体的に示すことが重要です。

そのため、河川による生物のつながりが強く、自然の地形に沿った区分けで水とみどりの関係性を一体的かつ効果的に捉えられる「流域」を単位とした計画を策定します。

「流域別」での計画を策定することで、地域特性に応じた取組の不足等を確認するとともに、施策相互の関連性をより明確にし、一体的な取組の展開を促します。

なお、流域別の計画は、「第4章 地域別計画」に示しています。



写真



写真

## 2. 基本目標 1

## 基本目標 1 生きもののつながりを知り、守ります

人々の暮らしは、生物多様性からの豊かな恵みにより支えられ発展してきましたが、我々の様々な活動により生物多様性の損失が拡大しています。

本市には、豊かな自然が広がり、様々な生物が生息・生育していますが、みどりの減少や外来種の侵入等、生物多様性への影響が懸念されています。

そのため、生物多様性の現状や重要性・必要性について広く普及啓発を行い、これまで以上に社会に浸透させることを目指します。

あわせて、継続的な生物のモニタリング調査等による生物情報の把握・蓄積を図るだけでなく、適切な保護や適正な管理を展開し、生物多様性の保全と持続可能な利用を図ることができる環境の形成を目指します。

成果指標	現況値 【令和元(2019)年度】	中間目標値 【令和5(2023)年度】	目標値 【令和9(2027)年度】
生物多様性の認知度	67.4%	71.0%	75.0%

## 【市民の生物多様性の認知度】

生物多様性の保全と持続可能な利用を図るためには、生物多様性を広く社会に浸透させ、一人ひとりが生物多様性を意識し、行動につなげていくことが重要です。

そのため、生物多様性に関わる成果指標として「生物多様性の認知度」を設定し、市民アンケート調査により認知度を把握します。

令和元(2019)年度に実施したアンケートでは、「言葉の意味を知っている(24.9%)」、「言葉を聞いたことがある(42.5%)」の回答が計67.4%となっており、平成26(2014)年度と比べ2.5%上昇しています。

これまで以上に生物多様性に関する普及啓発に取り組み、理解度の向上につなげることで、年間1.0%上昇させることを目標とし、最終年度である令和9(2027)年度において75.0%を目指します。

なお、生物多様性国家戦略では、令和2(2020)年の認知度を75%にすることを目標としています。

**(1) 推進施策 1-1****生物多様性の理解促進**

生物多様性の恵みを将来世代にわたって享受できる、自然と共生する社会の実現に向け、生物多様性の現状や重要性・必要性について広く普及啓発を行い、日常生活や経済活動に生物多様性への配慮が組み込まれるよう、社会への浸透を図ります。

**【主要な取組】****生物多様性に関する情報発信**

- ・多様な媒体を活用した生物多様性の情報提供
- ・イベント開催等による生物多様性に触れる機会の創出

**生物多様性に配慮した事業活動の推進**

- ・事業者の自主的な生物多様性の保全に関わる取組の拡大・増進
- ・生物多様性に配慮した新たな取組の促進

**(2) 推進施策 1-2****生物多様性の情報蓄積**

生物多様性の保全や適正管理の実施に向け、生物の生息・生育状況や分布状況等について、多様な主体との連携・協働により調査・把握することで、基礎的な情報の蓄積を図ります。

**【主要な取組】****生物の生息・生育分布の把握**

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度等を活用した生物多様性基礎情報の把握

写真

写真

## (3) 推進施策 1-3

## 生物の保護と適正管理

野生生物の適切な管理、有害鳥獣対策や特定外来生物の防除の推進のほか、希少生物を保護管理する仕組みづくり等、生物の保護や適正管理の取組を展開し、生態系や生息・生育環境の保全を図ります。

## 【主要な取組】

## 野生生物の適切な管理

- ・野生生物の適切な管理
- ・猟区の適切な運営

## 特定外来生物の生息・生育状況把握と防除の推進

- ・生息・生育分布域の縮小や個体数減少に向けた取組の推進
- ・特定外来生物への対応に関するマニュアルの作成

## 希少生物の保護管理の仕組みづくり

- ・希少生物の生息・生育状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の検討

## 生物多様性重要地域

本市では、ホタル舞う水辺環境や里地里山といった本市特有の自然環境や、希少種が多くみられる地域等を本市における「生物多様性重要地域」と位置付け、地域内で活動する保全団体への支援や、自然環境・生態系の主導的な保全に努めることで、「生物多様性の保全」をより効果的に推進します。

## &lt; 活動主体や内容に応じた生物多様性重要地域の設定 &gt;

「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」に基づき、希少な生物や優れた自然環境等の保全活動を行う団体への支援を図る区域

生物のモニタリング調査や分布調査・分析等、生物多様性の保全等に向けた情報の蓄積を図り、希少種や地域固有種等が多くみられる地域や豊かな自然環境・生態系が保たれている区域等(地域)を、市が主導的に設定する区域

本市における生物多様性重要地域			
保全団体が保全する区域			市が設定する区域
ホタル舞う 水辺環境	里地里山	左記以外の区域	指定要件等を検討

### 3. 基本目標 2

## 基本目標 2 みどりを育み、多様な機能を活かします

本市には、水源保全ゾーンに広がる水とみどりの核となる豊かな自然環境、人々の生活とともに育まれた里地里山、都市緑化ゾーンの身近な自然とふれあうことができる公園や緑地等、様々な特徴を持ったみどりがあり、人々の生活にやすらぎと潤いを与えています。

しかし、人工林の管理不足による荒廃や広葉樹林の下層植生の衰退、生活様式の変化等に伴う里地里山の環境変化、市街地における緑被地の減少等、みどりに関する様々な課題が見られます。

そのため、地域の特性に応じたみどりを保全・再生し、様々な機能が発揮され、生物多様性の基盤となるみどりを育み、市民や多様な生物が豊かに暮らせる環境の形成を目指します。

成果指標	現況値 【平成 30(2018)年度】	中間目標値 【令和 5(2023)年度】	目標値 【令和 9(2027)年度】
緑地面積	22,113ha	22,113ha	22,113ha

#### 【緑地面積】

恵み豊かな自然を次世代に継承するためには、地域の特性に応じた様々なみどりを保全・育成することが必要です。

そのため、みどりに関わる成果指標として「緑地面積」を設定し、緑地の保全や公園の整備等により、みどりの確保を図ります。

この指標の対象とする緑地は、施設緑地(都市公園、広場や学校等の公共施設緑地、市民緑地等の民間施設緑地)及び地域制緑地等(自然公園、保安林、国有林、ふれあいの森、保存樹林等の法令や条例により指定された緑地)とします。

平成 30(2018)年度は、緑地面積が 22,113ha となっており、平成 25(2013)年度からの 5 年間で約 67ha の緑地が減少しています。

そのため、推進施策の実施により緑地の減少に歯止めをかけ、現状の緑地面積を維持することを目指し、計画の最終年度である令和 9(2027)年度における目標値を 22,113ha と設定します。

なお、都市公園の市民一人当たりの面積については、前計画から引き続き 6.3 m<sup>2</sup>を整備目標とします。

## (1) 推進施策 2-1

**緑地の保全**

生活環境や生物多様性の視点から、まとまった森林や都市部に残る樹林地について、緑地の態様に合わせた保全を図ります。

また、多様な活動や新たな担い手育成を支援し、緑地の保全や活用を図ることで、緑地の多様な機能の発揮や生物多様性の保全を図ります。

**【主要な取組】****森林の保全や利活用の推進**

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・森林づくりの場や自然環境保全活動の場としての活用

**法令等を活用した緑地の保全**

- ・自然公園、自然環境保全地域、保安林等の保全
- ・緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度を活用した緑地保全の推進
- ・市民緑地認定制度を活用した民有緑地の保全活用の推進

**身近なみどりの保全や利活用の推進**

- ・緑地の計画的な保全
- ・木もれびの森保全・活用計画の推進
- ・緑地保全制度の活用

**多様な主体による緑地の維持管理の推進**

- ・企業や団体と連携した緑地の保全
- ・街美化アダプト制度 の推進
- ・市民協働による不法投棄の防止

写真

写真

**【街美化アダプト制度】**

公園、緑地、河川敷等の美化活動を市民が自発的に行い、市の支援により市民と市のパートナーシップによるまちづくりを推進する制度です。



(2) 推進施策 2-2

緑化の推進

市街地を中心に公共的な施設や民有地の緑化を市民と協働で推進し、人々に安らぎと潤いを与え、生物多様性の保全に資するみどりの確保を図ります。

【主要な取組】

公共的な施設等の緑化の推進

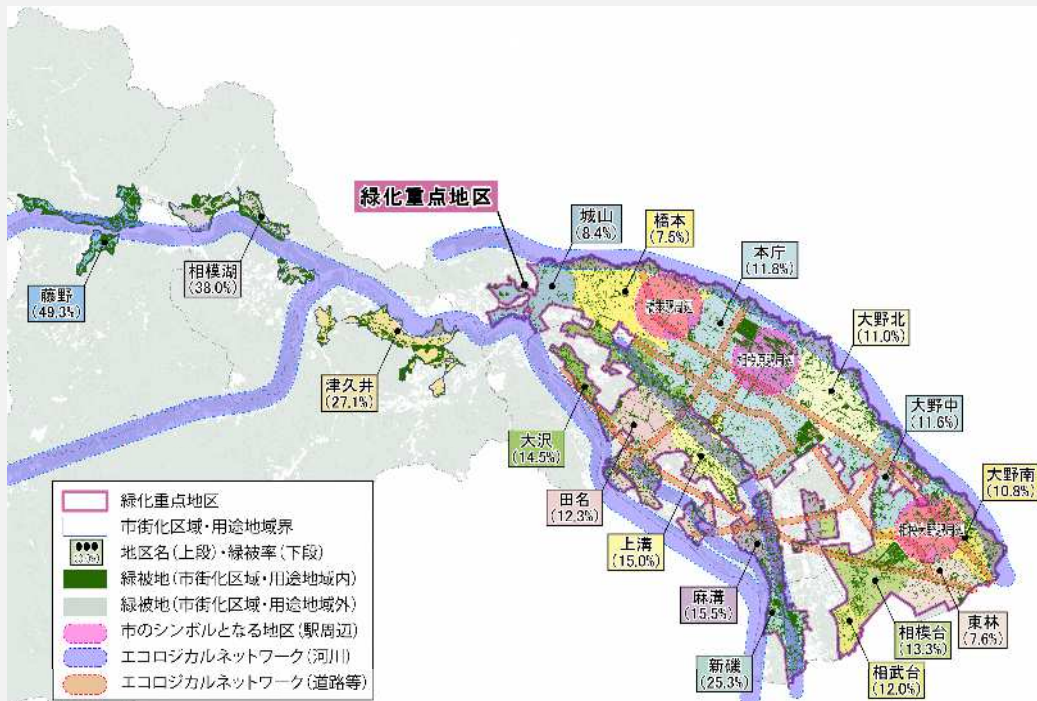
- ・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備
- ・公共施設の緑化推進

民有地の緑化の促進

- ・緑化重点地区における効果的な緑化手法の検討
- ・緑化助成事業の充実による緑化活動の推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

緑化重点地区

本市では、比較的緑被率が低い地区や、エコロジカルネットワークを形成する上で特に配慮が必要な地区である市街化区域を、都市緑地法第4条第2項第8号に定める重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区(緑化重点地区)と位置付け、様々な緑化制度等を優先的に活用するとともに、都市機能との調和を図りながら、効果的に緑化を推進するための手法を検討していきます。(緑化重点地区の設定の考え方についてはP108参照)



図中の緑被率は、対象地区のうち用途地域が定められた範囲(市街化区域・用途地域界内)の緑被率である。

### (3) 推進施策 2-3

#### 里地里山の保全と活用

人々の生活との深い関わりにより形成され、良好な景観や地域文化、生物多様性を育んできた里地里山について、多様な主体との連携・協働による保全や活用に関する活動を展開することで、景観や地域文化、生物多様性の保全を図ります。

##### 【主要な取組】

##### 里地里山の保全の推進

- ・保全等活動認定団体の認定及び里地里山地域の指定の推進
- ・保全活動の支援及び普及啓発の促進

##### 里地里山の活用の促進

- ・保全活動団体と企業等が連携した里地里山の保全と活用
- ・学校や周辺地域を対象とした体験学習の開催等による文化の伝承

### (4) 推進施策 2-4

#### 持続的な農林業の振興

農林産物の地産地消や都市農地の保全等を推進し、農林業を持続的なものにする事で、農林産物の供給だけでなく、水源かん養、生物多様性の保全等、農林業による多様な機能の発揮を図ります。

##### 【主要な取組】

##### 農産物の地産地消と地場産木材の活用の促進

- ・さがみはら津久井産材の利活用の推進
- ・農産物の地産地消の促進

##### 都市農地の保全推進

- ・法制度を活用した生産緑地地区の保全

## (5) 推進施策 2-5

### 公園の整備と適正管理

民間活力等の導入も視野に入れながら、利用者の利便性や快適性のほか、生物多様性にも配慮した公園の整備を図ります。

また、既存の公園について、安全で誰もが安心して利用し続けられるよう、市民との協働による適正な維持管理を図ります。

#### 【主要な取組】

##### 地域特性を活かした公園の整備

- ・特殊(風致・歴史)公園等の整備の推進
- ・霊園の整備の推進

##### みどりの拠点となる公園の拡大・拡充

- ・県立津久井湖城山公園の整備・拡大の促進
- ・相模総合補給廠共同使用区域の整備の推進
- ・広域的な利用特性を持つ公園の整備の推進

##### 身近な公園の整備

- ・市街地における街区公園等の整備の推進
- ・開発事業における適切な公園確保の促進

##### パークマネジメントプランに基づく適正な維持管理

- ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
- ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
- ・公園利用者の利便性や快適性の向上に資する民間活力等の導入の検討

##### 市民協働による公園づくり

- ・ワークショップ等による市民協働の公園づくりの推進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

## (6) 推進施策 2-6

### 親緑空間 の充実

散策路や広域トレイルネットワークについて、市民との連携・協働により利用しやすいように適切に管理することで、誰もが自然環境や生物多様性に親しむことができる空間の充実を図ります。

#### 【主要な取組】

##### 散策路等の親緑空間の充実

- ・散策路とその周辺環境の適切な維持管理
- ・散策路や遊歩道の利用促進

##### 広域トレイルネットワークの活用

- ・登山道や自然歩道、遊歩道等の美化活動の推進
- ・交流・体験事業による広域ネットワークの有効活用

写真

写真

#### 【親緑空間】

水に対する「親水空間」と同様に、みどりに触れることで、森林や緑地等のみどりに対する親しみを深めることができる空間を指す造語です。

## 4. 基本目標 3

### 基本目標 3 清らかな流れと水辺を守ります

本市は、神奈川県の高貴な水源地として重要な役割を担っています。また、河川や水辺は、様々な形で利用され、人々の生活に潤いを与えるだけでなく、観光資源としても活用されています。

さらに、河川や水辺及びその周辺には、高貴な生物が多くみられ、生物多様性の視点からも重要な空間です。

しかし、津久井地域に広がる水源地の森林では、管理不足等による水源かん養機能の低下が懸念されるほか、市街地の水辺及び周辺部では外来種の侵入、ごみの不法投棄等が見られます。

そのため、森林の保全・再生を進めることで、森林の持つ多面的機能の維持向上、美化活動の推進及び水辺空間の充実を図り、清らかな流れや水辺環境、生物多様性の保全を目指します。

成果指標	現況値 【平成 30(2018)年度】	中間目標値 【令和 5(2023)年度】	目標値 【令和 9(2027)年度】
私有林の整備面積	1,127ha	1,262ha	1,370ha

#### 【私有林の整備面積】

水源地である本市において、清らかな流れを守り継承するためには、水源の森林を適切に管理することが必要です。

そのため、水に関わる成果指標として、「私有林の整備面積」を設定し、森林や清らかな流れの保全を図ります。

かながわ水源環境保全・再生実行計画では、令和 8(2026)年度までに、市が森林所有者との協力協約により確保する整備対象地の目標面積を 1,400ha としており、平成 30(2018)年度までに 1,127ha を確保しています。

協力協約により確保した整備対象地について、整備を行うことで森林の公益的機能の向上が図られることから、延べ整備面積を目標として設定することとし、計画の最終年度における延べ整備面積 1,370ha を目指します。

## (1) 推進施策 3-1

### 水循環機能の向上

森林が持つ、水源のかん養、土砂の流出防止等の機能の維持向上を図るとともに、人々の生活による水質汚濁負荷の抑制や地下水のかん養等を推進し、人々の生活や生態系にとって必要不可欠な水の恵みを持続的に享受できるよう、健全な水循環機能の向上を図ります。

#### 【主要な取組】

##### 水循環機能の維持向上

- ・河川や湖沼の継続的な水質監視
- ・生活排水対策の推進
- ・地下水かん養の推進

##### 水源かん養機能の保全

- ・森林所有者と連携した森林の保全・整備
- ・神奈川県と連携した森林の保全・整備

## (2) 推進施策 3-2

### 水辺環境の保全と再生

水辺と周辺の緑地を一体的に捉え、保全や美化活動を推進するとともに、これまでに失われた水辺環境について、多様な主体との連携・協働による再生に取り組み、人々の憩いの場や生物の生息・生育環境としての保全・再生を図ります。

#### 【主要な取組】

##### 水辺環境の保全・再生

- ・水辺に関わる保全等活動区域の指定の推進
- ・水辺に関わる保全等活動認定団体への支援の推進
- ・活動団体と企業等が連携した水辺環境の保全

##### 自然に配慮した河川環境の創出

- ・自然に配慮した河川の整備
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業等の河川美化活動の支援

### (3) 推進施策 3-3

#### 親水空間の充実

水とみどりのふれあい交流拠点や水辺の拠点において、既存の親水空間を適切に管理するとともに、自然環境や生物多様性に配慮しながら、新たな親水空間としての活用方法の検討等、誰もが水に親しみやすい環境の保全・創出を図ります。

#### 【主要な取組】

##### 相模川ふれあい科学館の活用

- ・指定管理者と連携した事業充実
- ・相模川フィールドミュージアム構想の推進

##### 親水空間の施設の充実

- ・河川環境を活かした親水空間活用の検討
- ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進

写真

写真

写真

## 5. 基本目標 4

## 基本目標 4

多様な主体と連携し、  
次世代につなぐ担い手づくりを進めます

本市では、これまで市民や団体等による自然環境や生物多様性の保全に関する活動が活発に行われてきましたが、近年は、少子高齢化の進行等により、担い手の不足、保全団体の活動の地域格差等が懸念されています。

そのため、様々な活動主体の相互の連携や環境学習等を促進し、新たな人材の確保に向けた取組を進めることで、環境保全活動の継続性を高め、豊かな自然環境や生物多様性を市民とともに絶やすことなく次世代へつなぐことができる都市を目指します。

成果指標	現況値 【平成 30(2018)年度】	中間目標値 【令和 5(2023)年度】	目標値 【令和 9(2027)年度】
都市緑化に関する講習会等への参加者数	329 人	360 人	390 人

## 【都市緑化に関する講習会等への参加者数】

本市では、自然環境の保全や活用に取り組む多くの団体が活動していますが、構成員の高齢化や新たな参加者の減少等の課題を抱える団体も見られるため、新たな人材の確保や育成に取り組む必要があります。

そのため、人材育成に関わる成果指標として「都市緑化に関する講習会等への参加者数」を設定し、みどりへの関心、知識及び技術等の向上を図る目的で実施する講習会、研修会及び体験学習等への参加者の増加を目指します。

平成 30(2018)年度における講習会等の参加人数は 329 人となっており、事業内容の充実や情報発信の強化等により、年間 2.7%の増加を目指し、計画の最終年度である令和 9(2027)年度における目標値を 390 人と設定します。



**(1) 推進施策 4-1****多様な主体との連携強化**

生物多様性、水やみどりに関わる多様な活動を支援するとともに、市内外で活動する組織や個人の連携を強化する取組を推進し、取組の活性化と更なる展開を図ります。

**【主要な取組】****広域ネットワークの形成と連携**

- ・河川流域の自治体や住民、活動団体等との連携推進
- ・丘陵や山地の連なりに関連する自治体や住民、活動団体等との連携推進

**活動主体間の連携**

- ・多様な活動主体間の交流ネットワーク形成の検討
- ・水源地域住民と都市地域住民の相互交流事業等の実施

**(2) 推進施策 4-2****情報発信と共有**

市内の自然環境や生物多様性に関する情報、様々な活動の状況等を積極的に発信するとともに、情報や人材を活用しながら環境教育活動の充実を推進し、新たな活動の展開や担い手育成を促し、多様な主体による連携・協働による取組の継続と拡充を図ります。

**【主要な取組】****市民への情報発信と情報共有**

- ・イベントの開催による普及啓発活動の推進
- ・多様な媒体を活用した積極的な保全活動等の情報発信の推進
- ・環境保全関連施設と連携した情報共有体制の構築

**緑化活動に係わる人材の育成**

- ・講習会や講座の開催等による人材育成
- ・多様な主体との森林づくり体制の強化

**学校教育や生涯学習における環境教育**

- ・環境学習会の充実
- ・学校教育の場における環境学習の充実
- ・市民大学や公民館等における環境学習の充実

## 第4章 地域別計画

地域別計画は、推進施策を一体的、即地的に捉えた計画とするため、河川による生物のつながりが強く、自然の地形に沿った区分けである「流域」を単位として策定します。

本市は、大きく、相模川流域と境川流域に分類されますが、流域の環境特性の違いを考慮し、下図の4つの流域に区分しました。

なお、上流・下流の区分は、市内の区分であり、相模川全体での区分とは異なります。

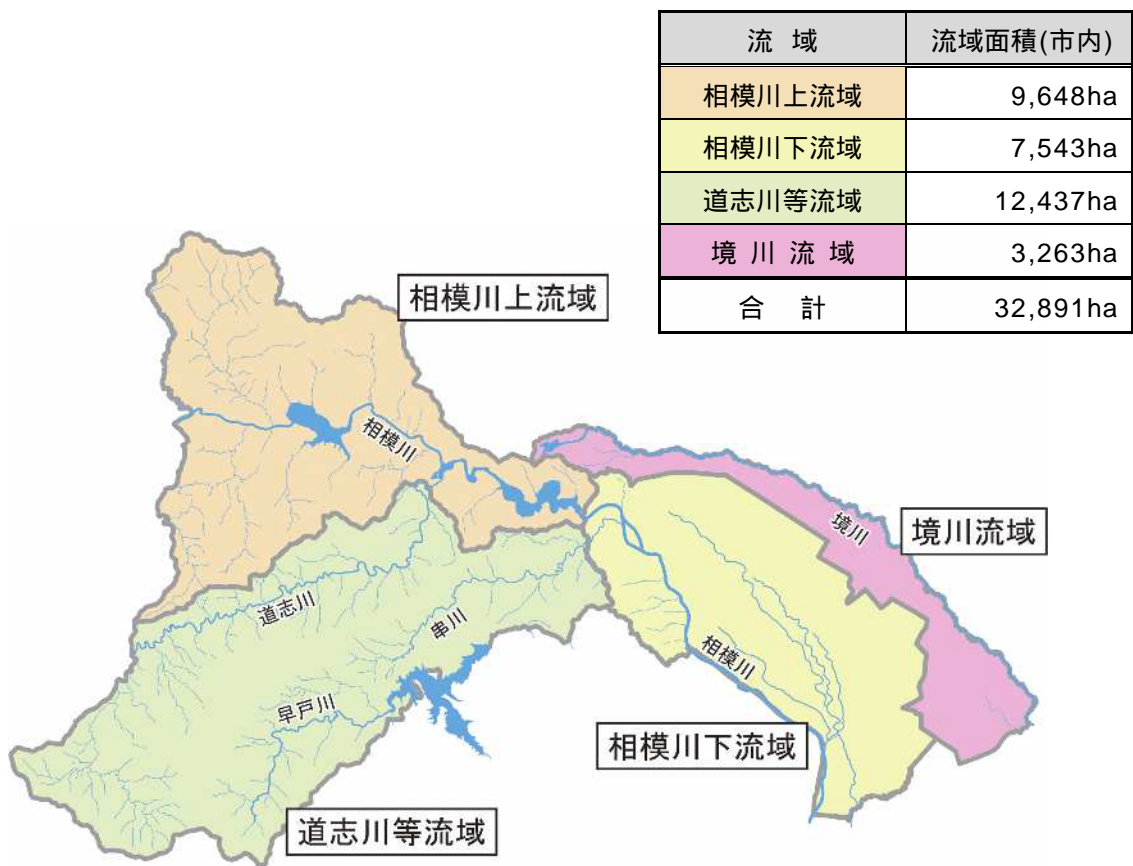
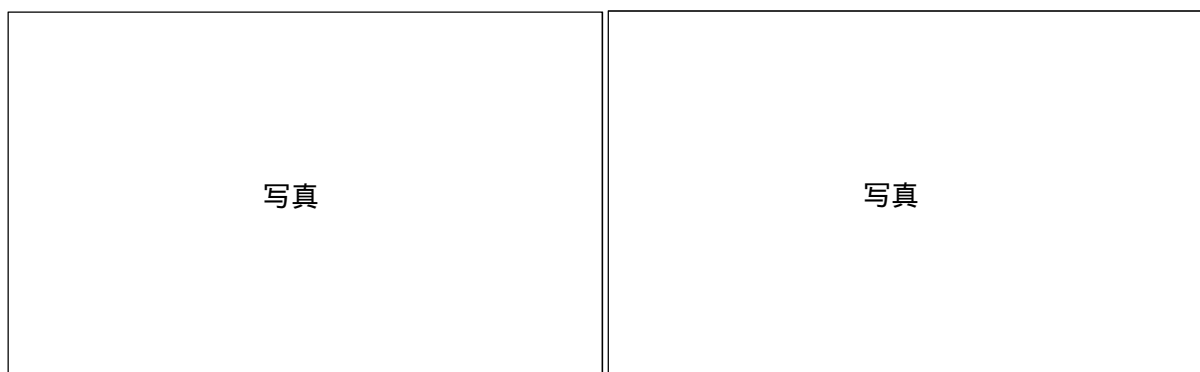


図 4-1 流域区分



## 1. 相模川上流域

- みどりが持つ多面的機能を高め、交流に活かします -

### (1) 流域の現況と課題

#### ① 流域の現況

相模川上流域は、北部に県立陣馬相模湖自然公園や自然環境保全地域に指定された急峻な山々、南部になだらかな山々が連なり、広大な森林が広がっています。一帯は、神奈川県を支える水源地であり、県による水源の森林づくり事業のほか、市民やNPO、森林ボランティア等による水源林の保全・再生の取組が進められています。

また、相模湖や津久井湖、自然歩道等もあり、水辺やみどりを活かした人々に安らぎを与える観光拠点としての側面もあります。

希少生物も多く生息・生育する多様な生物相を有していますが、野生生物による農作物等の被害も発生しています。

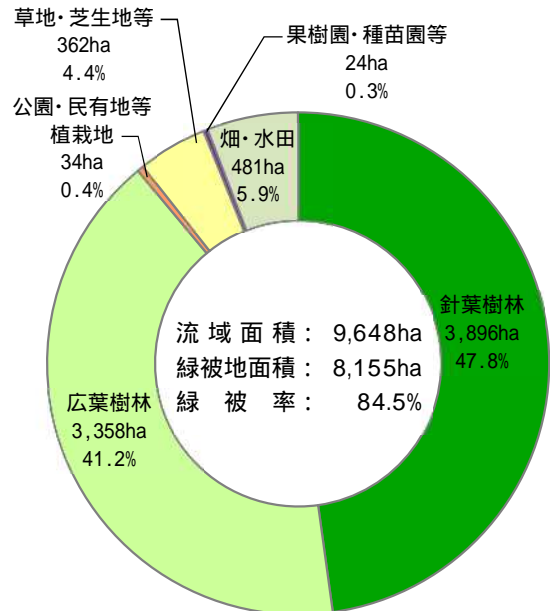


図 4-2 相模川上流域の緑被地の現況<sup>31</sup>

#### ② 流域の課題

- ・人口減少や農林業の衰退による森林や農地の荒廃等、水源かん養等の機能の低下が危惧されており、多面的機能の持続的な確保が求められています。
- ・里地里山の文化や景観の喪失、野生生物による農作物等の被害が顕在化しており、人と自然が共生するための適切な生態系の確保が求められています。
- ・地域活力の維持・向上による持続可能な地域づくりを行うため、豊かな自然環境や生物多様性を活かした他の流域との交流促進が求められています。

### (2) 流域別施策の方向

多様な生態系を育み、水源かん養等の多面的な機能の持続性を高めるため、森林や樹林地、里地里山、水辺環境等の自然環境の保全・再生を図ります。

多様な生物の生息・生育環境の保全に向けた調査や適切な保全、希少な生物の保護や有害鳥獣被害の抑制を図ります。

他の流域との交流を促すため、豊かな自然環境を活かした新たな交流空間の形成や拡充、散策路や自然歩道の利用促進等、自然と親しむ場としての充実を図ります。

地域の基盤である自然環境や歴史文化を次世代につなぐため、様々な活動の担い手確保に向けた取組を推進します。

<sup>31</sup> 平成30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

### (3) 推進施策

地域別計画の推進施策として、前章の基本目標に示した推進施策のうち、相模川上流域と関連が深い推進施策を示します。

#### ① 生物多様性に関わる推進施策と主要な取組例

##### 生物多様性の情報蓄積

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度等を活用した生物多様性基礎情報の把握

##### 生物の適切な管理

- ・野生生物の適切な管理
- ・特定外来生物の生息・生育分布域の縮小や個体数減少に向けた取組の推進
- ・希少生物の生息・生育状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の検討

#### ② みどりに関わる推進施策と主要な取組例

##### 緑地の保全

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・森林づくりの場や自然環境保全活動の場としての活用
- ・自然公園、自然環境保全地域、保安林等の保全
- ・市民協働による不法投棄の防止

##### 緑化の推進

- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

##### 里地里山の保全と活用

- ・保全等活動認定団体の認定及び里地里山地域の指定の推進
- ・保全活動の支援及び普及啓発の促進
- ・保全活動団体と企業等が連携した里地里山の保全と活用
- ・学校や周辺地域を対象とした体験学習の開催等による文化の伝承

##### 持続的な農林業の振興

- ・さがみはら津久井産材の利活用の推進
- ・農産物の地産地消の促進

##### 公園の整備と適正管理

- ・県立津久井湖城山公園の整備・拡大の促進
- ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

**親緑空間の充実**

- ・散策路とその周辺環境の適切な維持管理
- ・散策路や遊歩道の利用促進
- ・登山道や自然歩道、遊歩道等の美化活動の推進
- ・交流・体験事業による広域ネットワークの有効活用

**③ 水に関わる推進施策と主要な取組例****水循環機能の向上**

- ・河川や湖沼の継続的な水質監視
- ・生活排水対策の推進
- ・森林所有者と連携した森林の保全・整備
- ・神奈川県と連携した森林の保全・整備

**水辺環境の保全と再生**

- ・水辺に関わる保全等活動区域の指定の推進
- ・水辺に関わる保全等活動認定団体への支援の推進
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業等の河川美化活動の支援

**親水空間の充実**

- ・河川環境を活かした親水空間活用の検討
- ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進

**④ 人に関わる推進施策と主要な取組例****多様な主体との連携強化**

- ・丘陵や山地の連なりに関連する自治体や住民、活動団体等との連携推進
- ・水源地域住民と都市地域住民の相互交流事業等の実施

**情報発信と共有**

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・学校教育の場における環境学習の充実

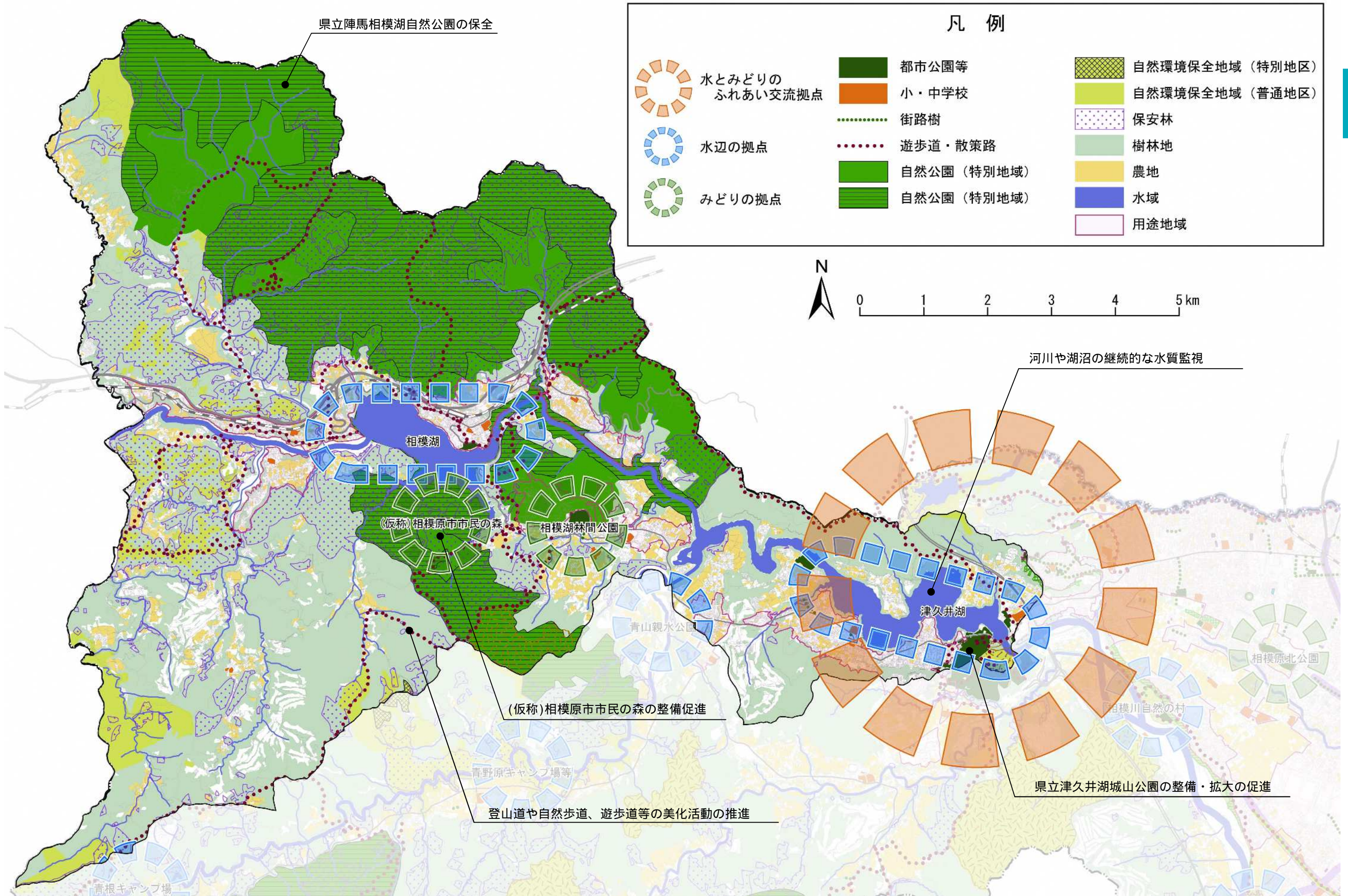


図 4-3 相模川上流域の施策方針

## 2. 相模川下流域

- まちなかの貴重なみどりを守り、市民とともに育みます -

### (1) 流域の現況と課題

#### ① 流域の現況

相模川下流域には、流域の北側に市街地が広がり、大規模な平地林や公園、一団の農地等のまとまったみどりが存在しています。これらのまとまったみどりは、豊かなみどりが保全されている道保川等の河川、緑道や街路樹等により空間的なつながりが確保されています。

また、近郊緑地特別保全地区や道保川、八瀬川沿いの湧水地等もあり、希少な生物が多く確認されています。

市街地には、都市公園のほか、市民緑地やふれあいの森、保存樹林、生産緑地地区等の身近なみどりがあり、市民との協働による保全や維持管理が行われています。

それぞれの水辺やみどりの拠点では、散策路等の環境整備や市民協働による美化活動が行われる等、水やみどりの保全と活用が行われています。

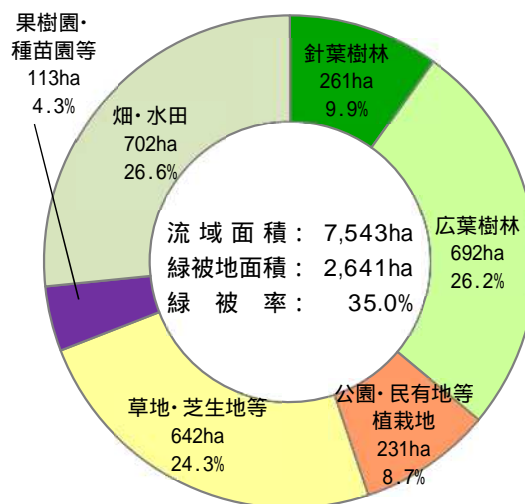


図 4-4 相模川下流域の緑被地の現況<sup>32</sup>

#### ② 流域の課題

- ・特に相模川沿いに希少な生物が多く確認される一方で、外来種も多く確認されており、外来種による生活被害も見られることから、適正な生態系の確保が求められています。
- ・市民生活や生物の生息・生育環境として重要なまとまったみどりの保全と適正な維持管理が求められています。
- ・市街地では、生産緑地地区等のみどりが減少傾向にあるため、身近なみどりの確保を図ることが求められています。
- ・生物多様性を確保しながら都市の魅力を高めるため、水辺やみどりの拠点を保全するとともに、自然環境を活用した人と自然が共生する空間の形成が求められます。
- ・市民との協働による取組を継続し、更に推進するため、活動の担い手を継続的に育成・確保することが求められています。

<sup>32</sup> 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

## (2) 流域別施策の方向

野生生物による生活被害の抑制や外来種対策を推進し、希少な生物の生息・生育環境及び市民の生活環境を守ります。

木もれびの森等の近郊緑地特別保全地区、河川沿いの斜面林等、多様な生物の生息・生育に必要なみどりを守り・育てるとともに、エコロジカルネットワークの形成を図ります。

都市部の身近なみどりの減少を抑制するとともに、公共施設や民間施設の緑化を多様な主体との連携・協働により推進します。

みどりの拠点となる公園や緑地づくりと適正管理を推進します。

市民に安らぎや潤いを与え、多様な生物の生息・生育を支える水辺空間の保全・充実に多様な主体との連携・協働により推進します。

## (3) 推進施策

地域別計画の推進施策として、前章の基本目標に示した推進施策のうち、相模川下流域と関連が深い推進施策を示します。

### ① 生物多様性に関わる推進施策と主要な取組例

#### 生物多様性の情報蓄積

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度等を活用した生物多様性基礎情報の把握

#### 生物の保護と適正管理

- ・野生生物の適切な管理
- ・特定外来生物の生息・生育分布域の縮小や個体数減少に向けた取組の推進
- ・希少生物の生息・生育状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の検討



## ② みどりに関わる推進施策と主要な取組例

### 緑地の保全

- ・緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度を活用した緑地保全の推進
- ・市民緑地認定制度を活用した民有緑地の保全活用の推進
- ・緑地の計画的な保全
- ・木もれびの森保全・活用計画の推進
- ・緑地保全制度の活用
- ・企業や団体と連携した緑地の保全
- ・街美化アダプト制度の推進
- ・市民協働による不法投棄の防止

### 緑化の推進

- ・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備
- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化助成事業の充実による緑化活動の推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

### 里地里山の保全と活用

- ・保全活動団体と企業等が連携した里地里山の保全と活用
- ・学校や周辺地域を対象とした体験学習の開催等による文化の伝承

### 持続的な農林業の振興

- ・農産物の地産地消の促進
- ・法制度を活用した生産緑地地区の保全

### 公園の整備と適正管理

- ・特殊(風致・歴史)公園等の整備の推進
- ・霊園の整備の推進
- ・広域的な利用特性を持つ公園の整備の推進
- ・市街地における街区公園等の整備の推進
- ・開発事業における適切な公園確保の促進
- ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
- ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
- ・公園利用者の利便性や快適性の向上に資する民間活力等の導入の検討
- ・ワークショップ等による市民協働の公園づくりの推進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

### 親緑空間の充実

- ・散策路や遊歩道の利用促進
- ・登山道や自然歩道、遊歩道等の美化活動の推進

### ③ 水に関わる推進施策と主要な取組例

#### 水循環機能の向上

- ・生活排水対策の推進
- ・地下水かん養の推進

#### 水辺環境の保全と再生

- ・活動団体と企業等が連携した水辺環境の保全
- ・自然に配慮した河川の整備
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業等の河川美化活動の支援

#### 親水空間の充実

- ・相模原ふれあい科学館の指定管理者と連携した事業充実
- ・相模川フィールドミュージアム構想の推進
- ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進

### ④ 人に関わる推進施策と主要な取組例

#### 多様な主体との連携強化

- ・河川流域の自治体や住民、活動団体等との連携推進
- ・多様な活動主体間の交流ネットワーク形成の検討
- ・水源地域住民と都市地域住民の相互交流事業等の実施

#### 情報発信と共有

- ・講習会や講座の開催等による人材育成
- ・環境学習会の充実
- ・学校教育の場における環境学習の充実
- ・市民大学や公民館等における環境学習の充実

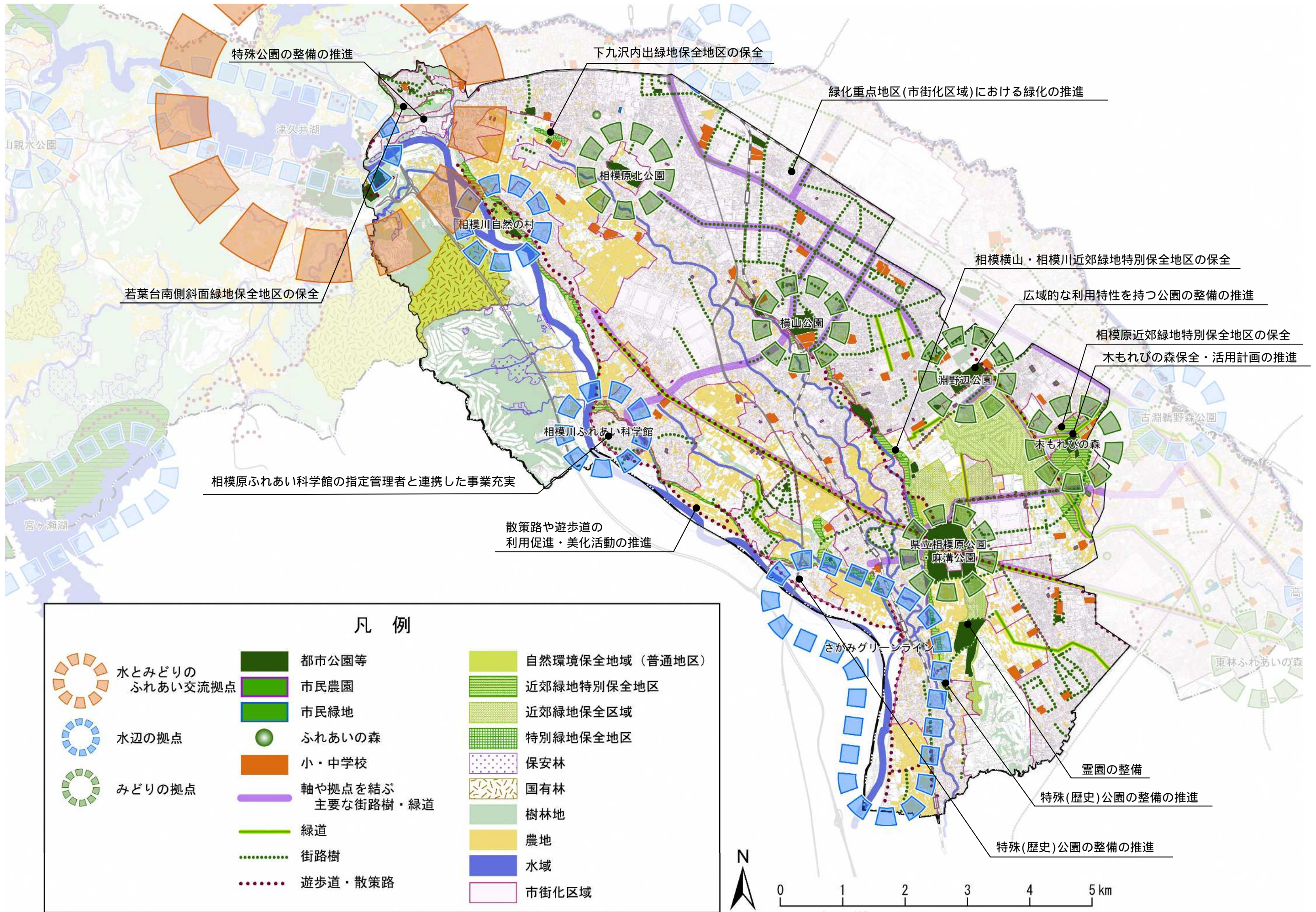


図 4-5 相模川下流域の施策方針

### 3. 道志川等流域

- 市民とともにみどりを育て、生物の暮らしを守ります -

#### (1) 流域の現況と課題

##### ① 流域の現況

道志川等流域は、南西に丹沢大山国定公園に指定された山々が連なり、ブナの原生林や大型哺乳類等も生息する多様な生物相を有しています。

また、水源林でもある森林が広がり、河川沿いに農地や集落が形成されている地域で、県内唯一の自然環境保全地域の特別地区が指定される等みどり豊かな地域です。

道志川は、日本の近代水道の発祥の地として、渓谷美を誇っており、河川沿いには温泉施設、宿泊施設、キャンプ場等の観光施設が整備されているほか、宮ヶ瀬湖周辺のレクリエーション施設や丹沢山地の登山・ハイキング等、市内外から、多くの人が来訪しています。

野生生物や希少生物も多く生息・生育している一方で、野生生物による農作物等の被害拡大やヤマビルが生息域の拡大が見られます。

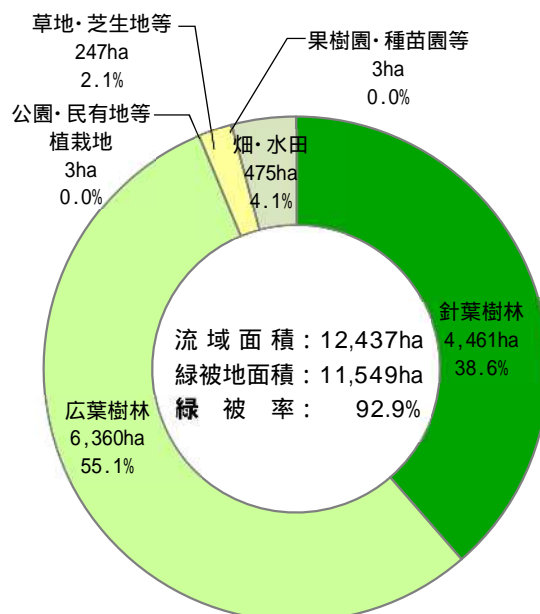


図 4-6 道志川等流域の緑被地の現況<sup>33</sup>

##### ② 流域の課題

- ・人口減少や農林業の衰退による森林や農地の荒廃が見られ、水源かん養機能等の低下が危惧されており、森林の多面的機能の持続性の確保が求められています。
- ・丹沢山地ではブナ林の立ち枯れや裸地化が見られるほか、野生生物による農作物や生活の被害が顕在化しており、自然と人の共生に向けた適正な生態系の確保が求められています。

#### (2) 流域別施策の方向

多様な生態系を育み、水源かん養等みどりが持つ多面的な機能の持続性を高めるため、森林や樹林地、水辺環境等の自然環境の保全・再生を図ります。

多様な生物の生息・生育環境の保全に向けた調査や適切な保全、有害鳥獣被害の抑制を図ります。

他の流域との交流を促すため、水辺空間を保全・創出し、人々が自然と親しむ場としての充実を図ります。

豊かな自然環境を守る地域の持続性を高め、自然環境や歴史・文化を次世代につなぐために、様々な活動の担い手確保を図ります。

<sup>33</sup> 平成30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

### (3) 推進施策

地域別計画の推進施策として、前章の基本目標に示した推進施策のうち、道志川等流域と関連が深い推進施策を示します。

#### ① 生物多様性に関わる推進施策と主要な取組例

##### 生物多様性の情報蓄積

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度等を活用した生物多様性基礎情報の把握

##### 生物の保護と適正管理

- ・野生生物の適切な管理
- ・猟区の適切な運営
- ・特定外来生物の生息・生育分布域の縮小や個体数減少に向けた取組の推進
- ・希少生物の生息・生育状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の検討

#### ② みどりに関わる推進施策と主要な取組例

##### 緑地の保全

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・森林づくりの場や自然環境保全活動の場としての活用
- ・自然公園、自然環境保全地域、保安林等の保全
- ・市民協働による不法投棄の防止

##### 緑化の推進

- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

##### 里地里山の保全と活用

- ・保全等活動認定団体及び里地里山地域の指定の推進
- ・保全活動の支援及び普及啓発の促進
- ・学校及び周辺地域を対象とした体験学習の開催等による文化の伝承

##### 持続的な農林業の振興

- ・さがみはら津久井産材の利活用の推進
- ・農産物の地産地消の促進

##### 公園の整備と適正管理

- ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

**親緑空間の充実**

- ・散策路とその周辺の適切な維持管理
- ・散策路や遊歩道の利用促進
- ・登山道や自然歩道、遊歩道等の美化活動の推進
- ・交流・体験事業による広域ネットワークの有効活用

**③ 水に関わる推進施策と主要な取組例****水循環機能の向上**

- ・河川や湖沼の継続的な水質監視
- ・生活排水対策の推進
- ・森林所有者と連携した森林の保全・整備
- ・神奈川県と連携した森林の保全・整備

**水辺環境の保全と再生**

- ・活動団体と企業等が連携した水辺環境の保全
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業等の河川美化活動の支援

**親水空間の充実**

- ・河川環境を活かした親水空間活用の検討

**④ 人に関わる推進施策と主要な取組例****多様な主体との連携強化**

- ・丘陵や山地の連なりに関連する自治体や住民、活動団体等との連携推進
- ・水源地域住民と都市地域住民の相互交流事業等の実施

**情報発信と共有**

- ・多様な主体との森林づくり体制の強化
- ・学校教育の場における環境学習の充実

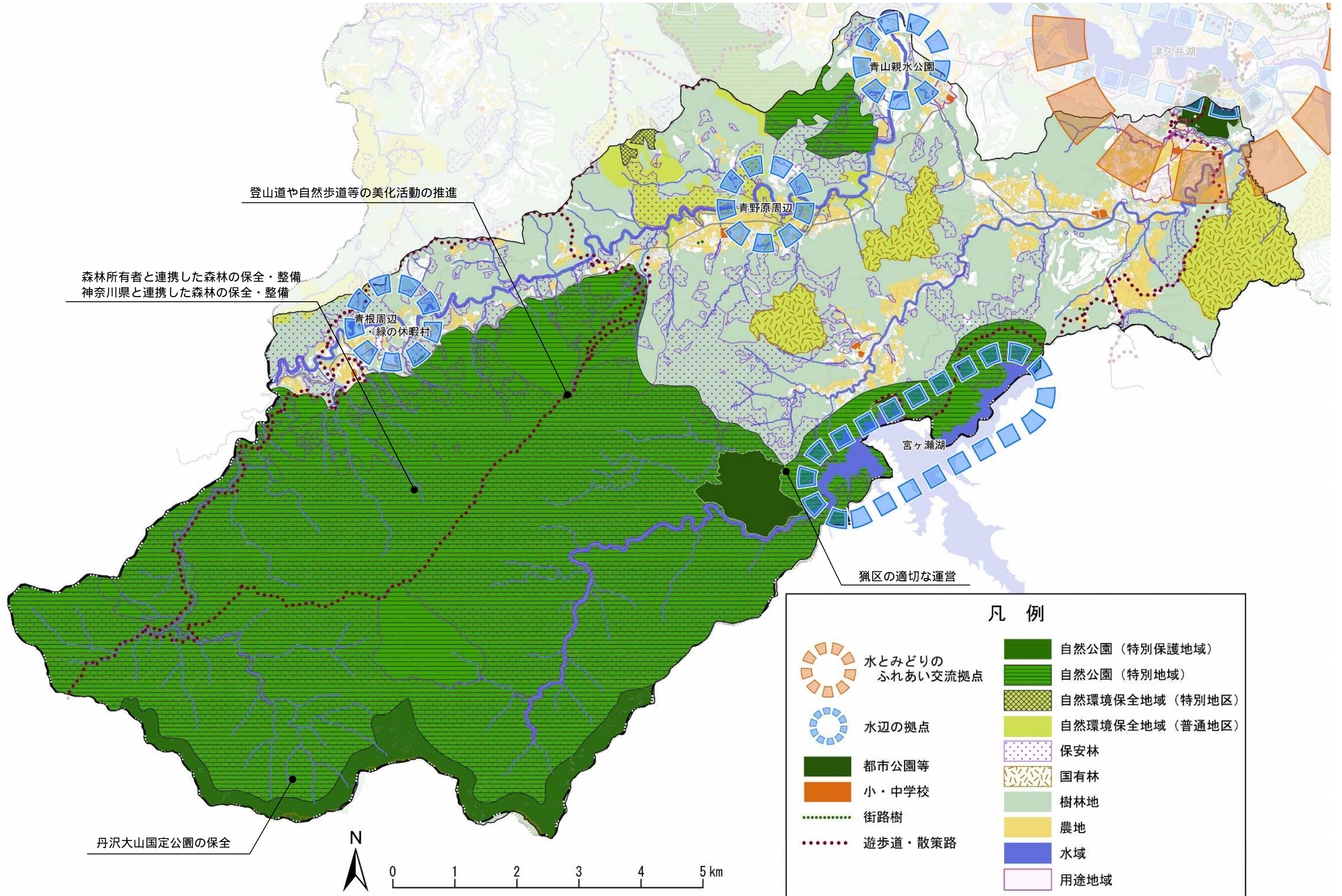


図 4-7 道志川等流域の施策方針

## 4. 境川流域

- 里地里山のみどりや生物を守り、市民とともに水辺やみどりを育みます -

### (1) 流域の現況と課題

#### ① 流域の現況

境川流域は、上流と下流で大きく周辺環境が異なります。

上流には境川の源流があり、森林が広がる豊かな自然環境が形成されています。

谷戸地形を活かした農地等では、人々の生活と自然が共生した里地里山の原風景や生態系が残されており、地域住民を中心とした里地里山の保全活動や自然環境や歴史・文化を活かした取組が行われています。

一方、下流には、市街地が広がっており、みどりが少なく、流域全体の緑被率は 21.0%と 4 流域の中で最も低くなっています。

市街地のまとまったみどりは、境川沿いの斜面林や近郊緑地特別保全地区があり、市民の憩いの場として活用されているほか、環境学習や保全・再生活動等の場としても活用されています。

また、まとまったみどり以外に、都市公園や市民緑地、ふれあいの森、保存樹林、生産緑地地区等の身近なみどりが点在しています。

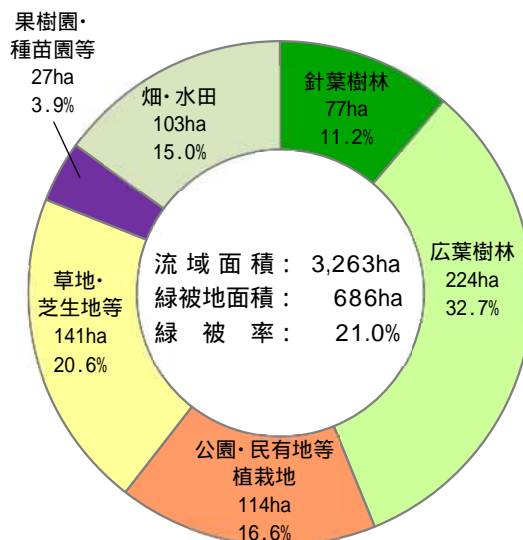


図 4-8 境川流域の緑被地の現況<sup>34</sup>

#### ② 流域の課題

- ・希少生物の保全や外来種の防除等、適正な生態系の確保が求められています。
- ・上流の里地里山や境川沿いの緑地において、人手不足による保全・活用活動の停滞が懸念されるため、持続的な活動に向けた担い手確保が求められています。
- ・市街地では、生産緑地地区等のみどりが減少する傾向にあるため、身近なみどりの確保を図ることが求められています。
- ・都市の魅力を高めるため、生物多様性を確保しながら、水辺やみどりの拠点を保全するとともに、自然環境を活用した空間形成が求められます。

<sup>34</sup> 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書



## (2) 流域別施策の方向

野生生物による生活被害の抑制や外来種対策を推進し、希少な生物の生息・生育環境及び市民の生活環境を守ります。

源流の里地里山では、生態系や景観とともに、地域の歴史・文化を守り育てます。

多様な生物の生息・生育環境を確保するため、近郊緑地特別保全地区のまとまったみどりと、河川沿いの斜面林が緑道等につながるエコロジカルネットワークの形成を図ります。

都市部の身近なみどりの減少を抑制するとともに、公共施設や民間施設の緑化を市民との協働により推進します。

人々に安らぎや潤いを与え、多様な生物の生息・生育を支える水辺空間の保全・充実を図ります。

## (3) 推進施策

地域別計画の推進施策として、前章の基本目標に示した推進施策のうち、境川流域と関連が深い推進施策を示します。

### ① 生物多様性に関わる推進施策と主要な取組例

#### 生物多様性の情報蓄積

- ・生物の分布調査の推進
- ・自然環境観察員制度等を活用した生物多様性基礎情報の把握

#### 生物の保護と適正管理

- ・野生生物の適切な管理
- ・特定外来生物の生息・生育分布域の縮小や個体数減少に向けた取組の推進
- ・希少生物の生息・生育状況の把握
- ・市が主導する生物多様性重要地域の検討

## ② みどりに関わる推進施策と主要な取組例

### 緑地の保全

- ・緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度を活用した緑地保全の推進
- ・市民緑地認定制度を活用した民有緑地の保全活用の推進
- ・緑地の計画的な保全
- ・緑地保全制度の活用
- ・企業や団体と連携した緑地の保全
- ・街美化アダプト制度の推進
- ・市民協働による不法投棄の防止

### 緑化の推進

- ・道路整備に伴う植栽や街路樹の整備
- ・公共施設の緑化推進
- ・緑化助成事業の充実による緑化活動の推進
- ・緑化指導等による民有地の緑化推進

### 里地里山の保全と活用

- ・保全等活動認定団体の認定及び里地里山地域の指定の推進
- ・保全活動団体と企業等が連携した里地里山の保全と活用
- ・学校や周辺地域を対象とした体験学習の開催等による文化の伝承

### 持続的な農林業の振興

- ・農産物の地産地消の促進
- ・法制度を活用した生産緑地地区の保全

### 公園の整備と適正管理

- ・相模総合補給廠共同使用区域の整備の推進
- ・広域的な利用特性を持つ公園の整備の推進
- ・市街地における街区公園等の整備の推進
- ・開発事業における適切な公園確保の促進
- ・公園施設の適正な管理、点検の実施と必要な補修の推進
- ・利用マナー向上等の適正な公園利用の促進
- ・公園利用者の利便性や快適性の向上に資する民間活力等の導入の検討
- ・ワークショップ等による市民協働の公園づくりの推進
- ・市民協働による公園の美化活動の促進

### 親緑空間の充実

- ・散策路や遊歩道の利用促進
- ・登山道や自然歩道、遊歩道等の美化活動の推進
- ・交流・体験事業による広域ネットワークの有効活用

### ③ 水に関わる推進施策と主要な取組例

#### 水循環機能の向上

- ・地下水かん養の推進

#### 水辺環境の保全と再生

- ・水辺に関わる保全等活動区域の指定の推進
- ・水辺に関わる保全等活動認定団体への支援の推進
- ・活動団体と企業等が連携した水辺環境の保全
- ・自然に配慮した河川の整備
- ・市民や自治会、河川保全活動団体、企業等の河川美化活動の支援

#### 親水空間の充実

- ・河川等の歩行者ネットワークの利用促進

### ④ 人に関わる推進施策と主要な取組例

#### 多様な主体との連携強化

- ・河川流域の自治体や住民、活動団体等との連携推進
- ・多様な活動主体間の交流ネットワーク形成の検討
- ・水源地域住民と都市地域住民の相互交流事業等の実施

#### 情報発信と共有

- ・講習会や講座の開催等による人材育成
- ・環境学習会の充実
- ・学校教育の場における環境学習の充実
- ・市民大学や公民館等における環境学習の充実

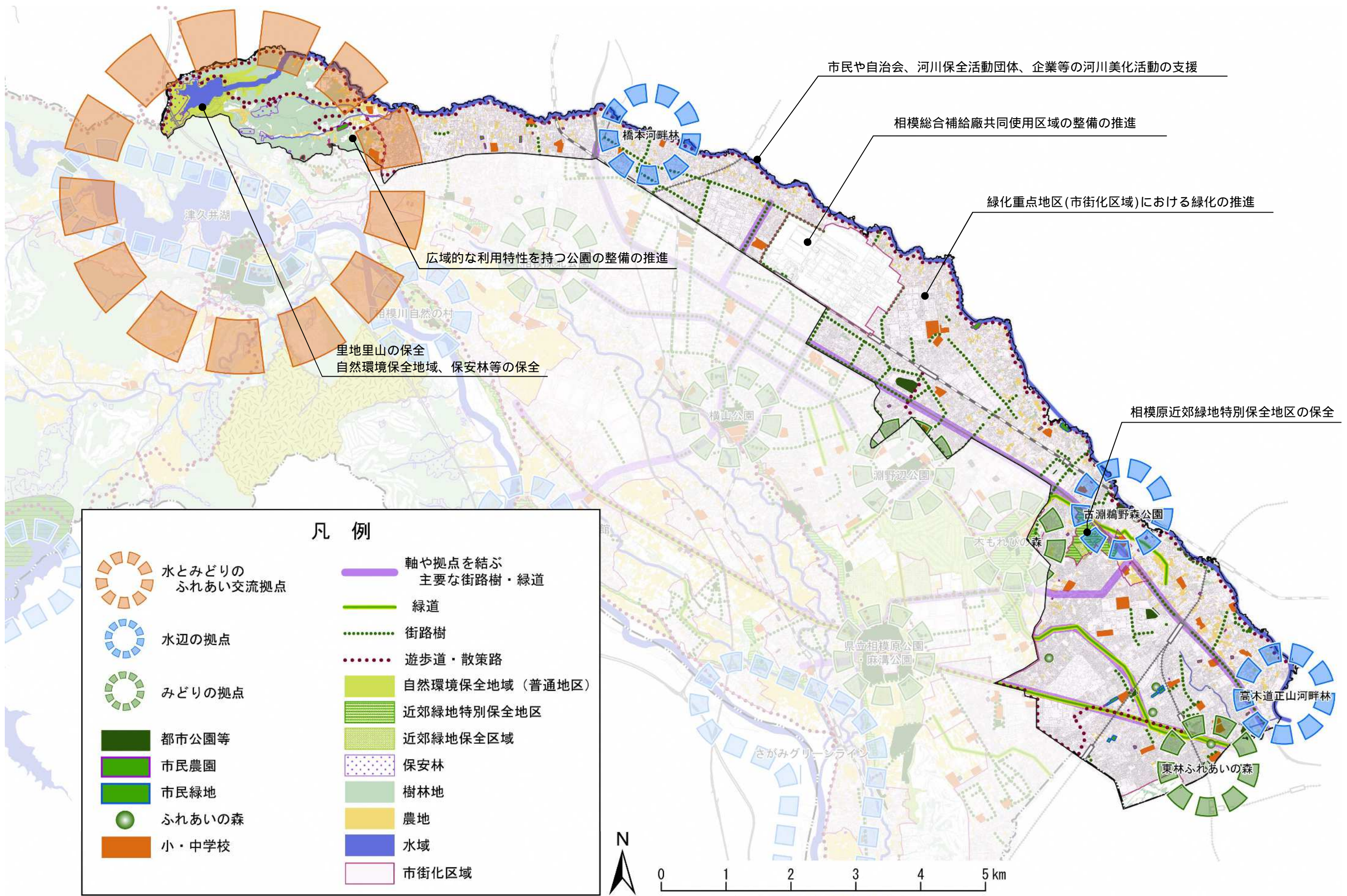


図 4-9 境川流域の施策方針

1. 推進体制

水源を育み、豊かな自然を次世代に引き継ぐことを目指し、生きものの暮らしを豊かにする水とみどりの環境づくりを展開するためには、本市に関わる全ての関係者が、みどり・水・生物多様性の重要性について理解を深め、行動することが必要不可欠です。

そのため、市民や保全団体・事業者・行政がそれぞれの役割の下に、みどり・水・生物多様性を意識しながら、保全や再生、活用等の様々な活動に関わる等、多様な主体による協働によって計画を推進します。

表 5-1 計画を推進する主体と役割

市民	みどり・水・生物多様性の大切さを知り、自然との共生を意識した日常生活への転換 緑化活動や環境保全活動等への参加や環境保全等を行う活動団体への参画等、 活動主体としての行動
保全団体	市民、事業者等の様々な主体と協働した保全活動の継続 保全活動の持続性を高めるための活動内容の発信や団体間の連携強化
事業者	みどり・水・生物多様性の保全、活用等に配慮した事業活動の展開 市民や保全団体等の活動への協力や支援等、社会貢献活動の推進 みどり・水・生物多様性の持続可能性に着目した技術革新や新たな考え方による事業展開の実現
市	市民、保全団体、事業者等の様々な主体と協働した本計画の管理・推進 適切な情報収集及び発信による意識醸成や人材確保及び育成 国や県と協力・連携した施策の推進と他自治体との広域的な連携強化 公共的な施設や空間を活用した先導的な取組の推進 財源確保に向けた取組と新たな制度や追加施策の効率的な検討及び実行

## 2. 進行管理・評価

本計画の進行管理及び評価は、PDCA サイクルに基づき実施します。

具体的には、推進施策に基づき実施する施策の事業計画を把握します。(P：計画)

事業計画に基づき、具体的な施策を実施し(D：実行)、年度終了後には、施策の実施状況を点検します。(C 点検)

施策の実施状況と事業計画に差異が生じた場合には、その要因を分析し、推進方法の改善等を検討します。(A 改善)

成果指標は、毎年度、データの収集・整理を行い、中間年次において成果指標の達成状況を評価します。(C 点検)

達成状況の評価において、課題が生じた場合には、要因を分析した上で、推進施策の見直しを検討し、将来像及び基本目標の達成を図ります。(A 改善)

なお、点検及び改善の取組は、相模原市水とみどりの審議会で審議する等、その適正を確認するほか、推進方法の改善や推進施策の見直しに関する意見を広く聴取・反映し、その結果を公表します。

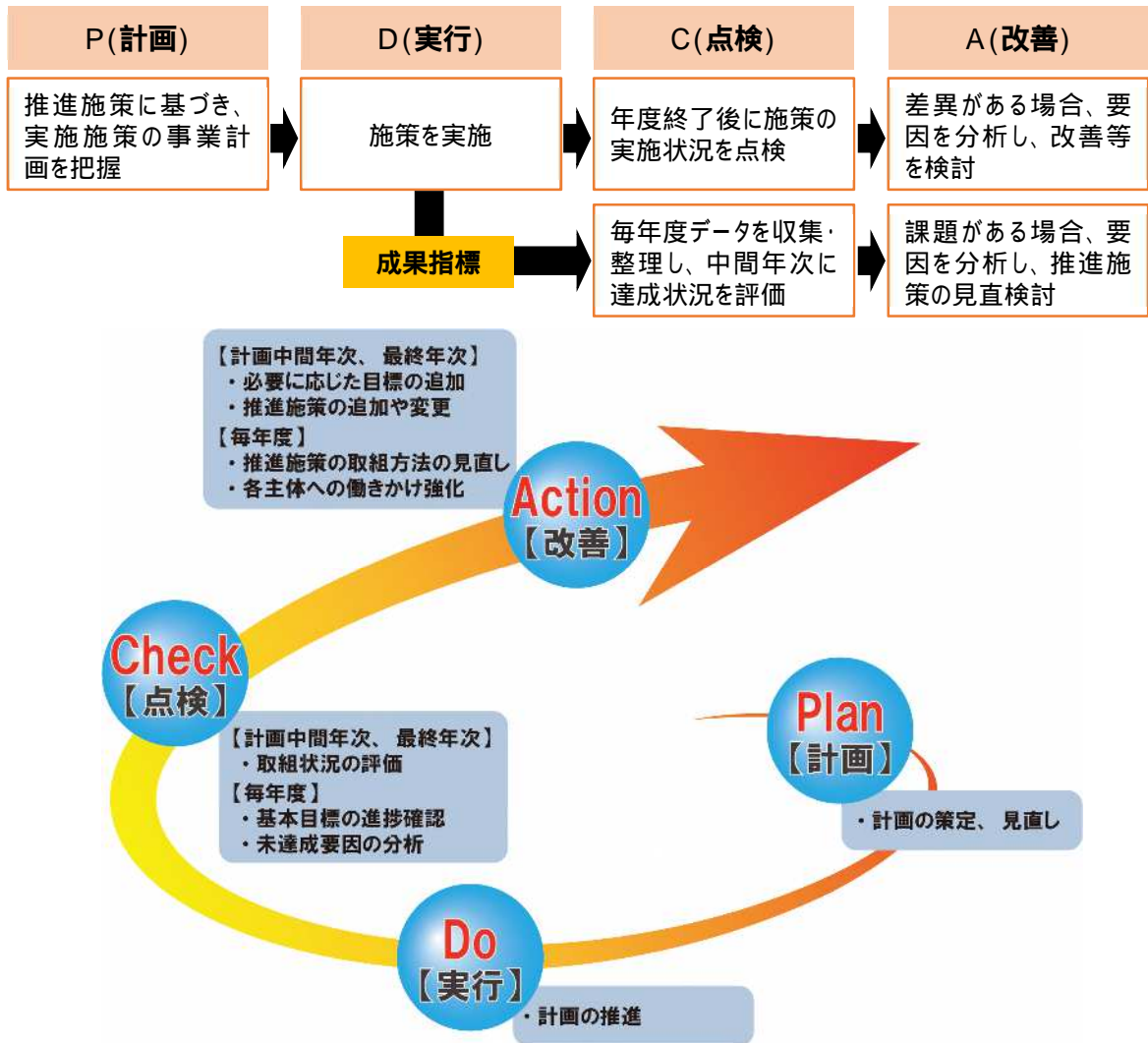


図 5-1 PDCA による施策の進行管理

### 1. 策定の経過

- ・検討の経過
- ・相模原市水とみどりの審議会 委員名簿
- ・相模原市水とみどりの審議会規則

### 2. 市民・事業者等の意識

- ・市民アンケート調査結果概要
- ・保全団体へのヒアリング調査結果概要
- ・事業者アンケート調査結果概要

### 3. 緑化重点地区の設定の考え方

### 4. 用語の説明





## 1. 策定の経緯

### 検討の経過

#### 【相模原市水とみどりの審議会】

開催日		内容
平成 30 (2018) 年度	H30.5.30	次期相模原市水とみどりの基本計画の策定について
	H30.7.25	現計画の評価・検証、統廃合の結果について 外部(団体、市民)アンケート等の実施内容について
	H30.11.7	策定に向けた市民アンケート等の結果について
	H31.2.12	基本方針について
	H31.3.19	素案作成に向けた具体的な施策について
令和 元 (2019) 年度	R1.6.4	計画書素案について(序章～2章)
	R1.8.1	計画書素案について(3章～5章)
	R1.10.4	計画案及び答申書の内容について

#### 【水とみどりの基本計画策定会議】

開催日		内容
平成 30 (2018) 年度	H30.5.17	次期「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の策定に向けた基本的な考え方について
	H31.2.1	次期計画策定に係る事前調査結果の概要について 次期「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の基本方針(案)について
令和 元 (2019) 年度	R1.8.21	次期計画素案の内容について 今後の策定スケジュールについて

【水とみどりの基本計画策定会議ワーキング会議】

開催日		内容
平成 30 (2018) 年度	H30.6.14	次期「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の策定に向けた現計画の評価・検証等について
	H30.9.21	次期「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の策定に向けた現計画の評価・検証結果等について
	H30.12.20	次期「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」における基本方針策定のための施策の体系的整理について(文書照会)
令和 元 (2019) 年度	R1.5.20	次期「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」案の考え方について
	R1.7.3	次期「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」素案について(文書照会)
	R1.7.23	次期「相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」素案について

【その他】

実施日		内容
平成 30 (2018) 年度	H30.8.9 ~ H30.8.31	市民アンケート調査 調査数：3,000名 回答数：1,528名(回収率：50.9%)
	H30.10.15 ~ H30.10.31	事業者アンケート調査 調査数：101社 回答数：67社(回収率：66.3%)
	H30.11.12 ~ H30.11.26	環境保全団体アンケート調査 調査数：26団体 回答数：21団体(回収率：80.8%)
	H30.11.27 ~ H31.1.7	環境保全団体ヒアリング 調査数：10団体

## 相模原市水とみどりの審議会 委員名簿

【相模原市水とみどり審議会 委員名簿(平成 30(2018)年度～)】

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	田淵 俊人	玉川大学農学部 教授	会長
	南 正人	麻布大学獣医学部 准教授	
	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 准教授	
市民公募	鈴木 千景	～令和元(2019)年7月28日	
	岸 好美	令和元(2019)年7月29日～	
関係団体	秋永 真里子	特定非営利活動法人 境川の斜面緑地を守る会 理事	
	飯塚 裕美	特定非営利活動法人 みどりのお医者さん	
	熊谷 達男	「小松・城北」里山をまもる会 副会長	
	高橋 孝子	特定非営利活動法人 相模原こもれび 理事長	副会長
	野口 恭夫	相模原商工会議所 3号議員 (東京ガス株式会社神奈川西支店 支店長)	

## 相模原市水とみどりの審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置された相模原市水とみどりの審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の住民
- (3) 関係団体から推薦された者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、水とみどりの基本計画事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

## 2. 市民・事業者等の意向

### 市民アンケート調査結果概要

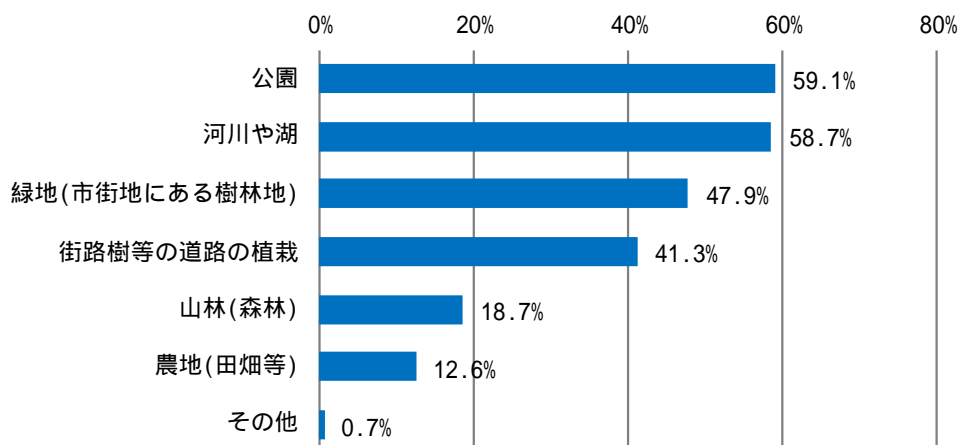
#### 調査の概要

【目的】	本計画の策定に向けた基礎資料として、市民の水とみどり・生物多様性に関する認識や今後の意向を把握しました。
【期間】	平成30(2018)年8月9日～同年8月31日
【調査数】	3,000名
【回答数】	1,528名(回収率：50.9%)

#### 調査結果について

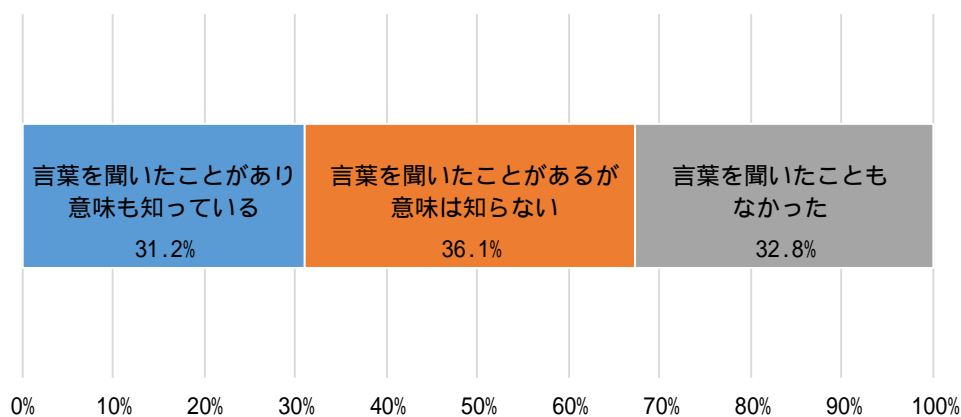
##### 「身近な水辺やみどり」から思い浮かべること

「身近な水辺やみどり」と聞いて思い浮かべることをお答えください。(3つまで選択可)



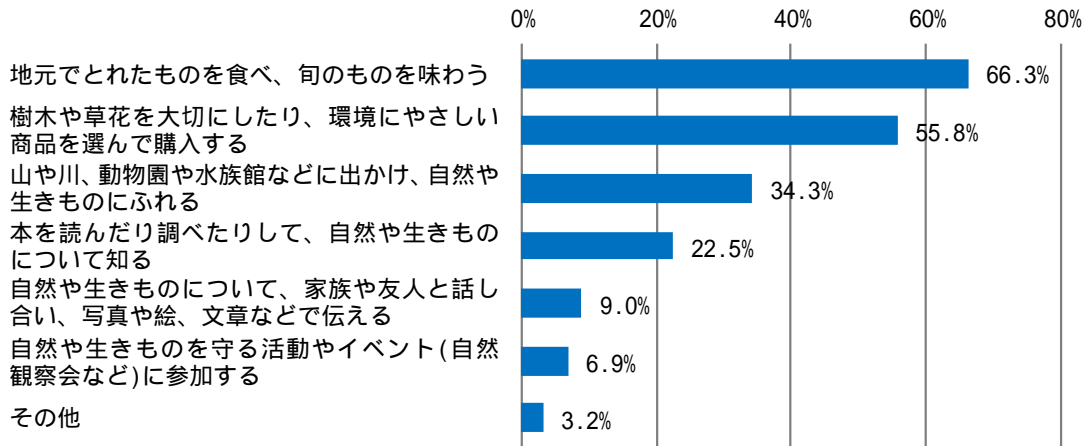
##### 「生物多様性」の認知度

あなたは「生物多様性」という言葉をご存知でしたか。



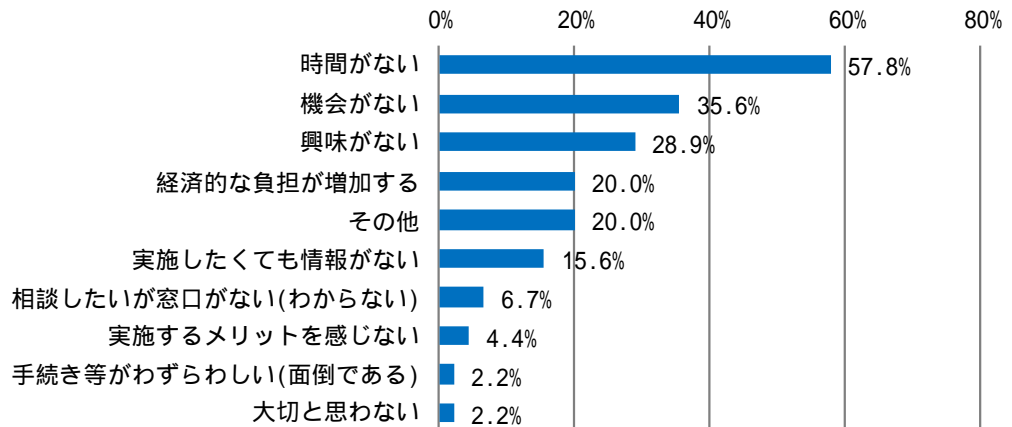
「生物多様性の保全」について、日常生活の中で実施していること

あなたは「生物多様性の保全」について、日常生活の中でできることとして、次のようなことがあります。あなたが実施していることをお答えください。(複数選択可)



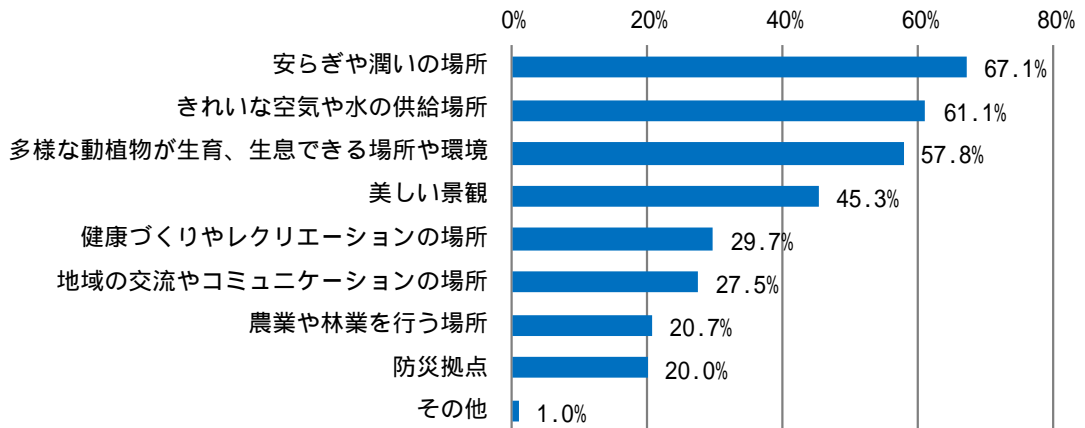
「水辺やみどり」「生物多様性」の保全のための活動ができない理由

前問で活動できる項目がなかった方にお聞きします。理由をお答えください。(複数選択可)



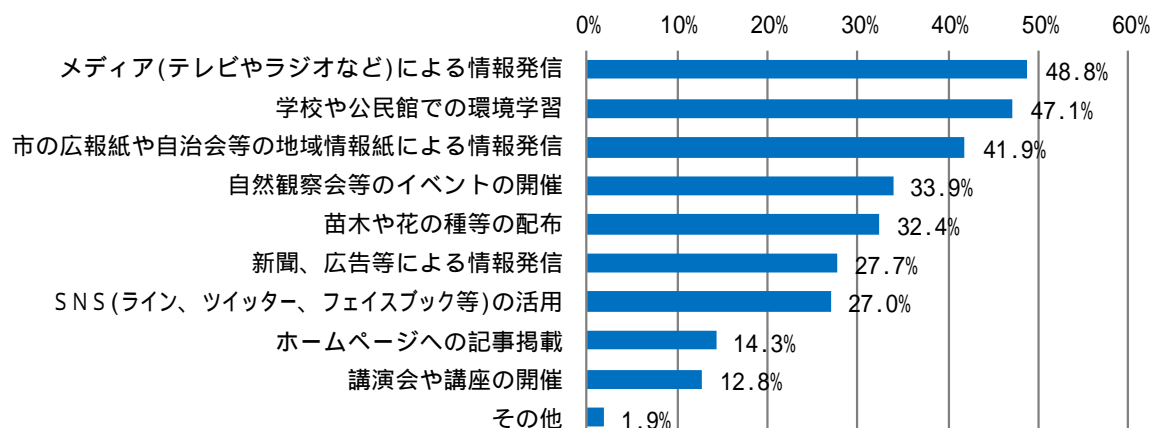
将来に残したい「水辺やみどり」の機能(役割)

「水辺やみどり」のどのような機能(役割)を将来に残したいと思いますか。(複数選択可)



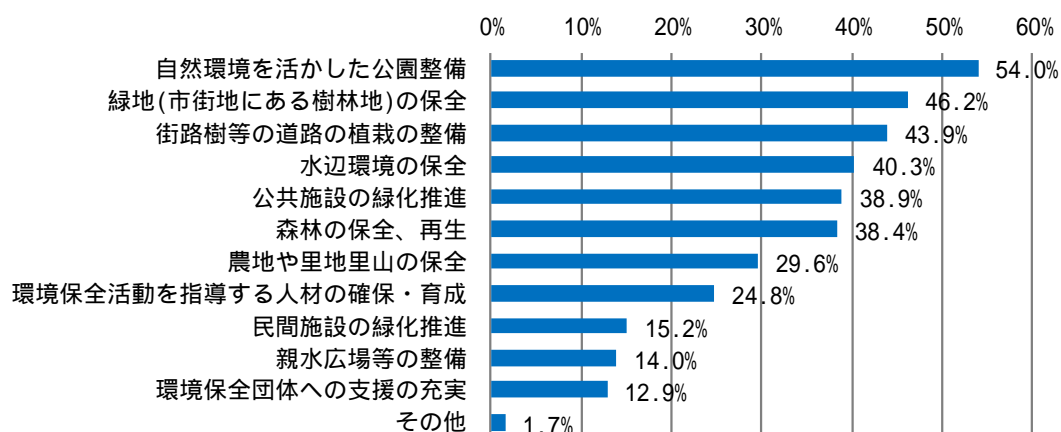
### 「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に効果的な普及啓発方法

「水辺やみどり」「生物多様性」の保全について、効果的と思われる普及啓発の方法についてお答えください。(複数選択可)



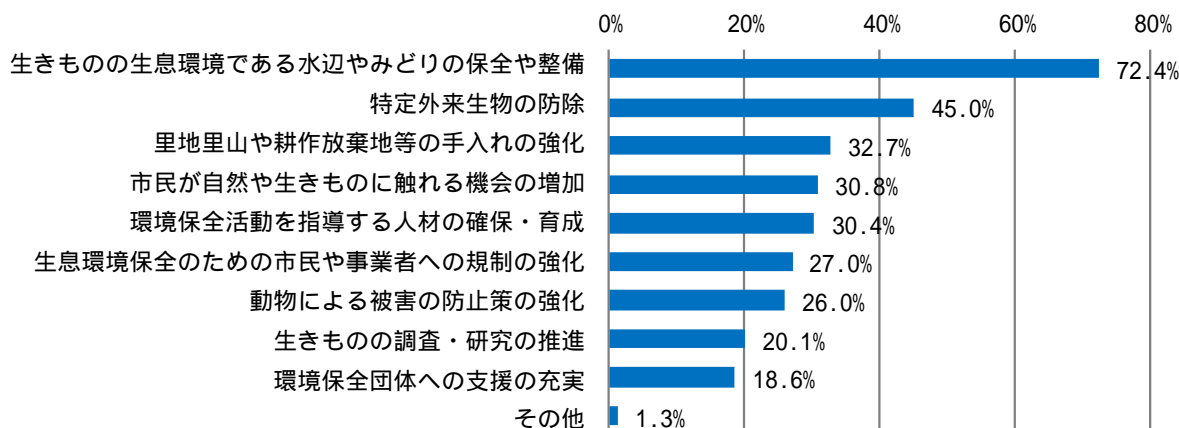
### 市に優先的に取り組んでほしい「水辺やみどり」の対策

「水辺やみどり」について、市に優先的に取り組んでほしい対策をお答えください。(複数選択可)



### 市に優先的に取り組んでほしい「生物多様性の保全」対策

「生物多様性の保全」について、市に優先的に取り組んでほしい対策をお答えください。(複数選択可)



自由意見

区分	自由意見
緑が多く良い環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気と水が綺麗で毎日元気で生活出来ると思います。相模原に長く住んで、これからも住みたい町であってほしいと考えます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原公園が大好きです。お花と設備がきれいなので続けて欲しい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の公園をよく利用させていただいています。淵野辺公園、麻溝公園、道保川公園、それぞれに特色ある自然の美しい公園ですよね。街中も緑が多く環境という意味では相模原市はとても住みやすい市だと思っています。</li> </ul>
良い環境を保存していくべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市は緑の多いところだと思います。住宅地に住む私どもには緑が少なく、徒歩、車等出かけることがあると街路樹に癒されるのですが残念ながら年々伐採されているところがあり新たに植樹するより現在のものを大切にしていってほしいです。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代のためにも緑豊かな環境を残したいと思います。しかしながら、なかなか日々の生活に追われ意識が低くなってしまったり、取組があるそかになってしまいます。市民として何ができるのか、微々たる取組が具体的にどのような環境保全の力に(助けに)なっていくのか等、分かりやすいビジョン(数値化や視覚化等)を提示していただけたらと思います。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市の環境保全を宜しく願います。緑区の緑も大切に残して行って欲しいです。</li> </ul>
緑地、水辺、公園等を作ってほしい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近くに境川があるのですが、親水場というか川に入れる場所をもっと作ってほしい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園に緑が少ないと感じます。特に小規模の公園に緑が増えると嬉しいです。また、街に日差しをしのぐ樹が欲しいと感じます。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・淵野辺駅北口は緑がとても少なく、きれいな街とはいえません。もっとグリーンを多くしていただければと思います。</li> </ul>
里山や公園の手入れ等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化で荒廃地が増えています。野菜を作っても鳥獣被害が著しいので多様性を保全するゾーンとして外来生物を駆除しながら在来の緑地を保全していくことがコストも安く維持しやすいと思います。草は悪いものと決めつけず植物のCO<sub>2</sub>を利活用したいものです。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・犬の散歩で川の近くの緑がある道を利用するが草が沢山あり歩きにくいのもっと定期的に草刈をしてほしい。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣にある公園が汚い。草がボウボウで定期的に草刈等手入れをしてほしい。砂場から雑草が伸びきっている。</li> </ul>
森林開発等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私の近くに住んでいる道路に植えてある木が切り倒されているのが多く見かけます。色々わけがあると思いますがこれだけ夏は温度が上がっているのでもっと多く木があるとほっとします。もっと樹木を大事にしてほしいです。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年木々の伐採の後マンションや一戸建てが立つ光景が見られます。また緑がなくなるのか・・・とさみしい気持ちでいっぱいになります。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大木の枝をあまり切らないでください。街路樹を丸坊主にしないでください。涼しい木陰が欲しいです。清掃方法はみんなで考えてください。</li> </ul>
獣害・外来種の問題・対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンサル、タヌキ、イノシシの害を及ぼす動物を駆除してください。農作物の被害が尋常でない。農業では食っていけなくなる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物ではありませんが「熊」による被害を聞きますので、防止策の強化をおねがいします。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農用耕作地周辺と山林界への金網、丈夫な電気柵設置</li> </ul>



## 環境保全団体へのヒアリング

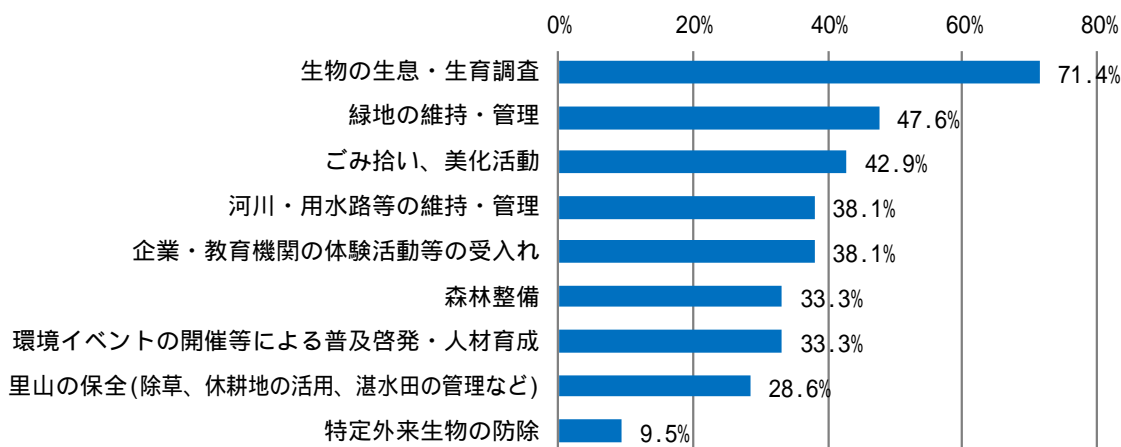
### 調査の概要

【目的】	本計画の策定に向けた基礎資料として、特定のフィールドにおいて活動する環境保全団体を対象に、活動状況や課題等に関するアンケート調査を実施するとともに、注目・保全している生物種や外来種、鳥獣被害への対応等に関するヒアリング調査を実施しました。
【期間】	アンケート調査 平成 30(2018)年 11 月 12 日～同年 11 月 26 日 ヒアリング調査 平成 30(2018)年 11 月 27 日～平成 31(2019)年 1 月 7 日
【調査数】	アンケート調査 26 団体、ヒアリング調査 10 団体
【回答数】	アンケート調査 21 団体(回収率：80.8%)

### アンケート調査結果について

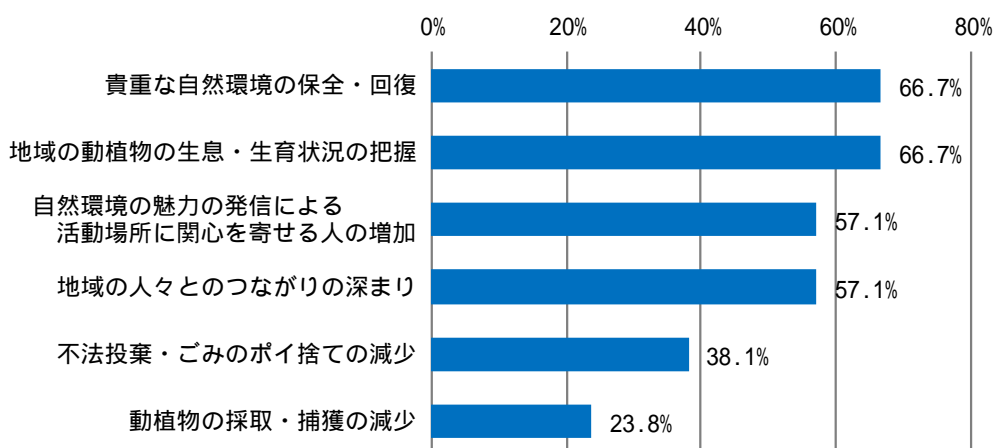
#### 主な活動内容

主にどのような活動を行っていますか。(複数回答可)



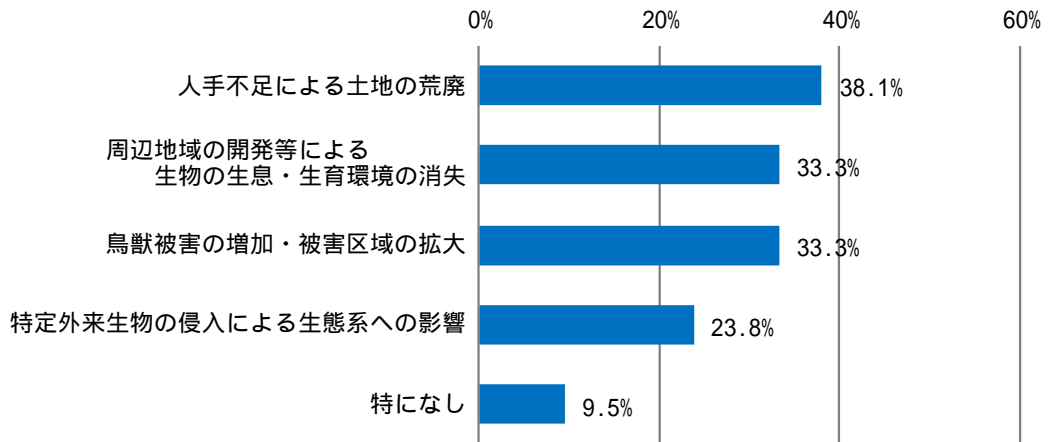
#### 活動の効果

活動を続けることで、どのような効果を感じていますか。(複数回答可)



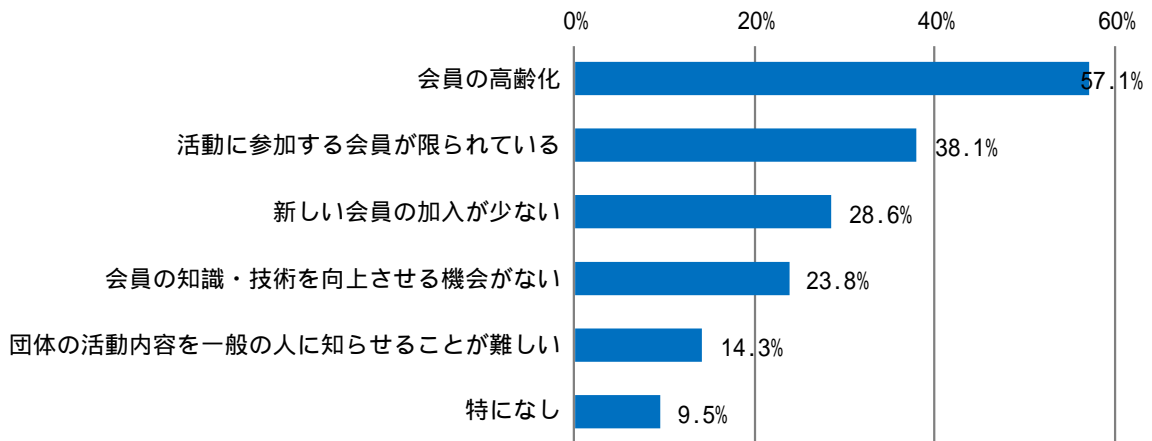
### 活動場所に差し迫った問題・危機

活動場所において、自然環境や生物多様性の保全に関わる差し迫った問題や危機には、どのようなものがありますか。(複数回答可)



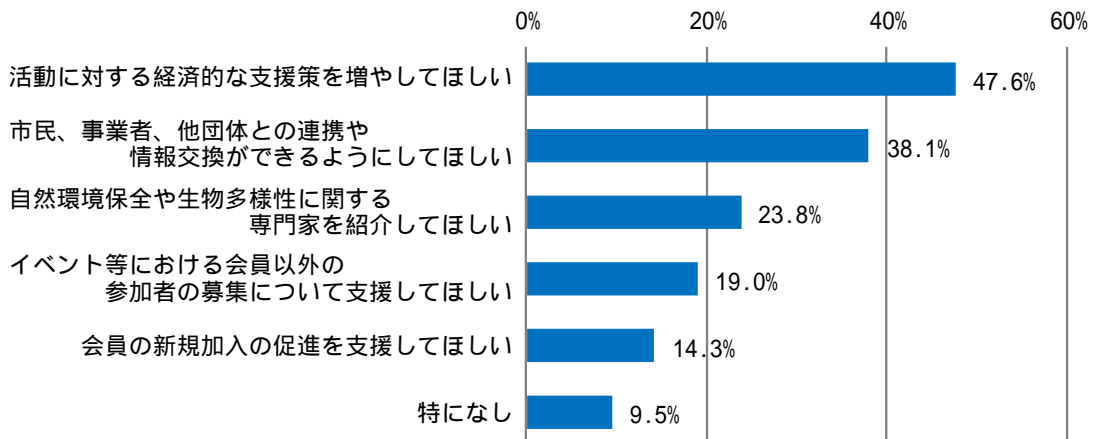
### 活動継続の課題

活動を続ける上でどのような課題や悩みがありますか。



### 市に期待すること

今後の活動に対する支援として、市に期待することはありますか。(複数回答可)



ヒアリング調査結果について

注目している生物種と理由等

<p>【アマナ、エビネ、キンラン、ギンラン、ササバギンラン、シュンラン、フデリンドウ、サラシナショウマ、ツリガネニンジン、キクザキイチゲ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年ごとの増減はあるものの、活動を始めた頃に比べて、植物の量は格段に増えている。群生地増加等は明らかである。キンラン、ギンランも増えた。</li> <li>・キンランは最近虫に食われて花が咲かないものがあった。専門家に調査してもらい、虫の種類も分かっている。今後は根まで食われてしまうのではないかと危惧している。</li> <li>・最近エビネの盗掘があった。</li> </ul>
<p>【キンラン、ヤマブキソウ、エビネ、オカタツナミソウ等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キンラン、ヤマブキソウ、エビネ、オカタツナミソウ等が盗掘の被害に遭っている。花を持っていくだけでなく、周囲 1 m<sup>2</sup>ほどの土を掘り返して根ごと持って行ってしまおうので影響が大きい。</li> <li>・見通しのきかないところに生育している植物は被害に遭いやすいので、周囲の除草や伐採を行い、見通しをよくして人目にふれるようにしている。また、看板をつけて見せることで守っている。</li> <li>・市として特定の種について採取を禁止する条例をつくってくれば注意しやすい。条例について考えてもらいたい。</li> </ul>
<p>【キンラン、ムサシアブミ、マヤラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キンランが多く見られる。森の手入れを続けることで日光が入るようになり、増えたのだと思う。ギンランは数が少ない。ムサシアブミ、マヤランもある。</li> <li>・現在、26種類の植物について49枚の看板を設置している。看板を設置して2年経った頃から、盗掘の被害がなくなった。</li> </ul>
<p>【キンラン、アマナ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キンランは毎年増えている。1株ずつ番号を付けて管理している。開花期間が10日～半月の間咲いているので開花数は数えやすい。</li> <li>・アマナは、地味な植物なので、株を見分けることが難しく、花も数日間しか咲かないので、数量は数えていない。特別に保護しているというよりは、自然の状態であえて放っておいている。経年変化としても増減はそれほどないが、生育環境が限定的で、特定の範囲にしか出てこない。</li> </ul>
<p>【メグスリノキ、チドリノキ、カツラ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらは、活動区域内で限られた場所にしか植生していないものであるため、重要視している。特にメグスリノキは、樹容も樹齢も相当なものと考えられるほどの大木になっている。</li> </ul>
<p>【ノウサギ、サンコウチョウ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらは、例えばノウサギがイヌワシの捕食対象動物となっているため、ノウサギ自体を保全するというよりは、ノウサギがいることによる周囲の環境の指標となるのでは、という見方から保全対象として見ている。</li> </ul>
<p>【ホタル、カジカガエル、アカハライモリ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昔はカジカガエルやアカハライモリが川にいた。川がきれいだった証拠だと思う。ダムができて川の水量が減り、河原の砂がなくなって、川の環境はだいぶ変わってしまった。</li> </ul>
<p>【ホタル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地から見れば珍しい生物もいるのかもしれないが、地元で暮らしていることもあって、どれが希少性が高いのか分からない。</li> </ul>
<p>【ホタル、カジカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在来種の樹木、山野草については、周囲の草刈り等を行って保護している。メンバーの中には植物に詳しい人もいる。そうした植物を守ることで、ホタルが生息する川の環境がよくなるために行っている。</li> </ul>
<p>【ホタル(ゲンジボタル、ヘイケボタル)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の谷戸では、昔はたくさんいたのだろうが、平成の初め頃には少なくなっていた。保全団体が活動を開始した平成初め頃から増え始め、今もホタルが見られる。</li> <li>・6月20日頃がピーク。ただし、数は年々減っていると思われる。一度に見られるのは200～300匹。</li> </ul>

外来種の分布や鳥獣被害の状況等

<p>【ヒメオウギズイセン、ツルキキョウ、ツルキキョウ、スマレサイシン、イチビ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒメオウギズイセン、ツルキキョウが増えている。ツルキキョウは南区の一部の地域にかなりの量ある。スマレサイシン、イチビもすごい。</li> <li>・外来種というより園芸種が多い。家で育てられなくなった植物を緑地に植える人、植木鉢の土を捨てる人がいる。植木鉢に植わった木が植木鉢ごと捨てられていたこともある。カブトムシを飼っていた土がギンランの生育地に捨てられたこともある。土の中には種等いろいろなものが入っているので困っている。土を捨てることが森全体にとってどの程度影響があるかはわからないが。</li> </ul>
<p>【アレチウリ、オオブタクサ、ミシシippアカミミガメ、ヤナギハナガサ、オオカワヂシャ、ノラネコ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アレチウリ、オオブタクサは以前からあり、ミシシippアカミミガメやスッポンもいる。</li> <li>・境川沿いや川の中に 10 年以上前からヤナギハナガサが生えている。最近はおオオカワヂシャを見るようになった。</li> </ul>
<p>【ハクビシン、アライグマ、イノシシ、サル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区全体でハクビシン、アライグマを見る。畑の作物を荒らすので困っている。経年的な変化は不明</li> <li>・一番被害が大きいのはイノシシ。畑の作物を荒らすだけでなく、電気柵を設置したら山の斜面を掘り返すようになった。そのせいで斜面の土砂や石が落ちてくる。被害箇所については、特にどこかがひどいということではなく、地区全体で被害を受けている。</li> <li>・サルも畑の作物を荒らすので困っている。</li> </ul>
<p>【ハクビシン、アライグマ、イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマやハクビシン等は、見かけることもあるが、広く分布しているという印象はない。</li> <li>・イノシシの農業被害。範囲は活動地域の全域に当たる。</li> </ul>
<p>【アライグマ、ハクビシン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アライグマやハクビシンはいるかもしれないが、活動エリアに限って生息しているものはいない。</li> </ul>
<p>【アライグマ、ハクビシン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前はアライグマやハクビシンがいたが、今はいない。手入れを続けたからだと思う。タヌキもいなくなった。</li> </ul>
<p>【イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動地域にも動物は来ているのかもしれないが荒らされることはない。</li> <li>・一部の公園ではイノシシが土を掘り返し、雨が降ると斜面が崩れるので困っている。シカは足跡があるので来ているのがわかる程度。この地域にサルは生息していない。</li> </ul>
<p>【ハクビシン、イノシシ、シカ、ヤマビル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に外来種という点では意識していないが、ハクビシンを見かけたのが一つ。後はイノシシやシカが媒介となるヤマビル被害が深刻化している。</li> </ul>
<p>【ヤマビル】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種としては不明であるが、近年は特にヤマビルの被害が顕著になってきている。</li> <li>・若い世代や子どもに来てほしいと考えているが、学校の課外授業でもヤマビルの存否を確認されることもあり、なかなか来てもらえないのが実状である。</li> <li>・早戸川の方にしかいなかったヤマビルは、20 年くらい前から見られるようになり、今では山の中の至るところに生息している。シカについて移動するというのが、ネコにもつくので、集落の中までヒルが入ってきている。</li> </ul>
<p>【サル、シカ、イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムができてから、サル、シカ、イノシシが増えた。シカの声は家にいてもよく聞く。シカもイノシシも昔は見なかった。昔は炭焼き等をしていて、シバハキ(芝刈りのこと)等をしていたし、山の中にわざと実のなる木を植えたりしていたので、動物が里山に出てくることはなかったのではないが。</li> </ul>

## 事業者アンケート調査

### 調査の概要

【目的】 本計画の策定に向けた基礎資料として、事業者の水とみどり・生物多様性に関する取組状況や今後の意向を把握しました。

【期間】 平成 30(2018)年 10 月 15 日～同年 10 月 31 日

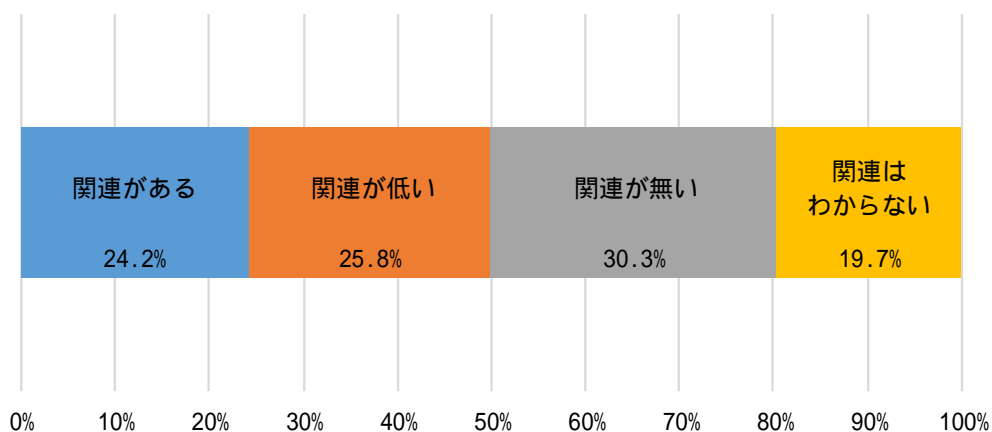
【調査数】 101 社

【回答数】 67 社(回収率：66.3%)

### 調査結果について

#### 事業活動と「水辺やみどり」「生物多様性」との関連

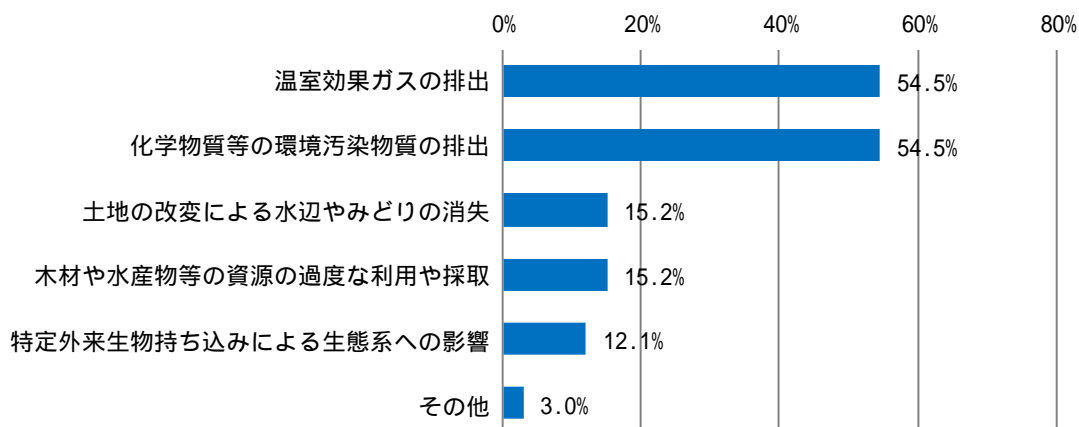
貴事業所の事業活動と「水辺やみどり」「生物多様性」との関連について、あてはまるものをお答えください。



#### 事業活動と「水辺やみどり」「生物多様性」との関連

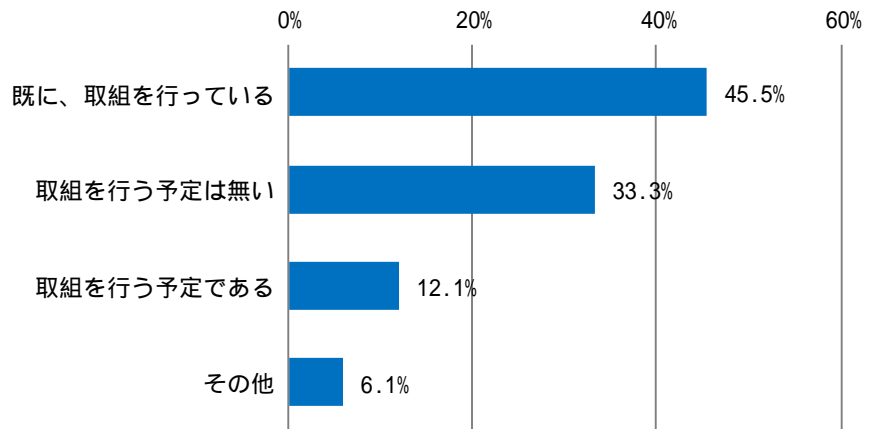
貴事業所の事業活動と「水辺やみどり」「生物多様性」との関連について、あてはまるものをお答えください。(複数選択可)

対象は、 で「関連がある」又は「関連が低い」と回答した事業所



### 事業活動における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組状況

貴事業所の事業活動における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組について、当  
てはまるものをお答えください。

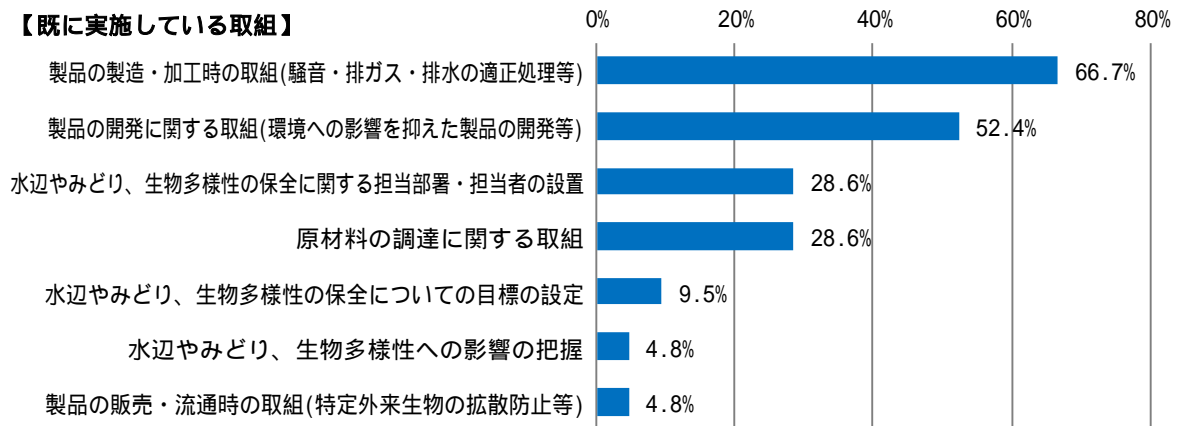


### 事業活動における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組内容

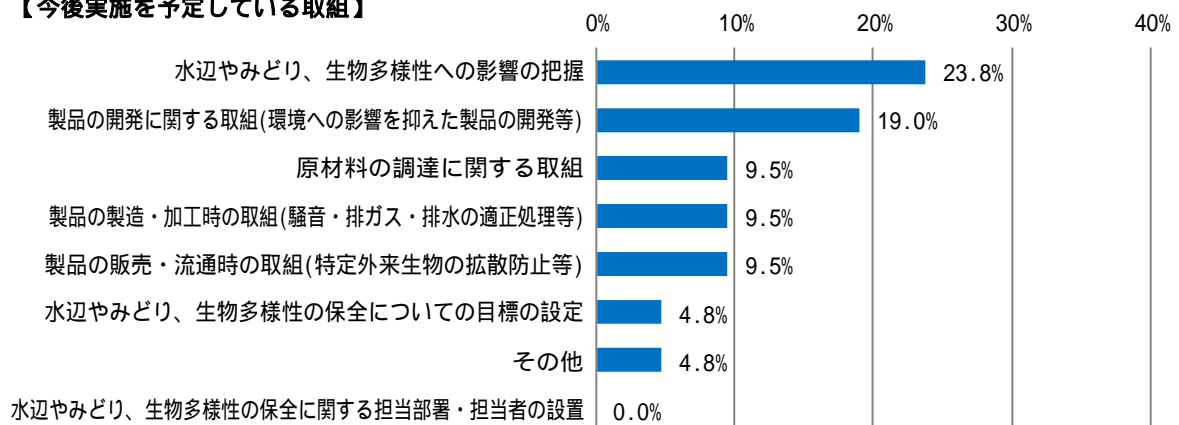
貴事業所の事業活動における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組内容についてお答えください。(複数選択可)

対象は、 で「既に取組を行っている」「取組を行う予定である」「その他」と回答した事業所

#### 【既に実施している取組】

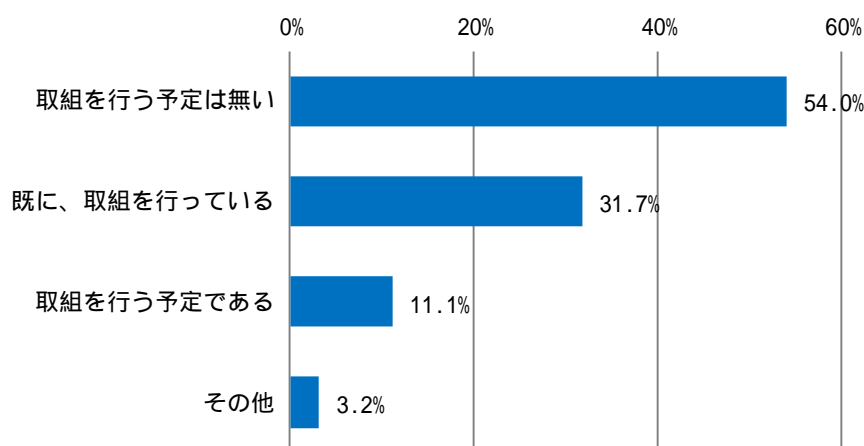


#### 【今後実施を予定している取組】



### 事業活動以外における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組状況

貴事業所の事業活動以外における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組(社会貢献活動やCSR活動等)について、当てはまるものをお答えください。

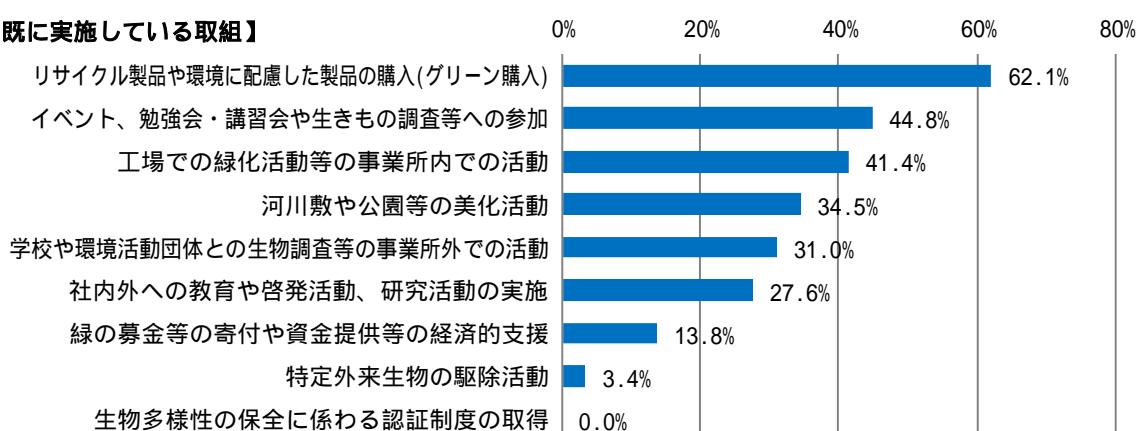


### 事業活動以外における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組内容

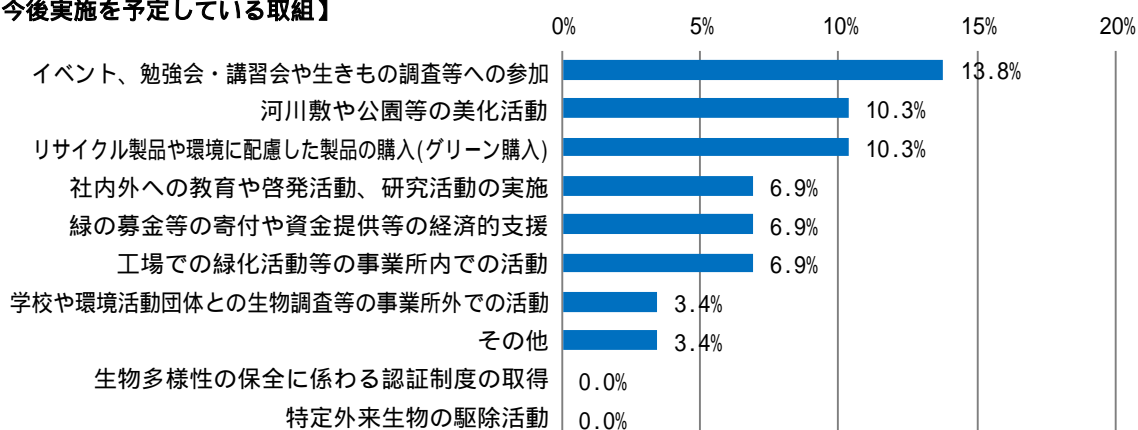
貴事業所の事業活動以外における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全に関する取組内容についてお答えください。(複数選択可)

対象は、で「既に取組を行っている」「取組を行う予定である」「その他」と回答した事業所

#### 【既に実施している取組】

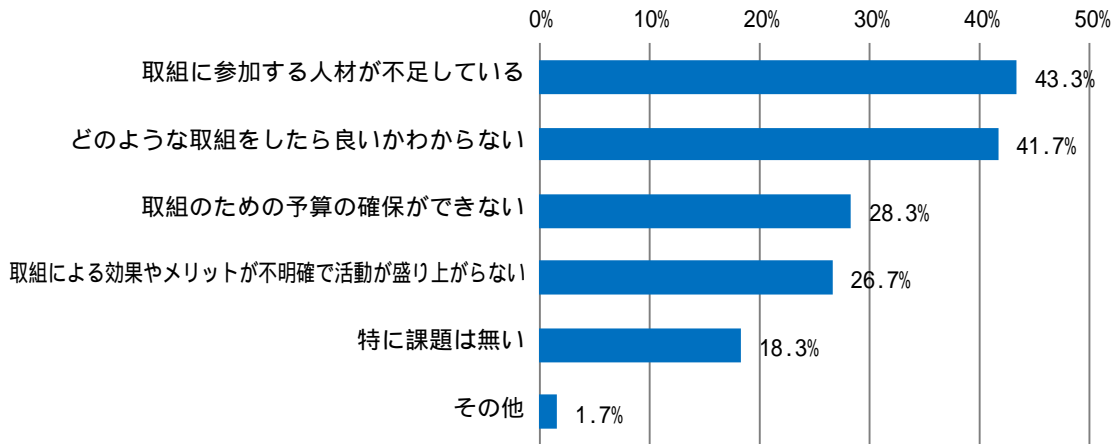


#### 【今後実施を予定している取組】



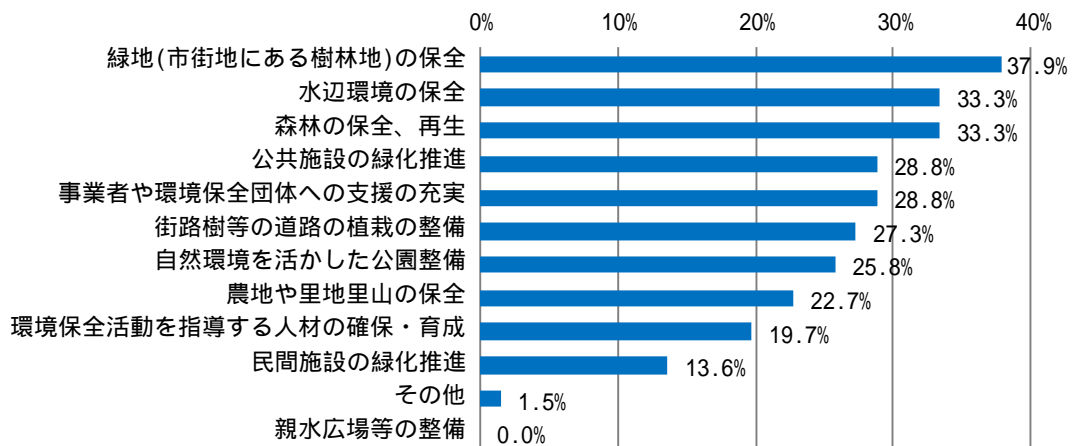
事業所における「水辺やみどり」「生物多様性」の保全を進める上での課題

貴事業所が「水とみどり」「生物多様性」の保全に関する取組を進めていく上で課題や問題点について当てはまるものをお答えください。(複数選択可)



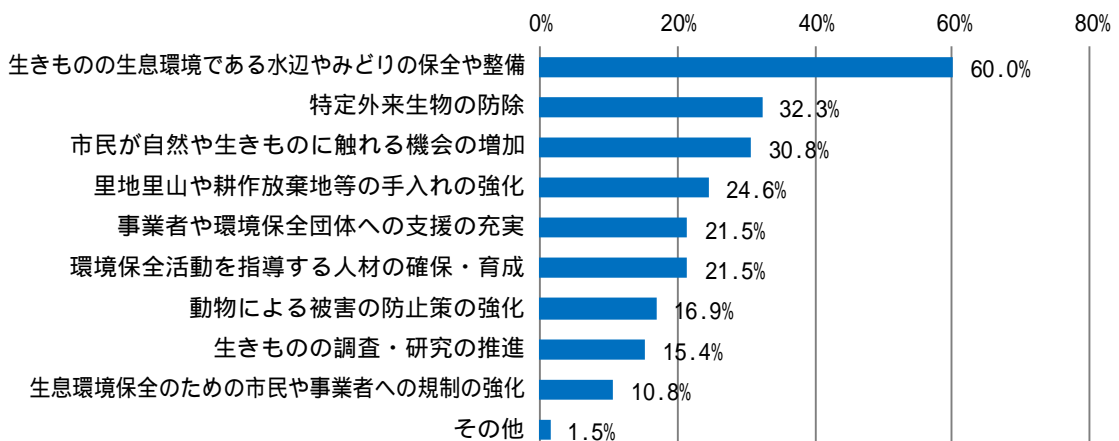
「水辺やみどり」について優先的に取り組んでほしい対策

「水辺やみどり」について、市に優先的に取り組んでほしい対策をお答えください。(複数選択可)



「生物多様性の保全」について優先的に取り組んでほしい対策

「生物多様性の保全」について、市に優先的に取り組んでほしい対策をお答えください。(複数選択可)





## 自由意見

自由意見
・自然を大事にし、地域住民がより住みやすくなるような環境改善に取り組んでいただけたらと思います。
・緑区を中心とした緑豊かな地域である相模原市であると思いますが、現存している緑を保全・整備しているかどうかという点では見直すところがあるのではと思います。

### 3. 緑化重点地区の設定の考え方

#### 緑化重点地区とは

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第8号に規定されている「緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことであり、本計画において定めるものです。

##### 都市緑地法【抜粋】

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

八 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

#### 緑化重点地区設定の原則的な考え方

都市緑地法に基づく制度の運用について、原則的な考え方を示している、都市緑地法運用指針(平成16年12月17日付け国都公緑第150号)では、緑化重点地区の設定の原則的な考え方を次のとおり示しています。

##### 都市緑地法運用指針【平成30年4月1日改正】(8～9頁)

当該市区町村の都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて緑化重点地区を定め、当該地区において講ずることとなる公共公益施設の緑化等の緑化施策についておおむねの位置を特定し即地的に定めるべきである。

(中略)

例えば、駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区、防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区、緑化の推進に関し住民意識が高い地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等において、地形、地物、字界等で区域を設定して緑化重点地区を定め、緑地協定及び市民緑地契約の締結、市民緑地設置管理計画の認定、公共公益施設の緑化、地区計画等の区域における緑化率規制、民有地緑化に対する助成、都市公園の整備等、当該地区において講じる緑化施策について定めることが考えられる。

(中略)

なお、緑化重点地区は緑化地域以外の区域に定めるものであるが、将来の緑化地域の指定を妨げるものではない。また、緑化重点地区は、比較的绿色が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定める地区であることから、原則として都市計画区域内に定めるものであり、例えば、農用地区域及び保安林等については緑化重点地区を定めるものではない。

## 本市における緑化重点地区の設定の考え方

緑化重点地区は、緑地の整備や緑化を推進し、みどりを積極的に確保する地区であるため、本市における駅前等の市のシンボルとなる地区、緑が少ない地区、エコジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区等を中心として、適切な地区設定の考え方を検討してきました。

表 参考資料-2 緑化重点地区の抽出条件と対象

条件		対象
都市計画区域(農用地区域等を除く。)	市のシンボルとなる地区	<b>【主要駅周辺】</b> 「橋本駅周辺」「相模原駅周辺」「相模大野駅周辺」
	緑が少ない地区	<b>【緑被率が低い地区】</b> 橋本(7.5%)・東林(7.6%)・城山(8.4%)・大野南(10.8%)・大野北(11.0%)・大野中(11.6%)・本庁(11.8%)・相武台(12.0%)・田名(12.3%)・相模台(13.3%)・大沢(14.5%)・上溝(15.0%)・麻溝(15.5%) <b>【緑被率が比較的高い地区(参考)】</b> 新磯(25.3%)・津久井(27.1%)・相模湖(38.0%)・藤野(49.3%)
	エコジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区	<b>【エコジカルネットワークを形成する上で重要となる地区】</b> 橋本・大沢・本庁・大野北・田名・上溝・大野南・大野中・麻溝・新磯・相模台・東林

## 本市における緑化重点地区の設定

本市の都市計画区域内の緑被率を見ると、相模原都市計画区域の市街化区域及び相模湖津久井都市計画区域の用途地域内では、緑被率が減少傾向にあり、特に市街化区域の緑被率の減少が顕著になっています。

市のシンボルとなる地区等の考え方と緑被率の減少傾向から、本計画においては、相模原都市計画区域の市街化区域を緑化重点地区に設定することとします。

表 参考資料-1 都市計画の区域ごとの緑被率(平成 30(2018)年度)<sup>35</sup>

区分	面積	緑被地面積	緑被率
相模原都市計画区域	11,027 ha	3,468 ha	31.5%
市街化区域	6,820 ha	807 ha	11.8%
市街化調整区域	4,207 ha	2,661 ha	63.3%
相模湖津久井都市計画区域	10,677 ha	8,765 ha	82.1%
用途地域内	800 ha	295 ha	36.9%
用途地域外	9,877 ha	8,470 ha	85.8%
都市計画区域外	11,187 ha	10,797 ha	96.5%

<sup>35</sup> 平成 30(2018)年度相模原市みどりの実態調査報告書

## 4. 用語の説明

### あ行

NPO(Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization) (えぬぴーおー)

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。

### か行

外来種(がいらいしゅ)・・・【環境省ホームページ「日本の外来種対策」より】

導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。)により、その自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む)です。

外来生物(がいらいせいぶつ)・・・【環境省ホームページ「日本の外来種対策」より】

外来生物法(平成 16 年法律第 78 号)では、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている「法律用語」。つまり、国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含みません。

河畔林(かはんりん)

洪水等の影響を受ける不安定な立地の河原に生育している水辺林を、河畔林または溪畔林という。河畔林や溪畔林から落ちた葉や小枝は、川の中の小さい生物の餌になり、落ちた昆虫は魚の餌になります。

環境学習(かんきょうがくしゅう)

各主体の環境に対する共通の理解を深め、意識を向上させ、問題解決能力を育成し、各主体の取組の基礎と動機を形成することにより、各主体の行動への環境配慮を促進することです。

近郊緑地保全区域(きんこうりょくちほぜんくいき)

首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)に基づき、大都市圏に良好な自然環境を有する緑地を保全し、住民の健全な生活環境を確保し、近郊整備地帯の無秩序な市街化を防止する目的で、定められた区域をいいます。

広域トレイル(こういきとれいる)

森林、原野、里地里山等にある踏み分け道、歩くための道が広域的につながっていることをいいます。

耕作放棄地(こうさくほうきち)

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

混交林(こんこうりん)

二種類以上の樹種で構成された森林です。しかし高木性樹種において、高木層と低木層で樹種が異なるものも混交林という場合があります。その場合、混交複層林と呼ぶことが多いです。

## さ行

### 里地里山(さとちさとやま)

農地や雑木林等と、そこに暮らす人の生活の場が一体となった地域をいいます。

### CSR(Corporate Social Responsibility)(しーえすあーる)

企業の社会的責任のことです。企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業の在り方を指します。

### 自然環境保全地域(しぜんかんきょうほぜんちいき)

豊かで貴重な自然を有し、自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが特に必要な区域のことをいいます。建築物等の新築や改築等、宅地の造成土石の採取等については届出が必要になります。

### 市民緑地(しみんりょくち)

都市緑地法に基づき、土地所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地等を公開する制度です。この制度により、都市に残るみどりが、自治会やボランティア団体等の管理により保全され、市民が憩いの場として利用できる公開された緑地として提供されます。

### 人工林(じんこうりん)

植栽または播種により更新した森林。間伐等の保育が行われるのが普通であるが、更新後の手入れの有無は問いません。天然更新し、その後間伐等の手入れを行った森林は、育成林または天然生林と呼んでいます。

### 水源かん養(すいげんかんよう)

森林の土壌が雨を貯め、河川へ流れ込む水の量を一定にして洪水を緩和し、川の流量を安定させる機能のことです。

### 生産緑地地区(せいさんりょくちちく)

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地に供する用地として適している農地を対象に都市計画に定めたもので、本市においては、条例で下限面積を 300m<sup>2</sup>としています。

### 生態系(せいたいけい)

食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまりを示す概念のことをいいます。まとまりの捉え方によって、地球全体を一つの生態系と捉えることもでき、森林、湿原、川等も 1 つの生態系と捉えることもでき、その規模は様々です。

### 生物多様性国家戦略 2012-2020(せいぶつたようせいこっかせんりゃく)

生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。

平成 22(2010)年 10 月に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、平成 24(2012)年 9 月 28 日に閣議決定されました。

## た行

### 地球温暖化(ちきゅうおんだんか)

人間の活動に伴い、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のことです。

### 地産地消(ちさんちしょう)

国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取組です。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組等を通じて、地域の活性化にもつながります。

### 地表面放射温度(ちひょうめんほうしゃおんど)

衛星や航空機に搭載した熱赤外線センサーを用いて、地表面の温度を計測したものです。観測条件を変えて測定することで地表面における熱の伝わり方の違いを知ることができます。

### 都市緑地法(としりょくちほう)

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律です。この法律では、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。

## な行

### 農用地区域(のうようちくいき)

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)に基づき、今後とも農業の振興を図るべき地域として、知事が指定する農業振興地域内の土地で、今後長期間にわたり農業上の利用を図るべき土地の区域のことをいいます。農業振興地域の指定を受けた市町村が作成する「農業振興地域整備計画」で定められています。

## は行

### パークマネジメントプラン

市民の豊かな暮らしを実現するために、公園が担うべき役割や目指すべき公園像を明確にし、施設の適切な管理等に関するハード面の方針(管理方針)と、公園の利活用や適正利用等に関するソフト面の方針(運営方針)を定め、これらに基づいた管理運営を行い、公園の更なる魅力向上や、より効果的・効率的な管理運営、適正利用の推進等により、相模原市らしい魅力的な公園づくりを実現するものです。

### BOD(生物化学的酸素要求量 : Biochemical Oxygen Demand) (びーおーでいー)

有機物による汚れの指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量のことをいいます。有機性汚濁物が多くなるとBOD値は高くなります。河川における有機物による水質汚濁の指標として用いられています。

### ヒートアイランド

都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象です。等温線を描くと温度の高いところが島のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれています。

### 保安林(ほあんりん)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、公衆の保健など、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県府知事によって指定される森林のことをいいます。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木伐採や土地の形質の変更などが規制され、水源かん養保安林、保健保安林等、全部で17種類(神奈川県は13種類、相模原市は6種類)の保安林があります。

### 保存樹林(ほぞんじゅりん)

本市では、市民が健康で快適な生活を営むことのできる環境を確保するため、相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)により制度化され、現在では市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例により、市街地に残された貴重な樹林を保存樹林に指定しています。

## ま行

### みどりの少年団(みどりのしょうねんだん)

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体です。

### モニタリング調査(もにたりんぐちょうさ)

監視・追跡のために行う継続的な観測や調査のことをいいます。

## や行

### 谷戸(やと)

丘陵の間の谷状の地形を持つ地域のことをいいます。貴重な源流域となるとともに、水・緑・農地・集落の一体空間として生物が多く生息しています。

### ヤマビル

円筒形で体長 2～5cm 程度のミズヤゴカイの仲間(環形動物)です。色は、赤褐色で背中に 3 本の黒い縦線があります。前後に吸盤を持ち、伸びると 5～7cm になってしゃくとり虫のように移動します。人や動物に接近し、付着し、吸血します。

### 遊休農地(ゆうきゅうのうち)

農地法(昭和 27 年法律第 229 号)において、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(を除く。)と定義され、農地の有効利用に向けて、措置を講じるべき農地のことです。

## ら行

### 緑化重点地区(りょくかじゅうてんちく)

都市緑地法に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定項目として定める「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のことです。緑化重点地区では、緑化の方向性や緑化手法等詳しいプランを策定し、緑化重点地区整備事業等により、重点的に緑化を推進します。

## わ行

### ワークショップ

住民参加型のまちづくり等において、様々な立場の人が参加して、地域課題の解決や計画を策定する手法のひとつです。